

ホントにはじめて  
の簿記2級

# 商業簿記

経理・経営の

電卓  
いらず！

オハナシをプラス！

2級商簿をガッチャリ理解！

そして実務にも役立つ！

ふくしままさゆき

# ホントはじめての簿記2級商業簿記

経理・経営のオハナシをプラス！

電卓いらず！まずはタブレットだけで2級商簿を始めましょう！

はじめに

おかげさまで、前著「ホントにゼロからの簿記3級」は大変ご好評いただいておりまして、amazonの分野別ランキングで頻繁に1位にランクインさせていただいております。本書はその2級商業簿記版です。

本書は日商簿記3級を一通り勉強したことのある人が対象ですが、必ずしも3級に合格している必要はありません。現に、私自身は3級の勉強を一通りした後、すぐ2級商業簿記の勉強に入りましたので3級を受験したことはありません。ただし3級の理解が曖昧だったので若干苦労はしましたが、簿記2級からあらたに頑張れば大丈夫です。

しかも本書ではその点工夫してあります。3級と重複する分野に関しては、各章の冒頭に3級の内容を基礎から記載しておりますので、入門レベルから復習できるような構成にしてあります。

ちなみに、簿記2級の商業簿記と工業簿記のどちらから先に勉強を始めようかと悩んでいる人もいると思いますが、悩むくらいなら時間がもったいないので商業簿記から始めてみてください。どちらからでもいいと思いますが、2級商業簿記は3級の延長線上にありますので、とっつき易いうえに、2級工業簿記には2級商業簿記で出てくる知識を使う分野もごく一部ですがありますので(直接原価計算)。

そして前著と同じように、本書は簿記2級商業簿記の範囲のほとんどをカバーしています。2級商業簿記の各項目をそれぞれ入門・基礎レベルで解説している本です。細かい論点や応用論点は省いている分、簿記そのものだけでなく、いろんな取引の仕組みや前提のオハナシも解説しています。一步突っ込んで、ときには簿記検定からちょっと脱線してこれらを書かせていただきました。簿記2級商業簿記の土台となる知識がまとまっていますので、シッカリ読みこんでいただきたいと思います。そして各章末には【章末確認問題】が付いていますので、理解の確認に是非ご活用ください。『正解できて当たり前!』くらいのレベルになっています。

また、簿記2級を目指す人は、簿記検定さえ受かればそれでいいという人は少なく、「簿記2級合格」ということを何かに役立てたいという人が多いと思います。たとえば経理部や財務部志望の就職活動のためであったり、経理部員あるいは経理部以外の人が経理関連のビジネスの一般知識も身に付けたいというケースも多いのではないでしょうか。つまり、現在もしくは将来のなんらかの仕事に役立てたいのだと思います。そうだとしたら、**簿記2級合格を目指す多くの方は、仕訳さえわかればそれでいい、履歴書の資格欄に『日本商工会議所主催簿記検定2級合格』と書ければそれでいい、というわけではない**のだと思います。

そこでたとえば、会計ルールと法人税法との関係って?、公認会計士と税理士の違いつて?(これよく訊かれるんです!)、会計監査って?、会社法と金融商品取引法の関係って?(とくに経理部員や法学部生にはこの理解は大切です!)など、簿記検定に間接的に関係している経理・経営のオハナシも随所に書いてありますので、より深くそしてより鮮明に経理やビジネスが見えてくると思います。この点、私の経理部・監査法人・経理コンサルティングの実務経験がとくに活かされていると思います。とくに簿記や簿記検定の本の著者の方々の中で、経理部実務経験のある人は稀ではないかと思いますので(ほとんどいないと思います)、私の経理部経験を最大限活かして書きたいと思って執筆しました。

それでもとくに学生さんのなかには「就職活動に役立てるためだから合格しさえすればいい」という人もいるとは思いますが、そうであればなおさら、経理周りのビジネスの知識を身につけておいた方がいいと思いま

す。本書をきっかけに、少しでも会社のこと、経理のこと、ビジネスのことが見えてきた方が、会社選び、職種選び、面接対策にもなるのではないかでしょうか。面接で仕訳を訊かれることなんて滅多にありませんし、実際に経理部に入って「経理部ってこんなことするの？！」という期待ギャップを小さくもできるでしょう。仕訳以外のことも知っておく必要があると思います。

このように、本書は簿記検定の教科書・解説本であると同時に、ちょっとだけですがビジネス書でもあります。ビジネス書を読む“読みもの”感覚で、スマホやタブレットだけで、そして電卓なしで、読んでいただきたいと思います。

では、簿記2級商業簿記の勉強をスタートさせましょう！読んで、考えて、どんどん理解して、そして本書を早く卒業していってください！

注：本書では断りのない限り、簿記の検定試験とは日本商工会議所主催の簿記検定試験のことを指しています。

また本書は2014年7月時点の基準・法令及び私個人の知識・経験・見解を基に作成しております。本書の内容が原因で被った損害については補償致しかねますことをご了承ください。

また金額の表示については、便宜上、たとえば「100,000円」を「10万円」というように“万”という漢数字を用いて表記している箇所もあります。ご了承ください。

## 目次

- 【第1章】簿記2級商業簿記の位置づけ・前提
- 【第2章】預金
- 【第3章】一般商品売買
- 【第4章】手形の裏書・割引・不渡り
- 【第5章】荷為替手形
- 【第6章】有価証券
- 【第7章】有形固定資産
- 【第8章】無形固定資産
- 【第9章】繰延資産
- 【第10章】消費税
- 【第11章】貸倒引当金
- 【第12章】引当金概論
- 【第13章】社債の発行と償還
- 【第14章】法人税等
- 【第15章】株式の発行
- 【第16章】剰余金の配当と処分
- 【第17章】特殊商品売買(総論)
- 【第18章】特殊商品売買(仕訳編)
- 【第19章】財務諸表
- 【第20章】本支店会計
- 【第21章】合併
- 【第22章】伝票
- 【Appendix】会社法と金融商品取引法と会計監査
- 【おわりに】

とくに第1章から第7章までは、基礎固めのためボリュームを多くしてあります。

## 【第1章】簿記2級商業簿記の位置づけ・前提

本章では簿記2級商業簿記の位置づけ・前提となる事項を3つ説明します。簿記2級商業簿記全体にかかわることです。とても大切なことですので、第1章からいきなりボリュームがありますが、しっかり理解してください。

その1 対象に株式会社が含まれる

その2 会計期間及び簿記一巡の手続きについて

その3 B/SとP/Lの様式について

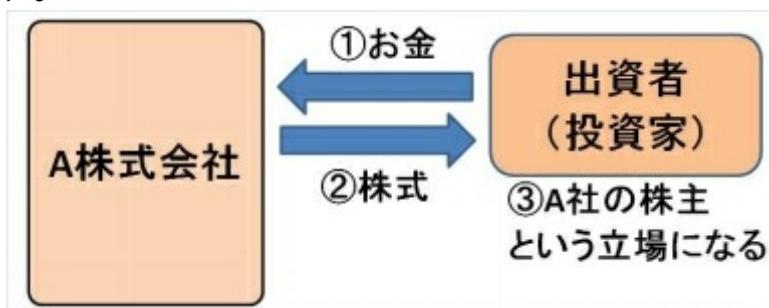
### その1 対象に株式会社が含まれる

3級で学習した商業簿記は、街中にある小さな文房具屋、駄菓子屋、金物屋、靴屋、八百屋などの**個人商店**の経理が舞台となっていました。

2級では**株式会社**の経理も学習します。個人商店ではなく会社です。ですのでまずは「株式会社」というものを知らないときちゃんと理解ができませんので、本章で株式会社という形態について簡単に説明します。その後、商店と株式会社の違いもざっとおさえておきましょう(簿記や税金や会社法の勉強をしたことのある人でないと、この違いはあまり意識したことがないと思います)。

**株式会社の特徴①: 株式会社を設立する際、株式を発行して投資家(お金を出してくれる人=出資者)からお金を集めます。**

この払い込まれたお金が純資産の部の“資本金”となります。株式を購入した投資家は**株主**という立場になります(第15章「株式の発行」で扱うテーマです)。このお金を元手にして会社の運営がスタートします。



この段階では、個人商店の場合と似ているかと思いますが、個人商店をオープンする際には“株式の発行”はなかったはずです。商店への出資者はあくまで単なる“出資者”であって、“株主”という立場ではありません(出資ではなく元入と言っていたとは思います)。ともに“オーナー”あるいは“出資者”であることは変わりはないのですが、株式会社への出資者は“株主”という法的立場を獲得します。株主の権利・責任は会社法で規定されています。つまり**株式会社には会社法が適用となる**わけです。株式会社の設立手続きも会社法で規定されています。さらっと読んでしまったかもしれません、非常に重要です。**株式会社には会社法が適用される**ので、もし会社法に仕訳に影響するようなことが書かれていたら、必ずそれに従わなければならないということです。たとえば、株式の発行(第15章)のみならず、剰余金の配当や処分(第16章)においても会社法の規定に従った仕訳をします。

一方個人商店は、“会社”ではありませんので、株式の発行はなく、また、商売をスタートさせるときには、せいぜい税務署などへの連絡をするくらいでしょうか。“商売を始めた”と“個人商店が始まった”は、ほぼ同義です。

株式会社のスタートは、あくまでも会社の“設立手続き”や“株式の発行”などがあります（厳密に言えば、株式会社のスタートは設立登記をしたときです）。

そして、株式会社設立後にさらに投資家からお金を集めたいときは、新たに株式を発行して、既存の株主もしくは他の投資家に買い取ってもらいます（**増資**といいます）。

なお、あえて簿記3級で学習したことと関連付けるとすれば、出資目的が売買目的であってもそうでなくても、株式を保有している限り株主という立場になります。簿記3級で株式を購入するときの仕訳を学習したと思いますが、株式を購入するとは、まさにそれは株主になるということに他なりません。

**株式会社の特徴②：会社の経営は社長や専務などの役員が行います。（取締役会を開催します）**

会社は、利潤を求めて日々営業活動を行います。たとえば商品を仕入れて販売したり、従業員を雇ったり、資金を有価証券で運用したりするわけです。重要事項の決定は（**取締役会**において）役員が行います。日々の細かい業務は各部署に権限委譲し、各部署内ではさらに細かく担当者が配置され、日常業務を遂行していきます。

（取締役会がない株式会社もありますが、かなり小規模でないかぎり取締役会はあるのが通常です。）

**株式会社の特徴③：会社の経営に関する最重要事項は、株主が決めます。（株主総会を開催します）**

株式会社にとっての最重要事項については、**株主総会**を開催し、株主による多数決などによって決定していきます（保有割合に応じた多数決です）。例えば他社との合併に関する決議であったり、役員人事であったり、利益（黒字）が出れば株主に配当金を支払う決議がなされたりします。株主になると、株主総会に参加して意見を言ったり決議に参加したりできますし、配当金を受け取ることもできます。（第16章「剩余金の配当と処分」）

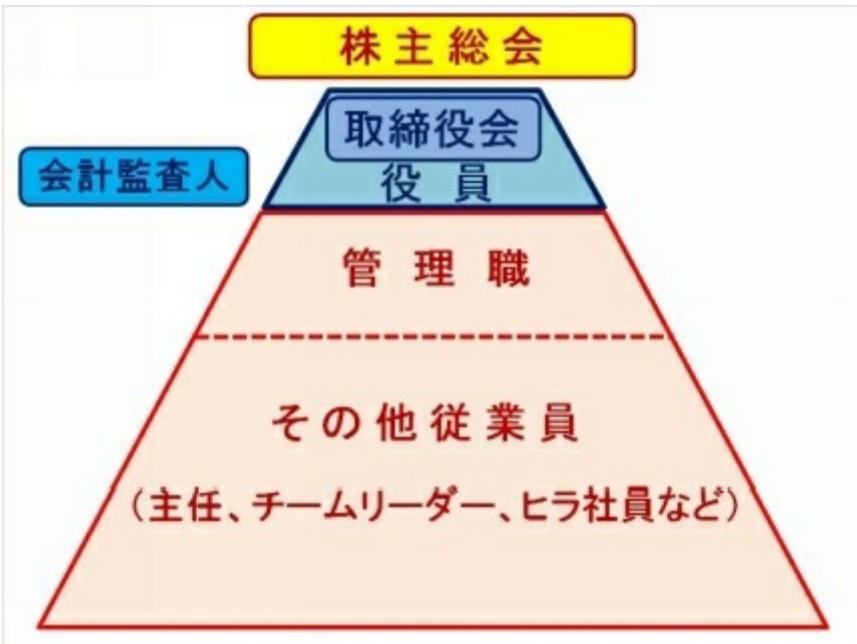
“取締役”“取締役会”“株主総会”的設置や決議事項等については、すべて会社法が規定しています。

会社法の規定は、簿記2級ではとくに「株式の発行」（第15章）と「剩余金の配当と処分」（第16章）で出てきます。ただ、商品売買、預金、手形、固定資産、有価証券などは、商店であっても株式会社であっても仕訳は同じですので、株式発行（純資産の部）や配当金などの話にならない限り、“会社法”や“株式会社”を意識しなくても大丈夫です。本書でも、とくに差異がないときは“商店”も使用しています。

## 【ご参考】

暗記する必要はありませんが、イメージが湧かない方のために、ご参考までに株式会社の階層を例示しておきます。

(私の著書『会社法の入門書を読む前におさえとくゼロからの簿記・会計と経理・経営のオハナシ』より抜粋・修正)



株式会社は株主のものですので株主総会が一番トップです。株式会社にとって株主総会が最高の意思決定機関で、最重要事項を決議します。

そして日々の経営は取締役などの役員が行います。いわゆる“社長”や“専務”などはこの“役員”であることがほとんどです。

さらに細かい日常業務は各部門・部署に権限を委譲していますので、管理職及びそれ以下の従業員が実際の作業を行います。

なお、管理職とは、会社側の立場の従業員で、通常は部長、課長、工場長などを指します。労働者を監督する側の立場ですので、通常、時間外勤務手当(いわゆる残業代)はもらえません。

**株式会社の特徴④: 利益がでれば(つまり黒字経営であれば)、法人税などの税金を払います。**

商店(個人ビジネス)という形態では、出資者と商店はいわば一心同体で、商店で得た儲けはすなわち出資者の儲け(所得)です。結局、出資者と商店の財布は一緒なのです。

しかし株式会社という形態では、出資者(株主)と株式会社は別々の存在です。株式会社が得た儲けが直ちに株主の儲けとなるわけではありません。ですのでかかる税金も商店の場合と異なります。3級では学習していないと思いますが、3級で対象となっていた個人商店では、商店で得た利益は出資者の所得となりますので、出資者に所得税がかかります(当然その他の税金もかかります)。一方、株式会社では、株式会社が得た利益はなにもなければそのまま会社の利益ですので、株式会社に法人税がかかります(第14章「法人税等」)。株主に利益を還元するかどうかは、株主総会などで決めます。なお株主個人には、所得税などがかかります。

以上4点、株式会社の全体像をざっと書きました。個人商店はあくまでも“会社”ではありません。まだ難し

いとは思いますが、つまりまとめてしまえば「株式会社の設立・運営には会社法が適用され、儲けには法人税法が適用される」ということです。

※当然ですが、駄菓子屋、文房具店、靴屋などを、商店ではなく株式会社の形態を採用して経営することもできます。たとえば支店がいくつもある規模の大きいスーパーはむしろ株式会社でしょう。スーパー事業を営むA株式会社が各地にスーパー(支店)を出店しているということです。この場合、各支店自体は一つの株式会社ではなく、あくまでもA株式会社の一部門・一部署にすぎません。本社と支店を含めて全体で一つの株式会社です。この会計処理については「本支店会計」(第20章)で説明します。

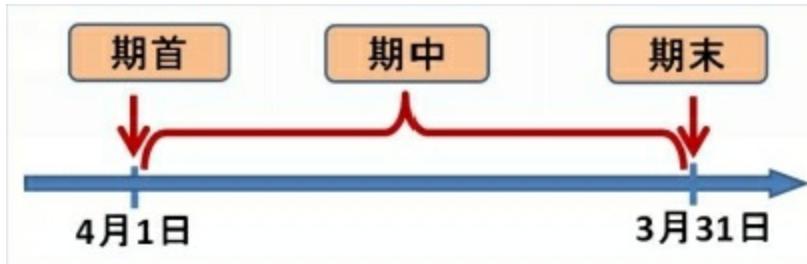
(第1章の冒頭からいきなりつっこんだ話となってしまいました。通常の簿記検定のテキストではここまで解説していないと思います。しかし、簿記と経理を学ぶ者としてこれは知っておかないといけないことだと思いますので、解説しました。)

## その2 会計期間及び簿記一巡の手続きについて

簿記3級では個人商店が対象ですので会計期間は1月1日から12月31日の1年間を想定していたと思いますが(これは所得税法の影響です)、通常の株式会社では会計期間を自由に設定できます。1年間である必要もありませんし、1月1日を期首にする必要もありません。

日本の多くの会社は3月31日を期末日とする1年間を1会計期間としています。ですので本書では、とくに断りがない限り、4月1日から翌年3月31日までの1年間を1会計期間とします。

なおこの1年間を、1期、1事業年度などともいいます。



復習になりますが、仕訳には大きく、期中の仕訳(**期中仕訳**)と、期末の仕訳(**決算整理仕訳**)とがあります。

期中仕訳は文字通り期中に行う仕訳で、日々の取引を記帳するものです。

決算整理仕訳にはいくつかタイプがあります。たとえば、期中は簡便な記帳方法を採用していて決算整理仕訳でそれを補うもの(三分法の仕訳、消耗品)、そもそも期末にしか記帳しないもの(減価償却、有価証券の時価評価、貸倒引当金の設定)、期末に数値をチェックして微調整するもの(これから学習する預金調整、棚卸減耗損)などです。

ちょっと実務的な話になりますが、決算整理仕訳の記帳は3月31日ではなく、理屈上は3月31日の24時を過ぎてからでないと仕訳をつくることができません(もしくは3月31日の営業が終了した後)。たとえば翌年度の4月1日以降に前年度3月31日付の仕訳をつくるわけです。ですので、多くの日本の会社の経理部では、4月1日から決算作業がスタートします。一般論として、株式会社が、“上場”していたり “大会社”に該当すると、中小企業よりも複雑な取引をしていたり、法律により株主等への開示が要求されたりします。ですのでこのような会社の経理部の決算では作業が多く、4月は大変です(その分経理部員の人数も多いでしょう)。この点については巻末の【Appendix】で説明しています。

### その3 B/SとP/Lの様式について

簿記2級からは損益計算書の様式がガラッと変わります。また貸借対照表の様式についてもより深く意識していくことになります。

2級で学習するこの分類・様式が世間で出回っている分類・様式です。新聞やテレビのニュースで企業の決算のことが伝えられますが、それらを理解するためには、まさにここで学習することを知っていることが大前提となります。

たとえば「○○株式会社は、今期の予想として、営業利益は200億円、経常利益は180億円程度としていましたが、リストラ費用などの特別損失を計上する結果、税引前当期純利益は10億円程度になる見込みです」といった感じです。はたしてこの○○株式会社の決算内容はいいのでしょうか？それともイマイチなのでしょうか？新聞・テレビでは“営業利益”“経常利益”“特別損失”などの概念をいちいち説明してくれません。つまり経理の言葉は、経理部だけが知っていればいいというものではなく、たとえば営業職の人々は顧客の与信管理（貸倒リスクの把握）のために取引先の決算書を読むことになるでしょうが、その際にこういった会計用語を知らないなければならないのです。会計の言葉が俗に“Business language”と呼ばれる所以です。

これから学習する分類・様式は、現時点では、“なんとなくわかった”くらいでかまいませんが、本書を読み終わるまでには是非覚えてください。「財務諸表」（第19章）でもう一度学習します。

ではまず貸借対照表です。3級で学習したとおり、貸借対照表の借方には資産の部、貸方には負債の部と純資産の部が表示されます。

資産の部はさらに“流動資産”と“固定資産”と“繰延資産（くりのべしさん）”に分かれます。

負債の部はさらに“流動負債”と“固定負債”に分かれます。

純資産の部はまだ難しいのでここでは触れません。

貸借対照表を例示しますと、たとえばこんな感じです（金額は適当な数値です）；

# 貸借対照表

20×2年3月31日

(単位:万円)

資産の部		負債の部	
I 流動資産		I 流動負債	
現金・預金	100	買掛金	350
売掛金	250	短期借入金	200
商品	550		
II 固定資産		II 固定負債	
建物	300	社債	300
備品	500	長期借入金	500
土地	300	退職給付引当金	300
のれん	100		
III 繰延資産		純資産の部	
社債発行費	50	I 株主資本	
		資本金	500

まずは資産の部と負債の部が、**流動**と**固定**に分かれることをおさえてください。

資産の部と負債の部にはそれぞれ、「**流動資産・固定資産**」、「**流動負債・固定負債**」がある。

そしてこの**流動と固定の区分の仕方**には以下のAとBの2つの判定方法があることをおさえてください；

A:企業の主たる営業活動の営業サイクル内の資産・負債は“流動”に区分されます。この分け方を**正常営業循環基準**といいます。

たとえば商品を販売する業種であれば、“現預金や掛けで商品を仕入れ、それを顧客に販売し、再び現預金を得る”というのが主たる営業活動の1サイクルですので、このサイクルで出てくる資産・負債(現預金、買掛金、商品、売掛金、受取手形、支払手形など)が“流動”に区分されます。あえて書けば、未収金・未払金や貸付金・借入金、建物、備品などはこのサイクルには入っていません。

B:そして、この正常営業循環基準を満たさなかった資産・負債でも、1年内に現預金化(もしくは費用化)される予定の資産・負債は“流動”に区分されます。これを**一年基準(ワンイヤールール)**といいます。

たとえば、1年内に回収(支払)予定の未収金(未払金)は流動資産(流動負債)ですし、1年内に返済する予定の借入金は流動負債です。5年後に返済する借入金は固定負債です。  
（“1年内”とは、厳密には期末日の翌日から起算して1年内のことをいいます）

つまり、ある勘定科目が流動なのか固定なのかを判定する“ふるい”が2回あるわけです。

1回目のふるい：正常の営業循環内ででてくる勘定科目であれば流動。

2回目のふるい：正常の営業循環外だとしても、1年内に現預金化(もしくは費用化)される予定であれば流動。そうでなければ固定。

正常営業循環内であれば、たとえ現金化(あるいは費用化)に1年超要しても“流動”です。

(このような順序でふるいに2度かけます。しかしいつも思うのですが、ふるいが2段構成になっているというよりも、結局は2つの基準のうちどちらかにでもひつかかれば流動ということなので、そう解説・理解した方が簡単なのです。。。実務はこれでOKです。

が、理論は違います。実は会計ルールの根本をなす「企業会計原則」とその「注解」というのがあって、そこに“正常営業循環基準をまず適用して、そしてそれで分類できなかったものを一年基準で分類すべし”という旨が規定されているのです。ですので、この文言に従って“2つのふるいを順序を守ってかける”という考え方になります。)

### 【考え方の補足】

私個人的には「借入金」が紛らわしいのではないかと思います。企業って銀行からお金を借りて営業するのが“正常”的な営業ですよね？ということは、借入金は正常営業循環内なのでは？？とも思えます。実際私は、学生時代に初めて正常営業循環基準を学習したときに、どうも腑に落ちなかつたのです。「借入金は正常営業循環内だ！」と考えていました。結論から言えば、それは私の理解不足でした。日本語の問題なのです。つまり、正常営業循環基準というのは、“正常な営業活動内かどうか”ではなく、“主たる営業活動(つまり本業)内かどうか”で考えるのです。通常行うかどうかではなく、本業として行うかどうか、です。たとえば商品販売業や製造業の企業は、銀行からお金を借りるのが本業というわけではありませんので、借入金は正常営業循環外ということになります。

よって1年以内に返済する予定かどうかで流動・固定が決まります。

そしてもう一つ覚えておいていただきたいのは、資産の部には流動資産・固定資産の他、「**繰延資産**」(くりのべしさん)もあるということです。ここでは言葉だけ覚えておいてください。これはちょっと特殊な資産で、第9章で学習します。

### 【貸借対照表のまとめ】

- ・資産の部は流動資産・固定資産・繰延資産からなり、負債の部は流動負債・固定負債からなる。
- ・正常営業循環基準も一年基準も満たさなかったら“固定”に区分される。

ではもう一度貸借対照表を見てみましょう。

# 貸借対照表

20×2年3月31日 (単位:万円)

資産の部		負債の部	
I 流動資産		I 流動負債	
現金・預金	100	買掛金	350
売掛金	250	短期借入金	200
商品	550		
II 固定資産		II 固定負債	
建物	300	社債	300
備品	500	長期借入金	500
土地	300	退職給付引当金	300
のれん	100		
III 繰延資産		純資産の部	
社債発行費	50	I 株主資本	
		資本金	500

なお、資産については、現預金になりやすい資産項目から順に上から配列し、また負債については返済期日・消滅する日の近い順に上から並べます。これを流動性配列法といいます。

といっても、本当にそうなるかどうかは別問題ですし、よく見てみると固定資産の中の配列順って「ホントにそうなってる？？」というギモンもなきにしもあらず、、、。

一部の業界を除いて、貸借対照表の中の項目は、通常は流動性配列法によって並べられています。

では、続いて損益計算書です。

損益計算書の表示区分は、簿記3級では借方が費用、貸方が収益、そして貸借差額が当期純利益(当期純損失)という以下のような左右の様式でした。これを勘定式と呼びます。

## 損益計算書

自20×1年4月1日 至20×2年3月31日 (単位:万円)

売上原価(仕入)	1,000	売上高	3,000
給料	150	受取配当金	50
水道光熱費	100	仕入割引	30
貸倒引当金繰入	50	固定資産売却益	100
減価償却費	100		
支払利息	30		
有価証券評価損	40		
固定資産売却損	110		
法人税、住民税及び事業税	700		
<b>当期純利益</b>	<b>900</b>		

しかし今後は上から下に読む形式(報告式)になります。

世間一般で用いられているのも報告式の損益計算書です。今後は報告式の様式が当たり前になります。報告式の損益計算書は、たとえばこんな感じです;

# 損益計算書

自20×1年4月1日 至20×2年3月31日 (単位:万円)

I 売上高	3,000
II 売上原価	
1 期首商品棚卸高	200
2 当期商品仕入高	900
合計	1,100
3 期末商品棚卸高	100
売上総利益	1,000
	2,000
III 販売費及び一般管理費	
給料	150
水道光熱費	100
貸倒引当金繰入	50
減価償却費	100
営業利益	400
	1,600
IV 営業外収益	
受取配当金	50
仕入割引	30
	80
V 営業外費用	
支払利息	30
有価証券評価損	40
経常利益	70
	1,610
VI 特別利益	
固定資産売却益	100
VII 特別損失	
固定資産売却損	110
税引前当期純利益	1,600
法人税、住民税及び事業税	700
当期純利益	900

これが報告式の損益計算書です。さきほどの勘定式と内容は同一です。報告式を勘定式にあてはめてみると、以下のような感じでしょうか。

# 損益計算書

自20×1年4月1日 至20×2年3月31日(単位:万円)

売上原価	1,000	売上高	3,000
販売費及び一般管理費	400	営業外収益	80
営業外費用	70	特別利益	100
特別損失	110		
法人税、住民税及び事業税	700		
当期純利益	900		

報告式には慣れが必要です。しかし縦に長いので、焦点がぼやけてしまいます。そこで、タイトル項目だけを抽出したものを以下に例示します;

# 損益計算書

自20×1年4月1日 至20×2年3月31日 (単位:万円)

I 売上高	3,000
II 売上原価	1,000
売上総利益	2,000
III 販売費及び一般管理費	400
営業利益	1,600
IV 営業外収益	80
V 営業外費用	70
経常利益	1,610
VI 特別利益	100
VII 特別損失	110
税引前当期純利益	1,600
法人税、住民税及び事業税	700
当期純利益	900

実は最終的にはこれを覚えていただくことになります。売上高から当期純利益まで、上から順に何も見ないで言えるようになってください。

本章で覚える必要はまだありませんが、遅かれ早かれ、丸暗記する必要がありますので、できる限り次章にいくまでに覚えてください。この段階で暗記できた方が、次章以降の説明がより理解しやすくなります

(少なくとも、第19章「財務諸表」で暗記していただきます)。ちなみに工業簿記でもでできます。以下のことを何も見ずに言えるようになるのが目標です。

「売上高」から「売上原価」を引いて「売上総利益」、  
そこからさらに「販売費及び一般管理費」を引いて「営業利益」、  
そこからさらに「営業外収益」を足して「営業外費用」を引いて「経常利益」、  
そこからさらに「特別利益」を足して「特別損失」を引いて「税引前当期純利益」、  
そこからさらに「法人税、住民税及び事業税」を引いて「当期純利益」  
が算出される。

これを言えるようになってください。(ここではすべて数値がプラスの場合、つまり“利益”的な場合を想定しています。)

売上原価とは、売った商品の原価です。とりあえずは仕入れ値とほぼ同じようなものだと思ってください。100円で仕入れた商品を300円で販売すれば、**売上高**は300円、**売上原価**は100円で、差額200円が**売上総利益**です。売上総利益は、本業である商品販売から得られた利益ですので、この数値が大きいか小さいかでそのビジネスが儲かるのかどうかを大きく左右します。

**販売費及び一般管理費**とは、本業の通常の営業で発生する費用のこと、たとえば給料、水道光熱費、広告宣伝費、賞与、通信費、減価償却費などです。通常の営業活動に欠かせない費用です。  
「売上総利益」から「販売費及び一般管理費」を引いた残額を**営業利益**といい、これは通常の営業活動から得られた利益を表します。

本業の通常の営業外の活動であっても経常的な活動から得た収益を**営業外収益**、通常の営業外の活動であっても経常的な活動から発生した費用を**営業外費用**といいます。通常の営業の外ではあっても日常的に発生するものです。中身としては財務活動的な項目が多く、たとえば借入金の支払利息などが営業外費用に該当します。

営業利益に営業外収益を足して、営業外費用を引くと**経常利益**が求められます。“経常”とは、“普段・日常”というニュアンスです。経常利益を見ればその会社が儲かる経営をしているのかどうかがわかりますので、実務や経済ニュースではこの「経常利益」という言葉をよく耳にします。

そして最後に、通常の営業・日常では発生しない項目である**特別利益・特別損失**を足し引きします。たとえば、自然災害による損失などが特別損失です。“経常”ではないのでそれと対比して“特別”というネーミングになっています。固定資産の売却益・売却損も特別利益・特別損失に該当します。  
経常利益に特別利益を足して、特別損失を引けば、**税引前当期純利益**が算出されます。  
ここから法人税などの各種税金を引いて、**当期純利益**が算出されます。

このように“利益”には段階があります。経済ニュースでも「経常利益」「営業利益」などの単語は頻繁に用いられていますので、今後はどの段階の“利益”を言っているのか意識して聞いてみてください。

報告式の損益計算書のイメージとしては、**本業や通常の営業に関することが上方へ記載され、下に行くほど本業や通常の営業ではない項目が記載されます。このイメージはとても大切です。**  
経営者の感覚としては、収益はなるべく上に、費用はなるべく下にもっていきたいと思っているのが通常だ

と思います。巨額の費用が発生しても、もし“特別損失”に区分できれば、“これはたまたま発生した費用であって、通常の経営成績（営業利益や経常利益）は良好”ということになります（もちろん不正は許されない行為ですが、やはり実務では判断がグレーなものも出てきます）。

「当期純損失だったけれども、損益計算書を見たら経常利益だった」としたら、きっとなにか特別なこと（自然災害、大規模なリストラなど）があったから最終的には赤字だったけど、営業自体はうまくまわっているのだろう、と判断したりするわけです。

## 損益計算書

自20×1年4月1日 至20×2年3月31日 (単位: 万円)

I 売上高	3,000
II 売上原価	1,000
売上総利益	2,000
III 販売費及び一般管理費	400
営業利益	1,600
IV 営業外収益	80
V 営業外費用	70
経常利益	1,610
VI 特別利益	100
VII 特別損失	110
税引前当期純利益	1,600
法人税、住民税及び事業税	700
当期純利益	900

では最後にもう一度、できるだけここで覚えましょう；  
「売上高」から「売上原価」を引いて「売上総利益」、  
そこからさらに「販売費及び一般管理費」を引いて「営業利益」、  
そこからさらに「営業外収益」を足して「営業外費用」を引いて「経常利益」、  
そこからさらに「特別利益」を足して「特別損失」を引いて「税引前当期純利益」、  
そこからさらに「法人税、住民税及び事業税」を引いて「当期純利益」  
が算出される。

**【章末確認問題】**

Q1: 株式会社に出資した人に対して株式会社側が発行するものは何でしょうか？

A:株式

Q2:株式会社の最高意思決定機関の名称は何でしょうか？

A:株主総会

なお、株主になると得られる権利は、大きく2つに大別されます。株主総会で決議に参加できる権利と、配当金等を受け取れる権利です。

Q3:資産の部は、さらに3つに分けられますが、何と何と何でしょうか？

## A: 流動資産、固定資産、繰延資産

Q4: 流動資産と固定資産(あるいは流動負債と固定負債)の分け方には2段階のふるいがあります。何と何ででしょうか?

A: 正常営業循環基準と1年基準

Q5: 売掛金は流動資産でしょうか？ 固定資産でしょうか？ 繰延資産でしょうか？

## A: 流動資産(・: 正常営業循環基準)

## 貸借対照表

20×2年3月31日 (単位: 万円)

資産の部		負債の部	
I 流動資産		I 流動負債	
現金・預金	100	買掛金	350
売掛金	250	短期借入金	200
商品	550		
II 固定資産		II 固定負債	
建物	300	社債	300
備品	500	長期借入金	500
土地	300	退職給付引当金	300
のれん	100		
III 繰延資産		純資産の部	
社債発行費	50	I 株主資本	
		資本金	500

Q6: 減価償却費は、報告式の損益計算書ではどこに区分表示されるでしょうか？

A:販売費及び一般管理費(工場機械設備などの減価償却費を除く)

Q7:給料や賞与は、報告式の損益計算書ではどこに区分表示されるでしょうか？

A: 販売費及び一般管理費(工場労働者の給料などを除く)

Q8: 支払利息は、報告式の損益計算書ではどこに区分表示されるでしょうか？

A: 営業外費用

Q9: 台風による災害で発生した損失は、報告式の損益計算書ではどこに区分表示されるでしょうか？

A:特別損失

Q10;固定資産売却益は、報告式の損益計算書ではどこに区分表示されるでしょうか？

## A:特別利益

## 損益計算書

自20×1年4月1日 至20×2年3月31日 (単位:万円)

**I 売上高** 3,000**II 売上原価**

1 期首商品棚卸高	200
2 当期商品仕入高	900
合計	1,100
3 期末商品棚卸高	100
売上総利益	2,000

**III 販売費及び一般管理費**

給料	150
水道光熱費	100
貸倒引当金繰入	50
減価償却費	100
営業利益	400
	1,600

**IV 営業外収益**

受取配当金	50
仕入割引	30
	80

**V 営業外費用**

支払利息	30
有価証券評価損	40
経常利益	70
	1,610

**VI 特別利益**

固定資産売却益	100
---------	-----

**VII 特別損失**

固定資産売却損	110
税引前当期純利益	1,600
法人税、住民税及び事業税	700
当期純利益	900

Q11: 報告式の損益計算書の区分を、売上高から当期純利益まで言ってください。  
(まだ言えなくてもいいのですが、できるだけ頑張ってソラで言えるようになってください。)

A:

## 損益計算書

自20×1年4月1日 至20×2年3月31日 (単位: 万円)

I 売上高	3,000
II 売上原価	1,000
売上総利益	2,000
III 販売費及び一般管理費	400
営業利益	1,600
IV 営業外収益	80
V 営業外費用	70
経常利益	1,610
VI 特別利益	100
VII 特別損失	110
税引前当期純利益	1,600
法人税、住民税及び事業税	700
当期純利益	900

「売上高」から「売上原価」を引いて「売上総利益」、  
 そこからさらに「販売費及び一般管理費」を引いて「営業利益」、  
 そこからさらに「営業外収益」を足して「営業外費用」を引いて「経常利益」、  
 そこからさらに「特別利益」を足して「特別損失」を引いて「税引前当期純利益」、  
 そこからさらに「法人税、住民税及び事業税」を引いて「当期純利益」  
 が算出される。

## 【第2章】預金

まずは3級の内容をざっと復習してみましょう。

預金の種類には何があったでしょうか。思い出してみてください。

主に普通預金と当座預金、そして定期預金の3つだったと思います。3級でも2級でもメインとなるのは当座預金です。

ではまず**普通預金と定期預金**に関して簡単な仕訳で復習してみましょう。

**銀行へ行って現金 30,000 円を普通預金に預け入れた。**

(借)普通預金 30,000 (貸)現金 30,000

現金が普通預金に姿を変えました。

**普通預金 20,000 円を定期預金に振り替えた。**

(借)定期預金 20,000 (貸)普通預金 20,000

**普通預金に利息 1,000 円がついた。**

(借)普通預金 1,000 (貸)受取利息 1,000

**手元にある 3,000 円の郵便為替証書を普通預金に預け入れた。**

(借)普通預金 3,000 (貸)現金 3,000

郵便為替証書は『現金』扱いでした。覚えていましたか？

では次に当座預金を復習しましょう。普通預金と当座預金の違いは何だったでしょうか？覚えていますか？

- ・普通預金には利息がつくが、当座預金には利息がつかない。
  - ・当座預金口座を開設すると、小切手や手形を扱える（小切手や手形を扱いたいがために当座預金口座を開設する）。
- といったところでしょうか。

あと思い出していただきたいのは、小切手の流れと仕訳です。例えばこんな感じでした；

①A商店はB商店（パソコンショップ）から、A商店の事務所内で使用するためにパソコンを20万円で購入し、小切手に金額を記入してB商店に渡した。

A商店側の仕訳は

（借）備品 20万（貸）当座預金 20万

小切手を振り出した時点で『当座預金』勘定を減少させてしまいます。

B商店側の仕訳は

（借）現金 20万（貸）売上 20万

まだ小切手を銀行へ持ち込んでいなくても、小切手を受け取った時点で『現金』勘定を増加させてしまいます。“他人振出の小切手は『現金』”です。

②B商店は、その小切手を銀行窓口へ持っていき、現金を受け取った。この現金は、A商店の当座預金残高から引かれたものである。

A商店側の仕訳は『仕訳なし』（すでに帳簿上は当座預金が減少されています）、

B商店側の仕訳も『仕訳なし』（すでに帳簿上は現金が増加しています）

です。そうですよね？もうこれ以上は仕訳しようがありません。

このように小切手を振り出した側は、振り出した時点で『当座預金』勘定を貸記です。しかし実際に当座預金口座からその金額が引かれるのは、小切手を受け取った人が銀行へ行って支払表示をしたときです。つまり、振出側にとっては、帳簿上で『当座預金』勘定が減る日時と、実際の当座預金口座残高が減る日時とでは、タイムラグがあります。（この点、2級でも大切ですので覚えておいてください！）また、小切手を受け取った側の仕訳では、小切手を受け取った時点で『現金』勘定を借記します（他人が振り出した小切手は現金と同じ扱いをします）。まだ銀行へ行ってもいないのに、です。ここでもタイムラグがあります。（この点も2級では大切です。）

## 【ちょっとだけ実務的なオハナシ】

当座預金の特徴の一つとして預金通帳がないことも挙げられます。実務では、会社と銀行がオンラインで繋がっていて、リアルタイムで入出金情報を閲覧できますので、日々の入出金の把握はPC画面上で行なうことが一般的です。

たとえば「お客様が売掛代金を払ってくれたかどうか」をどうやって把握するのかというと、たとえば経理部の売掛金担当者が会社のPCから銀行にアクセスして入金情報を閲覧して把握します。画面を見て入金されたことがわかれれば

(借)当座預金 (貸)売掛金

という仕訳の伝票を起票します。実務では入金情報は、自ら取りに行くものです。

また、当座預金口座には通帳はありませんが、定期的に(たとえば月に一度)取引明細書(“当座勘定照合表”というような名称だったりします)が銀行から送付されます。ただ時代の流れでこの取引明細書は送付されてこないで、自分で銀行のホームページにアクセスしてPC画面で見るケースも増えています。

さきほど、当座預金には預金通帳がない旨を書きました。日々の入出金はPC画面上でリアルタイムに把握しますし、さらに定期的に銀行から送付されてくる取引明細書でも把握します。日々の入出金についてはこのように把握しますが、期末時点の預金残高についてはさらに別途「**残高証明書**」を銀行に送付してもらいます。実は、簿記2級ではこの残高証明書に関連したことが『預金』の一番の論点となります。

経理部の預金口座管理担当者は、毎期末に当座預金実際残高と帳簿上の当座預金勘定残高が一致しているかどうかをチェックし、不一致であればその原因を調査します。不一致の原因として考えられるのは、仕訳の金額を間違えた、仕訳をし忘れたなどが考えられますが、当座預金の場合にはこれらのヒューマンエラー以外にも当座預金固有の不一致原因があります。これが簿記2級の『預金』で学習する一番大切なところです。

具体的な不一致原因としては、ヒューマンエラーを含めて6種類あります；**未取付小切手**、**時間外預入**、**連絡未通知**、**仕訳誤記入**、**未渡小切手**、そして**未取立小切手**です。

※紛らわしいのですが、“取立”(とりたて)と“取付”(とりつけ)は異なります。

取立；他人から受け取った小切手を銀行へ支払表示することを取立といいます。小切手の額面金額を受け取る側の話です。

よって未取立小切手とは、他人から小切手を受け取ったけれども、まだ手元にある状態(あるいは銀行へ支払表示したけれども、なんらかの理由でまだその代金を受け取っていない状態)です。

取付；自分が小切手を振り出して相手先に渡し、当該相手先が銀行へ支払表示することを取付といいます。小切手の額面金額を支払う側のときの話です。

よって未取付小切手とは、小切手を振り出したけれど、相手先がまだ銀行へ持ち込んでいない状態(あるいは相手先が銀行へ小切手を持ち込んだけれども、なんらかの理由でまだその代金が自分の口座から引き落とされていない状態)をいいます。

まずは一覧表にまとめましたのでざっと見てみてください。

差異の名称	差異の中身	修正仕訳
未取付小切手	自社が振り出した小切手を、受け取った相手先がまだ銀行へ提示していない状態。	仕訳は正しい(単なるタイムラグによる差異)。 ∴修正仕訳不要
時間外預入	銀行の営業時間外に、現金を夜間金庫へ預け入れた状態。銀行側は翌日付で当座預金口座への入金処理をする。	仕訳は正しい(単なるタイムラグによる差異)。 ∴修正仕訳不要
連絡未通知	実際には、当座預金の入出金があつたにもかかわらずその連絡が自社側へ伝わっていない状態。	修正仕訳が必要
仕訳誤記入	『当座預金』勘定に関する仕訳が誤っている状態。	修正仕訳が必要
未渡小切手	小切手を作成して、相手先に渡したつもりであった(『当座預金』勘定の貸記もしてしまった)。しかし実際にはまだ手元にある状態。	修正仕訳が必要
未取立小切手	他社から受け取った小切手をまだ銀行へ支払提示していない状態(もしくは支払い提示したけれども、なんらかの理由で銀行側でまだ入金処理がなされていない状態)。	仕訳は正しいので修正仕訳不要。

では6種類を一つ一つ見ていきましょう。修正仕訳が必要かどうかを見極められるようになってください。

## ①未取付小切手(みとりつけこぎって)

たとえば、**3月30日時点のA社の当座預金口座残高及び帳簿上の『当座預金』勘定の残高は、ともに100,000円だったとします。**

**3月31日、A社は5,000円の小切手を振り出してB社に渡しました。**

**4月1日、B社はその小切手を銀行へ持ち込み、現金5,000円を受け取りました。**

**この場合、期末日3月31日時点のA社の実際の預金残高はいくらでしょうか？**

当然、100,000円のままでですね。額面金額が引き落とされるのは4月1日です。

**では期末日3月31日24時時点のA社の帳簿上の『当座預金』勘定の残高はいくらでしょうか？**

95,000円です。なぜなら簿記のルールにのっとって、**3月31日に『当座預金』勘定を5,000円貸記しているからです。**

つまり、当座預金の実際残高(100,000円)と帳簿上の残高(95,000円)とに差異(5,000円)があることになります。これは、間違ったタイミングで仕訳をしてしまったわけでもなければ(簿記のルールどおりに仕訳しただけです)、B社が銀行に持ち込んだのが遅いからおかしい、といった話ではありません。おかしいところはどこにもありません。しかし差異は存在します。

この例は、振り出した小切手がまだ銀行に持ち込まれていない(口座から引き落とされていない)ために生じる差異で、**未取付小切手(みとりつけこぎって)**といいます。**起こした仕訳に関しては、簿記的にはタイミングも勘定科目も正しいので、修正仕訳の必要はありません。**タイムラグがあるだけですので、時間がたてば自然と差異は解消します。

つまり、当座預金の実残と帳簿上の残高との照合作業をした結果、差異が5,000円(実残の方が大きい)あったとします。その差異の原因を探した結果、未取付小切手であることが判明したら、**修正仕訳は不要である**、ということです。未取付小切手の差異はそのまま放置します。「あっていい差異」(というかむしろ「ないとおかしい差異」)です。

## ②時間外預入(じかんがいあずけいれ)

時間外預入は小切手ではなく現金の話です。銀行の営業時間終了後に現金を銀行に預けたい場合、どうしたらいいかご存知ですか？たとえば夜中に営業が終了するレストランの一日の売上代金をその日中に銀行に預けたい場合などです。セキュリティの面から、多額の現金をレストランのレジ内に置いておきたくないわけです。

こういう場合、銀行の『夜間金庫』を利用します。銀行には『夜間金庫』という(郵便ポストのような)金庫があって、銀行の営業時間終了後に現金を預入したいときにはそこに現金を入れます。すると銀行側では、翌営業日にその現金を預金口座に入金処理してくれます。これで無事現金が預金されますので安心安全です。預け入れる先の口座が当座預金なので当座預金の問題となるだけです。

では簿記的にはどうでしょうか？未取付小切手と同様、仕訳のタイミングと現金預金の動きとの間にタイムラグがあります。

たとえば3月31日の夜に現金30万円を預け入れた企業側は、3月31日付で

(借)当座預金30万 (貸)現金30万

と仕訳します。しかし銀行側は、当座預金への預金処理は翌日4月1日の朝に、4月1日付として行います。したがって期末日時点では、実際の当座預金残高と帳簿上の『当座預金』勘定の残高との間に差異があることになります(帳簿上の当座預金勘定残高の方が大きいはずです)。これはこれで仕訳のタイミングも中身も正しいので、やはり修正仕訳の必要はありません。タイムラグがあるだけですので、時間がたてば自然と両者の差異は解消します。

つまり、当座預金の実残と帳簿上の残高との照合作業をした結果、差異があったとします。その差異の原因を探した結果、時間外預入であることが判明したら、修正仕訳は不要である、ということです。仕訳が誤っていたわけではないので、差異はそのまま放置します。あっていい差異(ないとおかしい差異)です。

### ③連絡未通知

実際に当座預金口座に入出金があったにもかかわらず、銀行から連絡がないことを連絡未通知といいます。たとえば実際には当座預金口座から引き落としがなされたにもかかわらず、企業側へその連絡がなされていない状態であったり、あるいは、実際には当座預金口座へ入金があったにもかかわらず、その連絡が企業側へなされていない状態です。

いずれにしても、企業側としては当座預金口座の実際の増減を把握していない状態ですので、当然仕訳もしていません。したがって実際預金残高と帳簿上の残高との間に不一致が生じるわけですが、これは帳簿上の残高が誤っているのですので、修正するための仕訳(修正仕訳)をしなければなりません。銀行側から自社への連絡未通知とは、つまりは自社にとっては仕訳漏れです。

たとえば、当座預金口座の実残と帳簿上の残高との差額が10万円(実残の方が大きい)があることがわかったが、これは先日、売掛金10万円が回収されて当社の当座預金口座へ入金されたが、その連絡が銀行側から来ていなかったために生じたことが原因である、と判明したら

(借)当座預金10万(貸)売掛金10万

と仕訳(修正仕訳)します。

『連絡未通知は仕訳漏れのこと』と理解しておけば簡単です。

### 【ちょっとだけ実務のオハナシ】

簿記検定ではこのような“銀行からの伝達漏れ”が想定されていますが、実務では、前述のとおり企業側が入出金情報を自ら(自発的に)把握するのが通常です。たとえば毎日、PC画面上で当座預金口座への入出金の有無をチェックし、入出金があった場合はすぐ仕訳します。『銀行から入出金の連絡がくる』というような“受け身”であることは、(普段よく使う口座に関しては)実務ではあまりないのではないかと思われます。

#### ④仕訳誤記入

これは文字通り、仕訳を間違えたために、実際の当座預金残高と帳簿上の残高とに差異が生じている状態のことです。仕訳が誤っていたわけですから、当然、**帳簿上の残高が誤っている**わけです。したがって、**修正仕訳をして、帳簿上の残高を正しい数値にする必要があります。**  
『誤っていたのだから訂正する』ということです。

#### ⑤未渡小切手(みわたしこぎって)

小切手を振り出そうと思って小切手を作成したけれども、何らかの理由により“未渡”である状態を**未渡小切手**といいます。つまり、たとえば仕入先に仕入代金を小切手で払おうとして小切手を準備・作成したけれども、仕入先に渡すのを忘れていたために小切手が手元にまだある状態です。

実は、小切手を作成した段階すでに仕訳をしてしまっているので、その仕訳の逆仕訳をします。

たとえば、**3月30日に仕入先に仕入代金3,000円を払うために小切手を作成した**ときに  
(借)買掛金3,000 (貸)当座預金3,000

と仕訳してあります。しかし期末日である3月31日現在、当該小切手はまだ金庫内に保管されたままであった(渡すのを忘れていた)。

この場合、当然ですが、実際の当座預金残高と帳簿上の残高とは一致していません。まだ小切手が手元にあるので、起こしてしまった仕訳を取り消す必要があります。よって

(借)当座預金3,000 (貸)買掛金3,000

という**修正仕訳が必要**になります。放っておいても自然と両者が一致するわけではありませんので修正仕訳が必要です。放置は厳禁です。

## ⑥未取立小切手(みとりたてこぎって)

繰り返しの説明になってしまいますが、他人から受け取った小切手を銀行へ支払呈示することを取立といます。小切手の額面金額を受け取る側の話です。よって**未取立小切手**とは、他人から小切手を受け取ったけれども、まだ手元にある状態(あるいは銀行へ支払呈示したけれども、なんらかの理由でまだその代金を受け取っていない状態)です。

企業側としては、小切手を受け取った時点で『当座預金』勘定を借記しています(これが簿記のルールで  
す)。この仕訳は、タイミングも中身も簿記的には正しいので、**修正仕訳の必要はありません**。差異はそ  
のまま放置します。

不一致原因6個の説明は以上です。

これら6個のうち修正仕訳が必要なのは3個です。簿記検定合格のためだけであれば『修正仕訳が必要なもの3つ』を“暗記する”的もいいですが、私個人としては、なぜ修正仕訳が必要なのか・不要なのかの理由を説明できるようになってもらいたいとは思います。

差異の名称	差異の中身	修正仕訳
未取付小切手	自社が振り出した小切手を、受け取った相手先がまだ銀行へ提示していない状態。	仕訳は正しい(単なるタイムラグによる差異)。 ∴修正仕訳不要
時間外預入	銀行の営業時間外に、現金を夜間金庫へ預け入れた状態。銀行側は翌日付で当座預金口座への入金処理をする。	仕訳は正しい(単なるタイムラグによる差異)。 ∴修正仕訳不要
連絡未通知	実際には、当座預金の入出金があったにもかかわらずその連絡が自社側へ伝わっていない状態。	修正仕訳が必要
仕訳誤記入	『当座預金』勘定に関する仕訳が誤っている状態。	修正仕訳が必要
未渡小切手	小切手を作成して、相手先に渡したつもりであった(『当座預金』勘定の貸記もしてしまった)。しかし実際にはまだ手元にある状態。	修正仕訳が必要
未取立小切手	他社から受け取った小切手をまだ銀行へ支払提示していない状態(もしくは支払い提示したけれども、なんらかの理由で銀行側でまだ入金処理がなされていない状態)。	仕訳は正しいので修正仕訳不要。

## 【ちょっとだけ実務のオハナシ】

簿記の教科書や簿記検定では、「不一致があったので差額を調査したら、未取付小切手10万円と仕訳誤記入3万円であることが判明した」といったように、原因がわかったところから話がスタートします（当然ですが）。

実務では、この原因自体を探すところからスタートします。原因がわかればあとは仕訳をすべきかどうかを判断すればいいだけですので簡単なのですが、実は原因を突き止めるまでが大変なんです。もちろん誰も教えてくれません。不一致原因を追及するためには、入出金記録と仕訳を一つ一つ照合していく他ありません。規模の小さい会社など一ヶ月あたり数百件程度の入出金しかなければまだ楽ですが、規模の大きい会社では、一つの口座だけでも毎日数十件も入出金があります。しかも預金口座自体が数十～数百口座もあつたりします。こうなるとみんなで手分けして不一致原因を探すことになります。こういった地味いな作業も経理部での作業の一つです。もちろん私もやっていました。

また、さきほど「なぜ修正仕訳が必要なのか・不要なのかの理屈を説明できるようになってもらいたい」と書きました。なぜなら、預金担当者の中には、預金の実残と帳簿残との間に差額が発生していることが判明すると、原因を追及して強引に一致させようとしてしまう人がいるからです。どうやら『差額が存在していること=いけないこと』と思ってしまうようです。差額の中には「あっていい差額（ないとおかしい差額）」があることを知らなければなりません。

## 【銀行勘定調整表】

このように、実際の預金残高と、帳簿上の残高との間に差異がある場合、原因を追及して、帳簿上の数値が正しいことを検証します。

そして検証の際には『銀行勘定調整表』を作成するのが一般的です。

『銀行勘定調整表』には3つの様式がありますが、本書では一番大切な“両者区分調整法”のみを説明します。私自身、他の2つの方法をきちんと勉強したことはありません(※)。それくらい「両者区分調整法」が一番大切です。

※他の2つの方法が試験に出ない、とまで言っているわけではありません。

両者区分調整法は、これまでの説明と合致している方法ですので理解も難しくありません。

- ・修正仕訳が必要となる項目は修正仕訳をする(自社側の数値を変更する)。
- ・修正仕訳が不要となる項目については、銀行側の残高を修正する。

これを行うと両者の残高が一致します。

では『銀行勘定調整表』を実際に作成してみます。

以下に簡単な例を示しますので数値を追いかけてみてください。この調整表を作れるようになるのが簿記2級の『預金』の最終目標です。ここまで説明してきたことが理解できていれば簡単に作成できます。

当社の『当座預金』勘定の期末帳簿残高は10,000円であった。一方銀行から送付されてきた預金残高証明書上の当座預金残高は12,000円であった。この差異2,000円の内訳を調査したところ、以下のこととが判明した。

- ①以前他社に振り出した小切手1,000円がまだ銀行へ呈示されていない。
- ②3月31日の夜間に銀行の夜間金庫に預け入れた現金が2,000円であった。
- ③売掛金4,000円が回収されて当座預金に入金されたがその連絡が当社に届いていなかった。
- ④期中に当座預金から1,000円を定期預金に振り替えたが、その際、仕訳の貸方を『普通預金』としていた。

銀行勘定調整表(両者区分調整法)

当社の帳簿上の残高	10,000	銀行残高証明書上の残高	12,000
③入金連絡未通知	4,000	②時間外預入	2,000
④仕訳誤記入	△1,000 <u>(13,000)</u>	①未取付小切手	△1,000 <u>(13,000)</u>

両者一致  
(これがB/S上の  
当座預金の金額)

修正仕訳が必要な項目は当社側(左側)で数値を修正し、修正仕訳が不要な項目は銀行側(右側)で数値を修正します。

(基本的には、マイナスの修正よりもプラスの修正を上方に書きます。)

この表からもおわかりいただけると思いますが、帳簿残高は13,000円になりましたが、実残はあくまでも12,000円のままです(実残はあくまでも証明書上の数値です)。この差額1,000円はあっていい差額(ないとおかしい差額)なのです。

調整表を何も見ないで作れるようになれば、2級商業簿記の「預金」の9割はマスターしたことになるでしょう。

では最後にB/S及びP/Lにおける預金関連の項目の位置づけを確認しましょう。

貸借対照表上の区分：

通常、普通預金と当座預金は、**流動資産**に表示されます。これは営業サイクル内に入っているためです（正常営業循環基準）。

そういう意味では、たとえば有価証券取引用の口座など営業サイクル内にない普通預金口座・当座預金口座は正常営業循環基準には当てはまらず、一年基準で判断することになります（そのはずです）。

同様に、定期預金についても、使途（正常営業循環基準）と満期日（一年基準）の両方で流動・固定の区分を判断することになります。

結果的には、預金は通常、流動資産に区分されますが、一部の定期預金は固定資産に区分されます。

損益計算書上の区分：

普通預金や定期預金で得た利息（受取利息）は、**営業外収益**です（商品売買を生業とする企業にとっては、資金運用は本業ではありませんので）。

**【章末確認問題】**

Q1: 未取立小切手とはどういう状態のことを指すのか説明してください。また修正仕訳は必要でしょうか？

A: 他人から小切手を受け取ったけれども、まだ手元にある状態（あるいは銀行へ支払呈示したけれども、なんらかの理由でまだその代金を受け取っていない状態）。  
小切手を受け取った時点で『当座預金』勘定を借記してあります。この仕訳は、タイミングも中身も簿記的には正しいので、**修正仕訳の必要はありません**。

Q2: 未渡小切手とはどういう状態のことか説明してください。また修正仕訳は必要でしょうか？

A: 小切手を振り出そうと思って作成はしたけれども、何らかの理由により相手に“未渡”である状態。振出の仕訳(当座預金勘定の貸記)はしてしまったので、放っておいても自然と両者が一致するわけではないので**修正仕訳は必要です**。

Q3:両者区分調整法により銀行勘定調整表を作成してください;  
『当座預金』勘定の期末帳簿残高は10,000円、預金残高証明書上の当座預金残高は12,000円であり、この差異2,000円の内訳を調査したところ、以下のことが判明した。

- ①以前他社に振り出した小切手1,000円がまだ銀行へ呈示されていない。
- ②3月31日の夜間に銀行の夜間金庫に預け入れた現金が2,000円であった。
- ③売掛金4,000円が回収されて当座預金に入金されたがその連絡が当社に届いていなかった。
- ④期中に当座預金から1,000円を定期預金に振り替えたが、その際、仕訳の貸方を『普通預金』としていた。

A:

### 銀行勘定調整表(両者区分調整法)

当社の帳簿上の残高	10,000	銀行残高証明書上の残高	12,000
③入金連絡未通知	4,000	②時間外預入	2,000
④仕訳誤記入	△1,000	①未取付小切手	△1,000
	(13,000)		(13,000)

両者一致  
(これがB/S上の  
当座預金の金額)

(問題に慣れていただくために、あえて本文中の例題と同じにしました)

## 【第3章】一般商品売買

簿記では“一般商品売買”というタイトル名を使うのですが、さて、何が“一般”なのでしょうか？この“一般商品売買”という呼び名は“特殊商品売買”と対になる言い回しで、商品売買のスタイルが一般的という意味であって、「一般的な商品」を売買するという意味ではありません。つまり「一般商品」売買ではなく一般「商品売買」です。

一般商品売買とは、商品を、主に対面で、現金や掛けで売って、一括で回収するスタイルのことを指します。これまで学習してきた商品売買のことです。

これに対して、代金を分割で回収する形態(割賦販売)や、まず試用品を渡しておいて気に入ったら購入してもらう形態(試用販売)や、予約販売などを総じて“**特殊商品売買**”といい、本書では第17章～第18章で扱っています。これも「特殊商品」売買ではなく特殊「商品売買」です。

では3級をざっと復習しましょう。

まずは分記法です。分記法とは分割記入法の略で、売ったときに原価と利益(儲け)に分けて記帳する方法のことです。たとえば

**9月1日、商品1個を80円で購入し、代金は現金で支払った。**

(借)商品 80 (貸)現金 80

**9月8日、上記商品を100円で販売し、代金は現金で受け取った。**

(借)現金 100 (貸)商品 80

(貸)商品売買益 20

となります。9月8日に20円の収益(儲け)が発生しました。

このように、分記法は商品の売買を『商品』『商品売買益』という二つに分けて記帳する方法です。商品は資産ですので、増加したら借方『商品』、減少したら貸方『商品』です。売った時点でその売上原価と儲けが把握できるのが一つの特徴です。

以上のように、分記法による記帳が簿記の基本なのですが、商品に関しては分記法の他、いくつかの記帳方法が考案されています。中でも三分法(さんぶんぽう)がメインで、通常、商品売買には三分法を用いますので、本書でもこれ以降、商品売買に関しては三分法を前提とします。

では三分法の仕訳を復習しましょう。

例えば

9月1日、商品1個を80円で購入し、代金は現金で支払った。

(借)仕入 80 (貸)現金 80

9月8日、上記商品を100円で販売し、代金は現金で受け取った。

(借)現金 100 (貸)売上 100

となります。

三分法は、商品の売買を、『仕入』『売上』(及び『繰越商品』)という3つに分けて記帳する方法です  
("繰越商品"は決算のときのみ使用する勘定科目です)。

商品を買ったときは「仕入」を用い、売ったときは「売上」を用い、そして決算のときには「繰越商品」を用います。「商品」という勘定科目を用いません。

シンプルですね。シンプルなことが三分法の特徴です。

しかしデメリットもあります。

分記法では売ったときに売上原価と儲けがわかりますが、三分法では売上金額で貸方『売上』とだけ仕訳しますので売ったときには売上原価と儲けがいくらなのかはわかりません。ですので期末時に決算整理仕訳として"仕入/繰越商品" "繰越商品/仕入"(しくりくりしい)という二つの仕訳をすることによって売上原価を算定する必要があるわけです。"しくりくりしい"は(『仕入』勘定上で)売上原価を算定するためにやっているわけです(売上原価の金額がわかれれば儲けもわかります)。3級で学習したはずですが、覚えていますか?

例えば、前期末(当期首)時点の商品有高は5万円、当期末時点の商品有高は4万円であった場合、必要な決算整理仕訳は

(借)仕入 5万 (貸)繰越商品 5万

(借)繰越商品 4万 (貸)仕入 4万

です。当期一年間の商品仕入高が60万円だったとしたら、期首の5万円分の商品と当期仕入高60万円の合計から、売れ残った4万円を差し引いた61万円が売れた分の原価(売上原価)ということです。三分法では多くの場合、この計算を『仕入』勘定上で行うために"しくりくりしい"の仕訳をします。

## 仕入

当期商品 仕入高 60万円	期末 4万円
期首 5万円	∴ 売上原価 61万円

## 繰越商品

前期末から繰越 (=期首有高) 5万円	期首 5万円
期末 4万円	】∴期末有高 4万円

“しいくりくりしい”の仕訳をするとなぜ売上原価を算定できるのかをさらに解説したい方は、前著『ホントにゼロからの簿記3級』をご参照ください。長々と解説しております。とりあえず問題が解ければいいのであれば“しいくりの仕訳は前期末有高、くりしいの仕訳は当期末残高”という結論だけおさえてください。また後学のため、『仕入』勘定に借記することは、売上原価にカウントすることということも、ここでおさえておいてください。

注意；以上のように商品売買に関しては三分法が使われます。注意が必要なのは、たとえ商品売買に三分法を用いていたとしても、他のもの（固定資産や有価証券など）の売買には分記法を用いるということです。

あとは商品有高や原価の算定の仕方も学習しました。たとえば、

**5月1日、単価100円の商品を10個仕入れた。**

**5月10日、単価120円の商品を10個仕入れた。**

**5月20日、商品1個を150円で販売した。**

では、**5月20日に販売した商品の売上原価(つまり仕入値)**はいくらでしょうか？

『100円』と考えるのが、先入先出法(さきいれさきだしほう)の考え方です。

先に仕入れたものから先に払い出す、と考えるわけです。

一方、『110円』と考えるのが、平均法(移動平均法)です。仕入れた都度、平均値を算出する、と考えるわけです。

その他いくつか算定方法がありますが、簿記の初級では、先入先出法と移動平均法の二つが大切です。この二つがわかれば他の計算方法も理解できると思います。

(昔は『120円』と考える後入先出法(あといれさきだしほう)もありましたが、今は事実上ほぼ廃止されました。世の中には後入先出法の方を好む企業もあって、廃止には相当反対していたようですが。)

他に3級で学習したことは、「付随費用は商品の取得価額に含める」や「返品」や「値引」の処理です。付随費用を商品の取得価額に含めることは、簡単ですし文字通りのことですので割愛します。返品や値引の会計処理は以下の2級の内容に含めて説明します。

3級の復習は以上です。では2級の学習を始めましょう。主な論点は“割引”と“期末評価”的2つです。

まずは仕入れる側の返品や値引や割引の処理です。

返品は、いったん仕入れた商品を返却すること、値引はいったん仕入れた商品にキズなどがあるために価額を安くしてもらうことです。たとえば

6月1日、1個100円の商品を掛けで10個仕入れた。(買掛金の支払期限は6月30日とする)

(借)仕入1,000(貸)買掛金1,000

6月2日、昨日仕入れた商品10個のうち3個は品違いであったため返品した。

(借)買掛金300(貸)仕入300

6月3日、おととい仕入れた商品のうち2個にキズがあったため、合計100円の値引きを受けた。

(借)買掛金100(貸)仕入100

これで「仕入」勘定も「買掛金」勘定も600円の残高になりました。

このように、返品も値引きも、仕入れたときの仕訳の逆仕訳をするだけです。

ところが、割引はちょっと性格が異なります。

販売者側としては、掛け販売の場合は、貸倒のリスクや資金運用の面から、なるべく早く代金を回収したいものです。そこで、「回収期限よりも早く代金を払ってくれたら代金を安くする」という条件を付すことがあります。たとえば支払期限が販売から30日間の場合に、「販売から10日以内に代金を払ってくれた場合には2%割り引く」という条件をさらにつけるわけです。例えば

6月10日、「販売から10日以内の支払については2%の割引をする」との条件に基づいて残りの買掛代金全額(600円)を当座預金から支払った。

(借)買掛金600(貸)当座預金588

(貸)仕入割引12

となります。仕入れたときの逆仕訳をするのではなく、『仕入割引』勘定を用います。なぜかというと、この“割引”というのは、世間一般でいう割引とは異なり、「通常よりも早い時期に支払ったために安くすること」をいいます。つまり利息の性格を持ちます。「通常の約束の期限よりも早く払うのだから、その分安くする」、つまり時は金なりです。

また、払う金額が少なくて済むわけですから『仕入割引』勘定は収益ですし、受取利息の意味合いで、報告式の損益計算書上では「営業外収益」に表示されます。

# 損益計算書

自20×1年4月1日 至20×2年3月31日 (単位: 万円)

I 売上高	3,000
II 売上原価	
1 期首商品棚卸高	200
2 当期商品仕入高	900
合計	1,100
3 期末商品棚卸高	100
売上総利益	1,000
	2,000
III 販売費及び一般管理費	
給料	150
水道光熱費	100
貸倒引当金繰入	50
減価償却費	100
営業利益	400
	1,600
IV 営業外収益	
受取配当金	50
仕入割引	30
	80
V 営業外費用	
支払利息	30
有価証券評価損	40
経常利益	70
	1,610
VI 特別利益	
固定資産売却益	100
VII 特別損失	
固定資産売却損	110
税引前当期純利益	1,600
法人税、住民税及び事業税	700
当期純利益	900

以上、仕入れる側の返品・値引・割引の仕訳でした。

続いては販売する側の返品・値引・割引の処理です。これはさきほどの仕入れる側の処理と考え方はまったく同一で、立場が逆になっているだけです。たとえば

6月1日、1個100円の商品を掛けて10個販売した。(代金の回収期限は6月30日とする)

(借) 売掛金1,000(貸) 売上1,000

6月2日、昨日販売した商品10個のうち3個は品違いであったため返品された。

(借) 売上300(貸) 売掛金300

6月3日、おととい販売した商品のうち2個にキズがあったため、合計100円の値引きをした。

(借) 売上100(貸) 売掛金100

6月10日、「販売から10日以内の支払については2%の割引をする」との条件に基づいて残りの売掛代金全額(600円)が当座預金に入金された。

(借) 当座預金588(貸) 売掛金600

(借) 売上割引 12

『売上割引』勘定も仕入割引と同様に支払利息の性格を持ちますので営業外費用です。

では2つ目の論点“期末評価”です。新たに2つの仕訳を覚えてください。

先ほども書きましたが、期末になると三分法では“しいくりくりしい”という仕訳が必要です。先ほどの例をもう一度見てみましょう。扱っている商品は、仕入単価は @100 円です。前期末(当期首)時点の商品有高は 5 万円(500 個)、当期末時点の商品有高は 4 万円(400 個)であった場合、必要な決算整理仕訳は

(借)仕入 5 万(貸)繰越商品 5 万

(借)繰越商品 4 万(貸)仕入 4 万

です。

ところが、400個あるはずの“当期末時点の商品有高”が、実際に商品現物をカウントしてみたら380個しか存在していないかったらどうしたらいいでしょうか？たとえば商品が保管中に盗まれたり、蒸発・紛失してしまったりした場合のことです。この失った20個(2,000円)のことを棚卸減耗(たなおろしげんもう)といいます。棚卸減耗が発生したら、すでに商品は存在していないですから、『繰越商品』勘定を減額します。棚卸減耗分は『棚卸減耗損』勘定という費用勘定を用います。

(借)棚卸減耗損2,000(貸)繰越商品2,000

これが新たに覚えていただく一つ目の仕訳です。

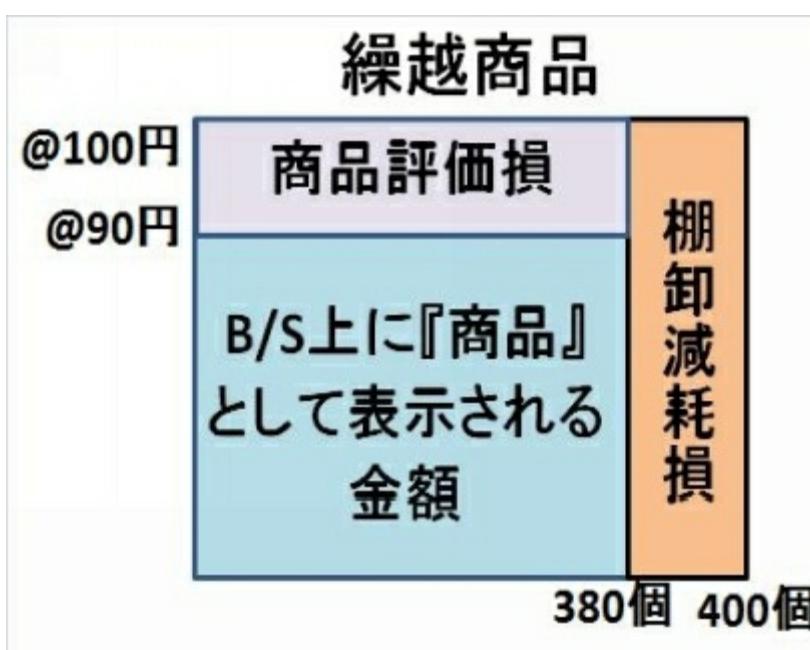
さらに、期末に実在している380個について、時価(※)が取得価額(この場合は@100円)よりも下落した場合には、販売しても利益を生むことができないため、この段階で損を計上してしまいます。これを商品評価損といいます。

※この場合の時価とは仕入値の時価ではなく売価の時価のことで、より厳密には正味売却価額のことを指します。

たとえば、期末に存在している380個について、時価が@90円に下がってしまった場合には

(借)商品評価損3,800(貸)繰越商品3,800

と仕訳します。これが二つ目の仕訳です。商品の収益性が下がったので、この段階で商品の帳簿価額も下げてしまいます。



棚卸減耗損と商品評価損はこのようなボックス図で把握すると便利ですので、このボックス図を書けるよう

になってください。

では最後に、商品に関する決算整理仕訳をまとめてみます。次の3つのステップからなっているわけです(ここでは、売上原価を、『仕入』勘定を利用して算出することを前提としています。);

**Step1：“しいくりくりしい”の仕訳をする(『仕入』勘定で売上原価を算定するため)。**

(借)仕入50,000(貸)繰越商品50,000

(借)繰越商品40,000(貸)仕入40,000

**Step2: 棚卸減耗損を計上する。**

(借)棚卸減耗損2,000(貸)繰越商品2,000

**Step3: 商品評価損を計上する。**

(借)商品評価損3,800(貸)繰越商品3,800

なお、問題文で『棚卸減耗損や商品評価損を売上原価に算入する』という指示がある場合には、さらに

(借)仕入2,000(貸)棚卸減耗損2,000

(借)仕入3,800(貸)商品評価損3,800

という振替仕訳も必要になります。売上原価にするということは、「発生した棚卸減耗損・商品評価損は、通常の営業で不可避的に発生してしまうやむを得ない損である」と考えているということを意味します。そして売上原価に含めるためには『仕入』勘定に借記する必要があります(『仕入』勘定に振替ることは、損益計算書上では「販売費および一般管理費」や「営業外費用」や「特別損失」ではなく、「売上原価」に含めることを意味します)。

もしこの減耗損・評価損が「通常では発生し得ない、あるいは発生した金額が異常である」という場合には、売上原価には含めず、たとえば「棚卸減耗損」「商品評価損」という名称のまま営業外費用や特別損失に表示します。

では最後に棚卸減耗損と商品評価損の簡単な例題を解いてみましょう。

## 【決算整理事項】

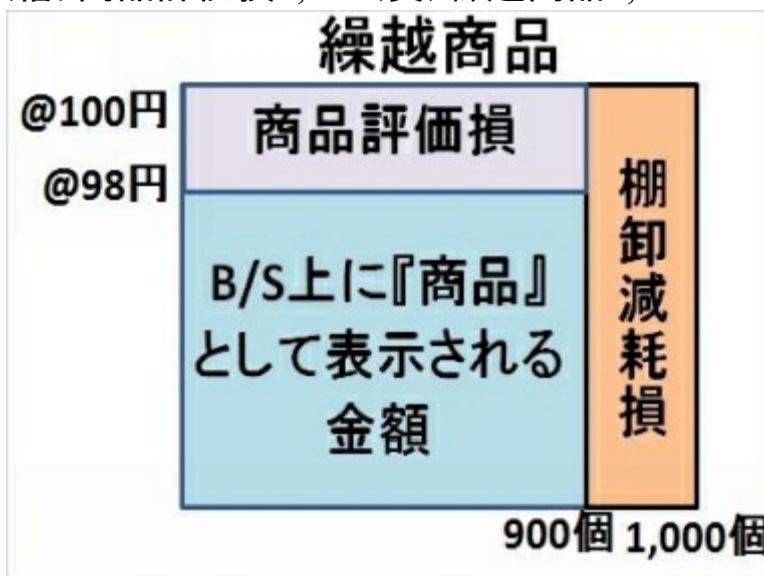
商品の当期末におけるデータは次のとおりでした。必要な決算整理仕訳を示してください；  
「繰越商品」勘定の期首残高は80,000円  
期末帳簿棚卸高は1,000個(原価@100円)  
期末実地棚卸高は900個(時価@98円)  
なお、売上原価は仕入勘定で計算し、棚卸減耗損及び商品評価損は売上原価に算入しない。

(借)仕入80,000(貸)繰越商品80,000

(借)繰越商品100,000(貸)仕入100,000

(借)棚卸減耗損10,000(貸)繰越商品10,000

(借)商品評価損1,800(貸)繰越商品1,800



**【章末確認問題】**

Q1: 6月1日、1個100円の商品を掛けで10個仕入れた(買掛金の支払期限は6月30日とする)。仕訳を示してください。

A:(借)仕入1,000(貸)買掛金1,000

Q2:6月2日、Q1(6月1日)で仕入れた商品10個のうち3個は品違いであったため返品した。仕訳を示してください。

A:(借)買掛金300(貸)仕入300

Q3:6月3日、Q1(6月1日)で仕入れた商品のうち2個にキズがあったため、合計100円の値引きを受けた。仕訳を示してください。

A:(借)買掛金100(貸)仕入100

Q4:6月10日、「販売から10日以内の支払については2%の割引をする」との条件に基づいて買掛代金全額(600円)を当座預金から支払った。仕訳を示してください。

A:(借)買掛金600(貸)当座預金588

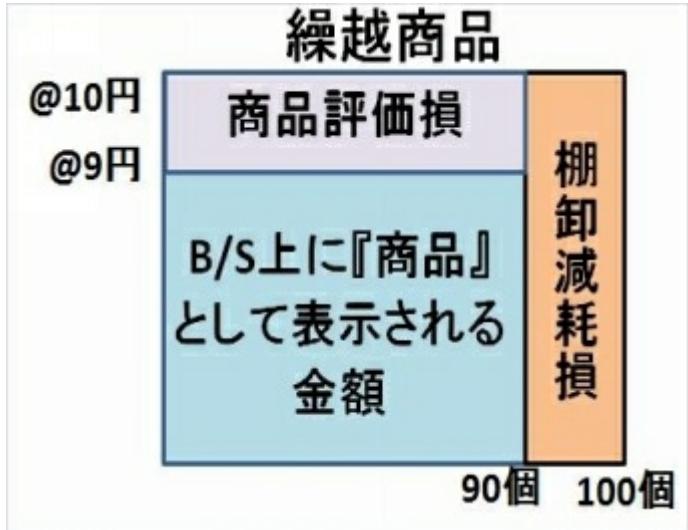
(貸)仕入割引 12

なお仕入割引は営業外収益です。

Q5:商品の期末時点のデータは次のとおりでした。必要な決算整理仕訳を示してください;  
「繰越商品」期首残高は1,200円  
期末帳簿棚卸高 100個(原価@10円)  
期末実地棚卸高 90個(時価@9円)  
なお、売上原価は仕入勘定で計算し、棚卸減耗損及び商品評価損は売上原価に算入しない。

A:

- (借)仕入1,200(貸)繰越商品1,200
- (借)繰越商品1,000(貸)仕入1,000
- (借)棚卸減耗損100(貸)繰越商品100
- (借)商品評価損90(貸)繰越商品90



## 【第4章】手形の裏書・割引・不渡り

まずは3級の復習です。手形取引は大切ですのでちょっと時間をかけて復習しましょう。仕訳に入る前に2つの質問に答えてみてください。

Q1: 手形にはどんな種類があったでしょうか？

「約束手形」と「為替手形」の2種類ですね。覚えていますか？（「支払手形」と「受取手形」ではないですよ！）

現物の手形は約束手形と為替手形の2種類です。そして約束手形であろうと為替手形であろうと、簿記会計では手形の額面代金を支払う義務を『支払手形』勘定で表し、手形の額面代金を受け取る権利のことを『受取手形』勘定で表します。手形現物を保有している人が帳簿上に『受取手形』勘定の残高がある（=その手形代金を受け取ることができる）というイメージです。

Q2: では、約束手形と為替手形の違いは何だったでしょうか？

2者間で使用する手形が約束手形で、3者間で使用する手形が為替手形でした。

約束手形の“2者”とは、手形代金を受け取る権利者と手形代金を支払う義務者です。

為替手形の“3者”とは、手形代金を受け取る権利者、手形代金を支払う義務者、そして債権債務を相殺する者です（債権と債務を相殺したい人が為替手形を作成します）。まだ理解が曖昧な方は後述する仕訳例で確認してください。

では手形取引の流れを見てみましょう。まずは2者間の取引(つまり約束手形)です。

①A商店は、B商店から商品5,000円を仕入れた。代金は手形(期日は90日後)を作成してB商店に渡した。

A商店側の仕訳

(借)仕入 5,000 (貸)支払手形 5,000

B商店側の仕訳

(借)受取手形 5,000 (貸)売上 5,000

このとおり、A商店側の仕訳の貸方は『支払手形』です。これは、買掛金と同様に負債ですが、『(買掛代金ではなく)手形額面代金を支払わなければならない』という債務を表す勘定科目です。

一方、B商店側の仕訳の借方は『受取手形』です。これは、売掛金と同様に資産ですが、『(売掛代金ではなく)手形額面代金を受け取ることができる』という債権を表す勘定科目です。

②B商店は手形を銀行に預けた。

仕訳は起こりません。

ちなみに、簿記のテキストではなぜかこの「銀行に手形を預けた。」というフレーズがほとんどないような気がします。手形を受け取ったら、なるべくすぐ銀行に持っていきます。実務では当然行われることで、これを『手形を取り立て依頼に出す』と言ったりします。手形を手元で大切に保有しているだけでは期日になつてもお金は入ってきません。銀行に預けて期日に資金振替処理をしてもらうよう依頼しなければなりません。検定試験に関係ないとしても、実務での常識です。ぜひ知っておいてください。

(現代の手形取引は銀行を介します。簿記のテキストでは、“手形を相手に呈示して支払ってもらう”ような流れになっていたりしますが、、、いつの時代の話??という感じがします。。。)

③手形の決済期日になり無事決済となり、B商店の当座預金口座に手形代金が入金された。

A商店側の仕訳

(借)支払手形 5,000 (貸)当座預金 5,000

決済されたので負債が減ります。預金も減ります。

B商店側の仕訳

(借)当座預金 5,000 (貸)受取手形 5,000

決済されたので債権が減ります。

手形取引の流れの基本は以上です。流れがわかれば仕訳も簡単ですね。では次に3者間での手形取引(つまり為替手形)の仕訳を追いかけてみてください。

① 1月1日、A商店はB商店から商品3,000円を仕入れ、代金は掛けとした。

A商店側の仕訳

(借)仕入 3,000 (貸)買掛金 3,000

B商店側の仕訳

(借)売掛金 3,000 (貸)売上 3,000

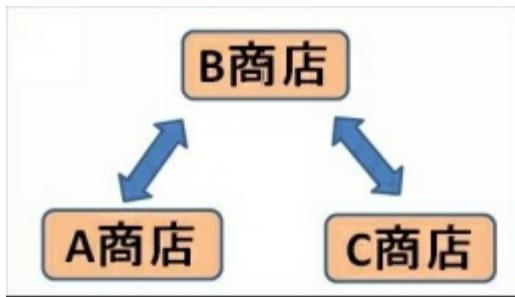
② 1月5日、B商店はC商店から備品3,000円を購入し、代金は掛けとした(B商店にとっては備品でもC商店にとっては商品)。

B商店側の仕訳

(借)備品 3,000 (貸)未払金 3,000

C商店側の仕訳

(借)売掛金 3,000 (貸)売上 3,000



③ 同日、B商店が為替手形を作成し、A商店に『A商店がこの手形の代金を払ってくださいね』という依頼をし、A商店の承諾(引受)を得て、為替手形をC商店に渡した。

A商店側の仕訳

(借)買掛金 3,000 (貸)支払手形 3,000

買掛債務が手形債務に変わりました。

B商店側の仕訳

(借)未払金 3,000 (貸)売掛金 3,000

債権と債務が相殺されました(相殺したいがために為替手形を作成したわけです)。

C商店側の仕訳

(借)受取手形 3,000 (貸)売掛金 3,000

売掛債権が手形債権に変わりました。

④ C商店は銀行へ取立て依頼をした。4月4日(手形期日)になり、手形代金が決済された。

A商店側の仕訳

(借)支払手形 3,000 (貸)当座預金 3,000

B商店側の仕訳

仕訳なし

C商店側の仕訳

(借)当座預金 3,000 (貸)受取手形 3,000

三者間での手形取引の仕組みと仕訳、おわかりいただけましたでしょうか？まだ自信がない方は、もう一度仕訳を追いかけてみてください。これがわからないとこの先に進んでも理解は難しいと思います。

通常の簿記のテキストでは、名宛人の、受取人の、指図人のと、約束手形・為替手形に関するオカタイ用語をオカタク説明してから仕訳を説明します。

正直、私が初めて勉強したときはややこしい用語でチンパンカンパン(というかウンザリ)でしたので、本書ではそのようなオカタイ用語はなるべく使用していません。  
私が勉強した結果、わかったことがあります。それは、  
作成された手形が約束手形であろうと為替手形であろうと、簿記ではとりあえずこれらの名称は気にせず、手形額面金額をもらえる権利(債権)なのか、支払う義務(債務)なのか、という観点で考えてしまえばいいということです。手形の種類に関係なく、どういう流通をしようと、勘定科目はあくまでも債権の立場であれば『受取手形』、債務の立場であれば『支払手形』です。そう開き直ってからじっくり手形を勉強すると理解が楽だと思います。

以上のように、2者間での支払いに用いるのが約束手形です。そして3者間の三角関係で用いるのが為替手形です。

3者間で用いる手形が為替手形なのですが、工夫すれば**2者間で為替手形を用いる**こともできます。為替手形の3者とは、手形を作る人、手形代金を受け取る人、そして手形代金を支払う人でした。これら3者のうち、『作る人と支払う人が同一人物である為替手形』にすれば2者間で使用できます。また、『作る人と受け取る人が同一人物である為替手形』にしても2者間で使用できます。

前者の為替手形を**自己宛為替手形**といい、後者を**自己受為替手形**といいます。

自己宛：手形を作る人と手形代金を支払う人が同一。作成したら相手に渡す。

自己受：手形を作る人と手形代金を受け取る人が同一。作成して相手の引受(支払の承諾)を得てから自分で保有する(その後銀行へ取立依頼)。

これらは次章『荷為替手形』の土台となる知識ですので、次の例題を使って是非ここでマスターしてください！

## 1)自己宛為替手形の流れと仕訳

A商店はB商店から商品3,000円を仕入れた。A商店は自己を支払人とする為替手形を作成し、B商店に渡した。

A商店側の仕訳

(借)仕入3,000 (貸)支払手形3,000

B商店側の仕訳

(借)受取手形3,000 (貸)売上3,000

ちなみにこれをカタkulシー言葉で表現すると、『**A商店はB商店から商品3,000円を仕入れました。A商店はB商店を指図人、自己を名宛人とする為替手形を振り出し、B商店に交付しました。**』となります。

## 2)自己受為替手形の流れと仕訳

A商店はB商店から商品3,000円を仕入れた。B商店は自己を受取人とする為替手形を作成し、A商店の引受を得た。

A商店側の仕訳

(借)仕入3,000 (貸)支払手形3,000

B商店側の仕訳

(借)受取手形3,000 (貸)売上3,000

ちなみにこれをカタkulシー言葉で表現すると、『**A商店はB商店から商品3,000円を仕入れました。B商店はA商店を名宛人、自己を指図人とする為替手形を振り出し、A商店の引受を得ました。**』となります。

仕訳は自己宛為替手形のケースと自己受為替手形のケースとで同一です。気がつきましたか？つまり、自己受であっても自己宛であっても、約束手形であっても為替手形であっても、言葉に惑わされないで『誰が手形代金を支払うのか、受け取るのか』に着目すれば仕訳は自ずとわかります。

さて、手形といえば、3級で一番大切な論点は「裏書」と「割引」でした。おそらく簿記会計における『手形取引』で一番大切な論点が**裏書**(うらがき)と**割引**(わりびき)です。とても大切ですので、本書では初步から復習・学習します。

まずは3級の内容を復習しましょう。

他人から受け取って手元にある手形は、さらに他人(第三者)へ譲り渡すこともできます。

たとえば、**B商店**が、**A商店**から受け取った約束手形(額面10万円)を、**C商店**への買掛金(10万円)の決済手段として譲る場合などです。

このC商店への譲渡の仕訳を例示しますと

**B商店**側の仕訳

(借)買掛金 10万(貸)受取手形 10万

すでに保有していた手形(『受取手形』勘定)がなくなります。

**C商店**側の仕訳

(借)受取手形 10万(貸)売掛金 10万

となります。これが手形の『裏書』(うらがき)です。要は手形を他人へ譲渡することです。簡単ですね。他人へ譲渡する際に、手形の裏面に記名・押印をするから『裏書』と言われているだけあって、要は譲渡なのです。



C商店は当該手形を銀行へ取立依頼に出し、その後手形期日になると、A商店の当座預金口座からC商店の口座へ資金振替処理が行われます(A商店の預金からC商店の預金へ資金が移動します)。

これが手形の裏書きです。

次に手形の『割引』を説明します。たとえばB商店は、A商店から受け取った約束手形(額面10万円)を、D銀行へ持って行って、その場で現金に換金してもらいます。手形を買い取ってもらうというようなイメージです。当然額面どおりの金額はもらえませんので例えば2,000円引かれて現金化されたとすると、

(借)現金 98,000 (貸)受取手形 100,000

(借)手形売却損 2,000

となります。この2,000円は取り扱い手数料や、期日までの利息の意味です(期日よりも早い時期にお金を受け取ったわけですから、その分の利息は当然差し引かれます)。

つまり譲渡する相手が金融機関である裏書(手形を現金化する裏書)を『割引』と呼ぶということです。



裏書と割引があたかも別々の事象であるかのように説明されることが多いのですが、実際には、現金化する裏書のことを割引と呼んでいるだけです。割引の場合は相手が金融機関なので手数料等が差し引かれるを考えればいいわけです。

(ただし“割引”という行為は、会計基準の規定により、『手形売却損』という名称の勘定科目を用いることになります。詳細は 1 級で学習します。)

さてここまでが 3 級の範囲でした。ここからが 2 級で学習する内容です。

手形の裏書・割引は以上のとおりなのですが、実は、手形が無事決済されないリスクも当然あります。手形の期日になったときに手形債務者の当座預金口座残高がなかった場合には決済されません。手形が決済されないことを『不渡り』と言います。

不渡りが発生した場合、裏書人(割引の場合は割引依頼人)がその手形代金を手形債権者に支払わなければなりません。

つまり、裏書・割引という行為には、『不渡りになつたら自分が裏書・割引した手形の額面代金を払わなくてはならない』というリスクが伴います。手形を手放してもまだ安心してはいけないわけです。

たとえば

- ① 4月1日、B商店は、A商店から受け取った約束手形(額面10万円)をC商店への買掛金(10万円)の決済手段として裏書譲渡した。(C商店は当該手形を銀行へ取立依頼に出した)



- ② 4月30日、A商店の営業不振によりA商店の当座預金残高がほとんどなかったため、手形代金が決済されなかった(手形が不渡りとなった)。C商店は取引銀行からその旨の連絡を受けたため、当該手形の裏書人であるB商店に手形代金を請求した。
- ③ 同日、B商店はC商店に手形代金10万円を現金で支払った。

このように、不渡りが発生した場合には、裏書をした人がその手形代金を負担する義務があります。これを偶発債務(ぐうはつさいむ)といいます。もしかしたら将来負担することになるかもしれないという保証債務です。割引の場合にも同様に、割引依頼者に偶発債務があります。

ではこの事例で、裏書をした者の帳簿にこの偶発債務をどう反映したらいいのか、実際に不渡りになったらどう仕訳するのか、などを考えてみましょう。これが2級で学習する内容です。

偶発債務については、不渡り発生の可能性を考慮して仕訳します。たとえば不渡りになる可能性が1%と見積もられれば、額面金額の1%を債務として計上します。裏書・割引をした時点で仕訳します。

(借)保証債務費用○○(貸)保証債務○○

借方は費用、貸方は負債です。これは貸倒引当金設定の仕訳と似ています。

(貸倒が発生する前にそれを見積もって費用・負債計上しておくのが貸倒引当金設定の会計処理でした。それと同じです。)

1)手形が無事決済されたら、裏書人にとっては偶発債務はなくなりますので、裏書人は『保証債務』勘定を借記して消します。

(借)保証債務○○(貸)保証債務取崩益○○

2)もし不渡りになったら、手形債権者は帳簿上の『受取手形』勘定を『不渡手形』勘定へ名称を変更します。

(借)不渡手形○○(貸)受取手形○○

裏書人は当該不渡り分の代金を手形債権者に支払うことにより偶発債務は消えますので、『保証債務』勘定を借記して消します。

(借)保証債務○○(貸)保証債務取崩益○○

では具体的に仕訳をしてみましょう。

## 1) 無事決済されるケース

① 4月1日、B商店は、A商店から受け取った約束手形(額面10万円)をC商店への買掛金(10万円)の決済手段として裏書譲渡した。なおこの保障債務の時価は額面の1%と見積もられた。

(C商店は当該手形を銀行へ取立てに依頼に出した)



B商店側の仕訳

(借)買掛金100,000(貸)受取手形100,000  
(借)保証債務費用1,000(貸)保証債務1,000

C商店側の仕訳

(借)受取手形100,000(貸)売掛金100,000

② 4月30日、当該手形が無事決済され、C商店の当座預金口座に入金された。

B商店側の仕訳

(借)保証債務1,000(貸)保証債務取崩益1,000

C商店側の仕訳

(借)当座預金100,000(貸)受取手形100,000

## 2) 不渡りになるケース

① 4月1日、B商店は、A商店から受け取った約束手形(額面10万円)をC商店への買掛金(10万円)の決済手段として裏書譲渡した。なおこの保障債務の時価は額面の1%と見積もられた。

(C商店は当該手形を銀行へ取立てに出了)



B商店側の仕訳

(借)買掛金100,000(貸)受取手形100,000

(借)保証債務費用1,000(貸)保証債務1,000

C商店側の仕訳

(借)受取手形100,000(貸)売掛金100,000

② 4月30日、A商店の営業不振によりA商店の当座預金残高がほとんどなかったため、手形代金が決済されなかった(手形が不渡りとなった)。C商店は取引銀行からその旨の連絡を受けたため、当該手形の裏書人であるB商店に手形代金を請求した。

B商店側の仕訳

仕訳なし

C商店側の仕訳

(借)不渡手形100,000(貸)受取手形100,000

③ 同日、B商店はC商店に手形代金10万円を現金で支払った。

B商店側の仕訳

(借)不渡手形100,000(貸)現金100,000

(借)保証債務1,000(貸)保証債務取崩益1,000

C商店側の仕訳

(借)現金100,000(貸)不渡手形100,000

なお、今度はB商店がA商店に手形代金を請求することになります(A商店にはお金はないでしょう)。その請求権を表すのが『不渡手形』勘定です。

割引の場合でも手形に関する仕訳は上記と同じですので本書では割愛します。裏書のケースをマスターできれば、割引のケースも必然的にできるようになっています。

## 【ちょっとだけ実務のオハナシ】

商品を掛けて販売したとき、その未収代金はそのままですと「売掛金」ですが、本章のように手形を受け取ることもあります。この違いは何でしょうか？なぜわざわざ手形を用いるのでしょうか？

売掛金と手形の大きな違いは、なんと言っても“不渡り”です。売掛金が回収できることを“貸倒れ”と呼びますが、手形代金が回収できないことは“不渡り”と呼びます。不渡りは、広い意味では貸倒れですが、「売掛金の貸倒れ」と「手形の不渡り」とは、その重要度がまったく異なります。

実は、不渡りを6ヶ月の間に2度発生させてしまうと、銀行取引が停止されてしまいます。

世間ではよく“倒産”という言葉が使われますが、実は“倒産”という言葉はけっこう曖昧なんです。たとえば「Z株式会社が倒産した」という場合、このZ株式会社はいったい何をしたのでしょうか（もしくは、何ができなかつたのでしょうか）？

実はこの“倒産”という言葉は、実はいくつかの事象を総称した言葉なのですが、そのうちの一つが“6ヶ月間に2度の不渡りを出すこと”なのです。

6ヶ月間に2度の不渡り⇒銀行取引停止=世間でいう倒産

です。このように不渡りは手形債務者にとっても非常に怖いものです。ですので、企業は買掛金の支払よりも優先して手形代金を支払います。

逆にこれを、代金を回収する側から見てみると、単なる“売掛金”よりも、手形を受け取っておいた方が回収の可能性が高まる、つまり安全ということが言えます。

## 【章末確認問題】

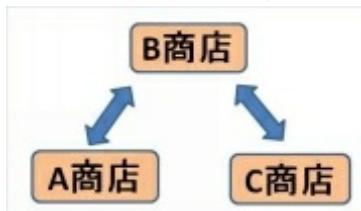
Q1:B商店側の仕訳を示してください。

- ①1月1日、A商店はB商店から商品3,000円を仕入れ、代金は掛けとした。
- ②1月5日、B商店はC商店から備品3,000円を購入し、代金は掛けとした。
- ③同日、B商店が為替手形を作成し、A商店に『A商店がこの手形の代金を払ってくださいね』という依頼をし、A商店の承諾(引受)を得て、為替手形をC商店に渡した。



A:

- ①(借)売掛金 3,000 (貸)売上 3,000
- ②(借)備品 3,000 (貸)未払金 3,000
- ③(借)未払金 3,000 (貸)売掛金 3,000



Q2:A商店側の仕訳を示してください。

A商店はB商店から商品3,000円を仕入れた。A商店は自己を支払人とする為替手形を作成し、B商店に渡した。

A:(借)仕入3,000 (貸)支払手形3,000

Q3:A商店側の仕訳を示してください。

A商店はB商店から商品3,000円を仕入れた。B商店は自己を受取人とする為替手形を作成し、A商店の引受を得た。

A:(借)仕入3,000 (貸)支払手形3,000

Q4:B商店側の仕訳を示してください。

①4月1日、B商店は、A商店から受け取った約束手形(額面10万円)をC商店への買掛金(10万円)の決済手段として裏書譲渡した。なおこの保障債務の時価は額面の1%と見積もられた。

(C商店は当該手形を銀行へ取立てに出了)



②4月30日、当該手形が無事決済され、C商店の当座預金口座に入金された。

A:

①(借)買掛金100,000(貸)受取手形100,000  
(借)保証債務費用1,000(貸)保証債務1,000

②(借)保証債務1,000(貸)保証債務取崩益1,000

Q5:C商店側の仕訳を示してください。

- ① 4月1日、B商店は、A商店から受け取った約束手形(額面10万円)をC商店への買掛金(10万円)の決済手段として裏書譲渡した。なおこの保障債務の時価は額面の1%と見積もられた。(C商店は当該手形を銀行へ取立てに出了した)
- ② 4月30日、A商店の営業不振によりA商店の当座預金残高がほとんどなかったため、手形代金が決済されなかった(手形が不渡りとなった)。C商店は取引銀行からその旨の連絡を受けたため、当該手形の裏書人であるB商店に手形代金を請求した。

A:

①(借)受取手形100,000(貸)売掛金100,000

②(借)不渡手形100,000(貸)受取手形100,000

## 【第5章】荷為替手形

“荷為替手形”は“にがわせてがた”と読みます。これは遠隔地の顧客との商品売買の際に発行される為替手形です。

例えば東京にある東京商店が沖縄にある沖縄商店に商品を売るといったようなケースで用いられます。つまり2者間取引で為替手形を用いるということです。「2者間での為替手形」、前章で学習しましたが覚えていらっしゃるでしょうか？この場合売主（東京商店）が為替手形を作成します。自己受為替手形です。

“荷為替手形”とは、自己受為替手形で、貨物代表証券とセットになったものと考えてください。

※貨物代表証券とは、商品の運送を運送業者に依頼したときに、運送業者から受け取る貨物引換証などのことをいいます。商品（貨物）を運送業者から受け取る際に引換券の役割をするものです。つまり、貨物引取人（買主）は、運送業者から商品（貨物）を受け取るには、予め売主から貨物代表証券を入手しておく必要があります。

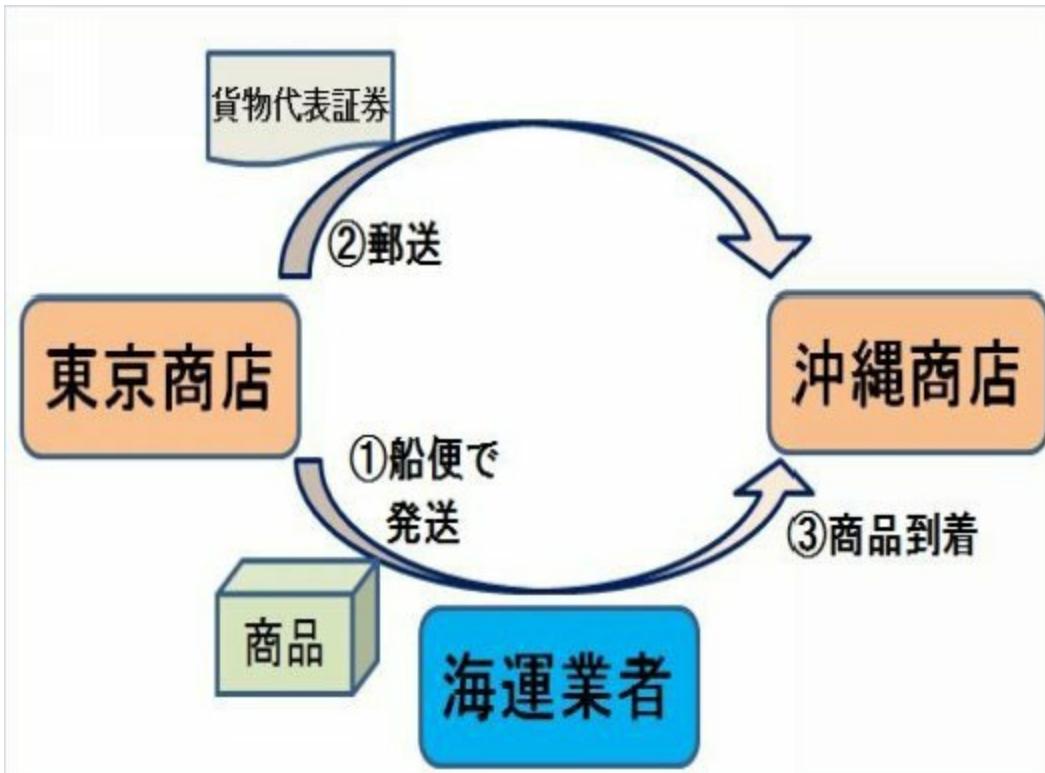
では具体的にどのような流れになっているのか見てみましょう。

ただし！最初から荷為替手形を用いた売買の流れを理解するのは難しいと思いますので、まずは荷為替手形のないケースの（単なる）遠隔地間売買を見てみましょう。

（通常の簿記のテキストでは最初から荷為替手形を用いた遠隔地間売買を説明してしまうのですが、少なくとも私の個人的な経験では、それは難しかったと記憶していますので、まずは単なる遠隔地間売買を説明します。）

## 1) 荷為替手形を用いないケース(単なる遠隔地間売買)

- ① 東京商店は沖縄商店に商品10,000円を販売した。商品は船便で発送するため、東京商店は商品を海運業者に引き渡し、代わりに貨物代表証券を受け取った。
- ② 東京商店は貨物代表証券を沖縄商店に郵送し、沖縄商店はそれを受け取った。
- ③ 商品が沖縄に到着し、沖縄商店は貨物代表証券を海運業者に呈示して、それと引き換えに商品を受け取った。



遠隔地間売買はこのような流れです。ではこの流れを仕訳してみましょう。

①東京商店は沖縄商店に商品10,000円を販売した。商品は船便で発送するため、東京商店は商品を海運業者に引き渡し、代わりに貨物代表証券を受け取った。

東京商店側の仕訳

(借) 売掛金10,000 (貸) 売上10,000

沖縄商店側は仕訳なし

②東京商店は貨物代表証券を沖縄商店に郵送し、沖縄商店はそれを受け取った。

東京商店側は仕訳なし

沖縄商店側の仕訳

(借) 未着品10,000 (貸) 買掛金10,000

(商品引取請求権を表す『未着品』勘定という資産勘定を用います。)

③商品が沖縄に到着し、沖縄商店は貨物代表証券を海運業者に呈示して、それと引き換えに商品を受け取った。

東京商店側は仕訳なし

沖縄商店側の仕訳

(借) 仕入10,000 (貸) 未着品10,000

売主側の立場からは、対面売買と比べて遠隔地間売買には以下のような心配事があります；

・遠隔地間売買では、商品の輸送に時間がかかりますので、その分売主（東京商店）にとっては売上代金の回収が遅くなってしまいます。

・また売主としては、遠隔地にいる買主が本当に代金を支払ってくれるかどうか心配です（もし未払のまま逃げられてしまったら、見つけ出すのも大変です）。

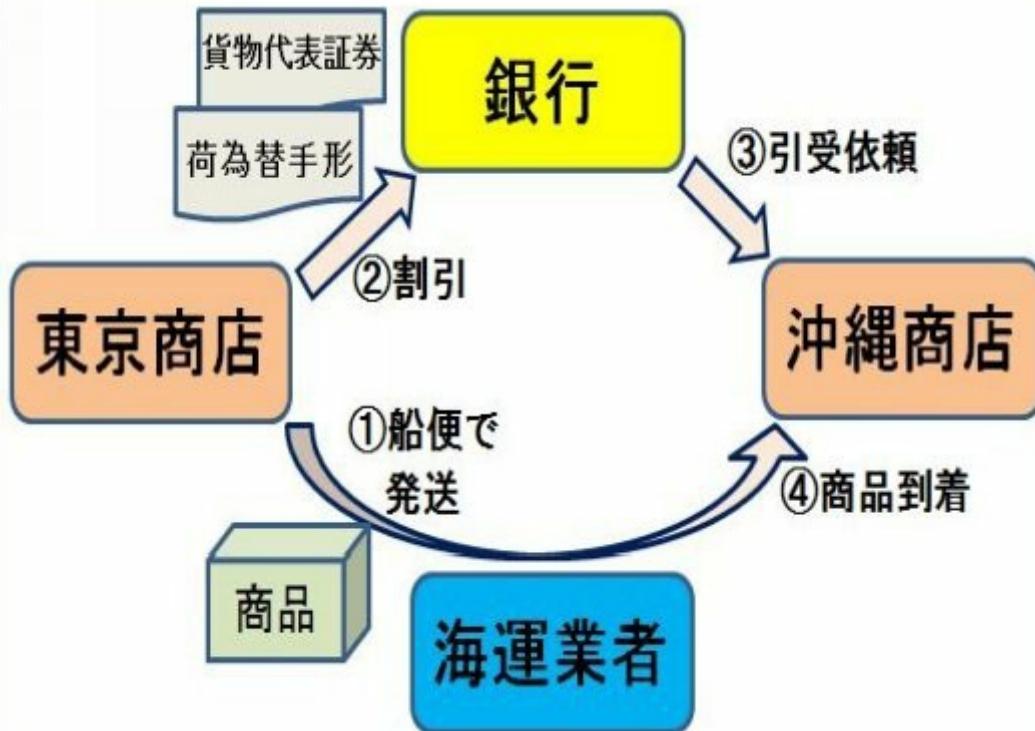
そこで売主としてはできるだけ早い段階で少しでも多く売上代金を回収しておきたいと思うのが心情でしょう。そこで用いられるのが自己受為替手形です。

## 2) 荷為替手形を用いる遠隔地間売買

売主は遠隔地間売買に自己受為替手形を用いることによって、代金の早期回収を図ります。具体的には、運送業者から受け取った貨物代表証券と、自分で作成した自己受為替手形をセットにして銀行に持ち込み、貨物代表証券を担保にしてその手形を割引きます（代金の早期回収）。

このとき手形の引受人（支払人）はまだ空欄です。誰も手形代金支払を引き受けていないのに銀行が割引に応じるのは、貨物代表証券を担保にしているからです。銀行はその後、買主に手形を引き受けもらいます（引き受けてもらえなかった場合には貨物代表証券もしくは商品を転売して現金化します）。買主に手形を引き受けてもらったら、代わりに貨物代表証券を買主に渡します。

と書いても最初は難しいと思います。まずは具体的な流れをみてみましょう。



- ① 東京商店は沖縄商店に商品10,000円を販売した。商品は船便で発送するため、東京商店は商品を海運業者に引き渡し、代わりに貨物代表証券を受け取った。
- ② 東京商店は一部代金の早期回収のため自己受為替手形（額面7,000円）を作成し、貨物代表証券とともに銀行に持ち込んで銀行に渡した。東京商店は、割引料300円を差し引かれた現金6,700円を受け取った。
- ③ 銀行は沖縄商店に当該手形代金の引受を依頼し、沖縄商店は引受を行った。銀行は沖縄商店に貨物代表証券を渡した。
- ④ 商品が沖縄に到着し、沖縄商店は貨物代表証券を呈示して商品を受け取った。

では仕訳を見てみましょう。

①東京商店は沖縄商店に商品10,000円を販売した。商品は船便で発送するため、東京商店は商品を海運業者に引き渡し、貨物代表証券を受け取った。

東京商店側の仕訳

(借) 売掛金10,000 (貸) 売上10,000

沖縄商店側は仕訳なし

②東京商店は一部代金の早期回収のため自己受為替手形(額面7,000円)を作成し、貨物代表証券とともに銀行に持ち込んで銀行に渡した。東京商店は、割引料300円を差し引かれた現金6,700円を受け取った。

東京商店側の仕訳

(借) 現金6,700 (貸) 売掛金7,000

(借) 手形売却損300

沖縄商店側は仕訳なし

考え方はこのとおりなのですが、通常の簿記のテキストでは①と②を一つの流れにしていて、以下のように合わせて仕訳することが多いと思います。最初はちょっと難しいかもしれません。

(借) 現金6,700 (貸) 売上10,000

(借) 手形売却損300

(借) 売掛金3,000

③銀行は沖縄商店に当該手形代金の引受を依頼し、沖縄商店は引受を行った。銀行は沖縄商店に貨物代表証券を渡した。

東京商店側は仕訳なし

沖縄商店側の仕訳

(借) 未着品10,000 (貸) 支払手形7,000

                          (貸) 買掛金3,000

④商品が沖縄に到着し、沖縄商店は貨物代表証券を呈示して商品を受け取った。

東京商店側は仕訳なし

沖縄商店側の仕訳

(借) 仕入10,000 (貸) 未着品10,000

荷為替手形を用いた場合の仕訳は以上になります。最初は難しいかもしれません、慣れれば簡単です。まだ自信がない方は、もう一度読んで仕訳を追いかけてください！

(他の簿記のテキストよりも段階を踏んで説明してあると自負しております。)

## 【おまけ】

荷為替手形を用いた取引では、売主は手形を割引いています。しかし、割引しているにもかかわらず偶発債務の仕訳(保証債務費用/保証債務)をしません。おかしいと思った方はいませんか？

実は、私にはこれを理論的に説明することはできません。私個人は偶発債務の仕訳をすべきだと思っています。

なぜ偶発債務の仕訳が不要なのか、これをきちんと説明できる人っているのでしょうか。。。

インターネット上の質問サイトを拝見しますと、やはり同じことを疑問に思っている人がいて、その質問に対して『ほとんど不渡りにならないから』とか『商品が担保になっているから』という回答が見受けられます。しかし、そんなことはありません。不渡りは発生しますし(買主である沖縄商店の倒産)、銀行は貨物代表証券を買主に渡してしまいますので担保はもうありません。

きちんとした理論が見当たらないのです。

注意：検定試験用の知識としては“偶発債務の仕訳はなぜか不要”と覚えてください。

## 【章末確認問題】

Q: 以下の取引について東京商店側の仕訳を示してください。

東京商店は沖縄商店に商品10,000円を販売した。商品は船便で発送するため、東京商店は商品を海運業者に引き渡し、貨物代表証券を受け取った。

なお東京商店は一部代金の早期回収のため自己受為替手形(額面7,000円)を作成し、貨物代表証券とともに銀行に持ち込んで銀行に渡し、割引料300円を差し引かれた現金6,700円を受け取った。

A:  
(借)現金 6,700 (貸)売上10,000  
(借)手形壳却損300  
(借)壳掛金3,000

## 【第6章】有価証券

本章でも3級の内容を復習しながら2級の学習をすすめます。3級と重複する部分については私の前著『ホントにゼロからの簿記3級』を引用しています；

“有価証券”とは何でしょうか？イメージが湧きますでしょうか？

有価証券とは、株券や債券（社債や国債など）のことを指します。文字通り「価値の有る証券」です。本章は、有価証券を保有している人の立場の話ですので、貸借対照表でいえば『資産の部』の話です。

ちなみに後述しますが、有価証券とはいっても、株式を発行した側にとっては『純資産の部』の話ですし、債券を発行した側にとっては『負債の部』の話です。ご参考まで。

※現在、会社法によると株式の発行に際して、（紙の）株券を発行しないことが原則となっています。株式とは株主たる地位・資格のことをいい、それを表象したものが株券なのですが、現在は不発行が原則です。ですので以後、本書では株券ではなく株式と表記する場合もありますが、会計処理としては“株券”と“株式”とで異なることはありませんのであまり気にしないでください。

企業は、株式や、国債や社債などの債券（債権ではありません）、つまり有価証券を購入することがあります。

### 何のために購入するのでしょうか？

実はこの“何のため？”が有価証券の会計処理の話のスタートであり、かつ会計処理の分かれ目となる大切なポイントなのです。

たとえば資金の運用目的が挙げられます。運用目的とは、たとえば株価の値上がりを期待して儲けるために上場株式を購入するなどです。購入してから比較的短期間で売却するつもりで購入するものです。証券市場に上場している株式などですが、この“売って儲ける目的”が一番イメージが湧きやすいかもしれません。

“売って儲ける目的”以外の運用目的としては、“保有し続けることで利息・利金で資金を増やす目的”も考えられます。イメージとしては比較的投資リスクの低い国債や社債を保有して利息をもらうことです。「売って儲ける」ではなく「保有して儲ける」です。

他の目的としては、他社を支配（グループ会社化、子会社化）するために他社の株式を購入することなども考えられますし、顧客等と親密な関係を築くためにその会社の株式を保有することも考えられます。

『何のために購入するのか』によって、簿記では勘定科目も経理処理も異なります。このこと自体をまず知っておいてください。簿記3級・2級のテキストではあまり強調されていないこともあるかもしれませんのが、『有価証券』の会計処理を理解するうえで非常に大切なポイントです。

もう一度言います。購入する目的で会計処理が異なってきます。

目的別分類	内容	時価評価
売買目的有価証券	(値上がりを期待して) 売ることで儲けることを意図して購入した有価証券。株式のみならず、債券も対象となる。	する。
満期保有目的債券	満期まで保有し続けることを意図して購入した債券。(満期がある有価証券 = 債券のみが対象となる)	しない。 条件を満たせば償却原価法。
子会社株式および 関連会社株式	他社を子会社・関連会社にするために保有する株式。	しない。
その他有価証券	上記3つに当てはまらない有価証券。 営業見合いで保有する株式や、売却目的でもなく満期まで保有する意図もない債券など。	する。

以上のように、有価証券の取得目的は大きく4つに分類でき、また使用する勘定科目もそれに伴い4種類あります。このうち簿記2級でおさえなければならないのは、『**売買目的有価証券**』と『**満期保有目的債券**』です。売買目的有価証券は3級で学習したと思いますが、復習がてら2級の内容とあわせて説明します。

## 1) 売買目的有価証券

簡素化のため、税金や証券会社の手数料等を考慮せずに説明します。たとえば、

9月1日、現金でA株式会社の株式を時価の値上がりを期待して10株(株価100円)購入したら

(借)売買目的有価証券 1,000 (貸)現金 1,000

9月30日、上記株式の株価が120円だったので10株すべて売却して現金を受け取ったら

(借)現金 1,200 (貸)売買目的有価証券 1,000

(貸)有価証券売却益 200

となります。(商品ではないので分記法ですね。)

では次に、株式ではなく、債券の購入の仕訳をしてみましょう。

たとえば将来高く売れることを期待して、額面100万円の社債を、@97円で現金購入した場合、

(借)売買目的有価証券 97万 (貸)現金 97万

と仕訳します。@97というのは、額面100円につき97円(つまり3%割引)で購入したことを意味します。このように、債券であっても仕訳は株式の場合と同じです。

また、株式を保有していると配当金(たとえば、A社の業績がよかつた場合は株主に利益が分配されます。それを配当金といいます。)がもらえることがあります。たとえば配当金10円を現金で受け取ったら

(借)現金 10 (貸)受取配当金 10

です。

株式でなく債券を保有していると利息がもらえます。たとえば利払日になったので利息10円を現金で受け取ったら

(借)現金 10 (貸)有価証券利息 10

です(貸方は『受取利息』でも可)。

このように債券を保有していると利息がもらえます。

実はこの債券の利息に関連して、簿記2級では、あらたに『端数利息(経過利息)』という論点を学習します。

前述のとおり、債券を保有していると利息がもらえます。利払日にもらえるのですが、たとえば利払日は年に1度、あるいは2度、4度と決められています。では、利払日と利払日の間の日付に債券を購入・売却した場合は、その経過分の利息は誰が受け取ることができるのでしょうか?

利息の受け取りは、利払日時点でその債券を保有している人が満額もらえるのですが、調整が必要なのではないか、ということです。

どういうことかというと、たとえば、毎年年1回の3月31日を利払日としている社債があるとします。A社が保有しているその社債券をB社が買い取るケースを考えてみます。

×1年4月1日、A社は売買目的でF社社債(額面100万円、満期5年、利払日3月31日、年利4%)を、@96で現金購入した。

A社の仕訳は

(借)売買目的有価証券 96万 (貸)現金 96万

×1年6月30日に、B社はA社から当該社債を@98で購入しようと考えています。B社はA社に対していくら払うべきでしょうか？98万円でしょうか？  
A社はまだ一度も利息をもらってはいませんが、3ヶ月間保有していたわけですから、その運用期間分の利息を受け取りたいでしょうし、受け取れないとしたら保有していた意味が半減してしまいます。またB社は、翌年の×2年3月31日になれば1年分の利息4万円を受け取りますが、利払日時点で実際に保有している期間はまだ9ヶ月間のはずで、3ヶ月分多く利息を受け取ることになります。つまり利息を微調整する必要があるわけです。

A社は3ヶ月間保有していたわけですから、3ヶ月間分の利息である1万円を売却代金に上乗せします（4万円×3÷12=1万円）。つまり

**×1年6月30日、B社はA社から、売買目的でF社社債を@98で現金購入した。その際、端数利息の1万円も現金で支払った。**

A社側の仕訳は

(借)現金 99万(貸)売買目的有価証券 96万  
(貸)有価証券利息 1万  
(貸)有価証券売却益 2万

B社側の仕訳は

(借)売買目的有価証券 98万(貸)現金 99万  
(借)有価証券利息 1万

**3月31日、利払日となったのでB社は利息を現金で受け取った。**

B社の仕訳は

(借)現金 4万 (貸)有価証券利息 4万  
となります。満額の4万円を受け取ります。その結果、B社が受け取った利息は4万円-1万円=3万円(=9ヶ月分)ということになります。

実際には利払日を年に2回設定している債券が多いように思います。簿記検定でも2回の問題が多いと思います。ただ考え方はここで解説したこととまったく同じです。

ここまでが期中の仕訳の説明です。売買目的で購入した有価証券については、期中の会計処理はとても簡単です。売買目的有価証券取引で一番大切なのは決算での仕訳(決算整理仕訳)です。3級で学習したと思いますが、期末日時点で売買目的有価証券を保有している場合には、時価に評価替えします。

(つまり逆にいえば、期末日までは、たとえ株価が上昇しても下降しても、原則としてこのまま放置することもあります。)

では決算での仕訳をみてみましょう。

売買目的有価証券は決算で時価評価するわけですが、それはたとえば上場している株式を、株価の値上がりを期待して買った場合の話です。

たとえば、**×2年3月1日にA社株式10株を、売買目的で株価100円で購入したら(現金で)**  
(借)売買目的有価証券 1,000 (貸)現金 1,000

これは、このA社株式の帳簿上の価値(簿価)が1,000円ということです。

そのまま保有し続けて×2年3月31日が終了し、決算になったら時価で評価しなおします。たとえ

ば、×2年3月31日のA社株式の終値(=時価)が130円になっていたら、

(借)売買目的有価証券 300

(貸)有価証券評価益 300

と決算整理仕訳をします。

買い増したわけではありません。保有し続けていて株価が上昇しただけです。それだけなのに「売買目的有価証券」という資産勘定を増やします。また売ってもいないのに収益の計上もします。

逆に、もしこのA社株式の期末日時点の時価が80円に下がっていたら、

(借)有価証券評価損 200

(貸)売買目的有価証券 200

と仕訳します。保有しているだけで、売却したわけではないのに、「売買目的有価証券」という資産勘定を減らしますし、損の計上もします。

これが売買目的有価証券の決算整理仕訳です。

では翌期首(×2年4月1日)にはどういう仕訳が必要になるでしょうか？

これには2つの考え方があります。

「仕訳は必要ない(前期末時価をその後の帳簿価額にする)」と考える方法を**切放方式**、

「時価評価前の帳簿価額に戻す必要がある」と考える方法を**洗替方式**といいます。

たとえば1,000円で購入した売買目的有価証券が期末日×2年3月31日に1,300円に値上がりしていた場合には、決算整理仕訳で

(借)売買目的有価証券 300

(貸)有価証券評価益 300

と仕訳します。翌日×2年4月1日には

切放方式では仕訳不要です。

一方洗替方式では

(借)有価証券評価益 300

(貸)売買目的有価証券 300

と仕訳します。期末で行った仕訳の逆仕訳です。

次の期末(×3年3月31日)では、

切放方式の場合には×3年3月31日の時価と×2年3月31日の時価(1,300円)との差額金額を評価損益として仕訳することになります。

洗替方式の場合には、×2年3月31日の仕訳と同様に取得価額(1,000円)と×3年3月31日の時価との差額を評価損益として仕訳することになります。

## 【補足：時価評価について】

このように、簿記会計で時価評価の対象となるのは、売買目的有価証券など、ごく限られた勘定科目のみです。たとえば、消耗品も、固定資産も、決算になっても時価評価をしません。これらは運用目的ではなく、将来消費・使用する目的で購入したものです。ですので、時価評価の対象とはなりません。時価評価がそぐわないということです。たとえ時価があっても、です。

また、ここで理解しておいていただきたいのは、『簿価』というものです。文字通り、帳簿上の金額を簿価といいます。売掛金も買掛金も土地も預金も、すべてに簿価があります。通常、資産であれば取得価額が簿価です。取得価額で帳簿に計上し、なにもなければこのまま簿価は不変です。減価償却するものは取得価額から減価償却累計額を控除した残りが簿価です。たとえば建物の簿価とは、取得価額から減価償却累計額を控除した後の金額のことです。そしてその建物の簿価がいくらであろうが、それとは関係なく時価が存在します。簿価はあくまでも会計のルールにのっとって減価償却計算をした後の残りの金額のことですので、その建物を売ろうとしたときにいくらで売れるのか(時価)は簿価とは直接関係はありません。

歴史のある企業は、今よりも物価がだいぶ低かった戦後にころに購入した土地を所有していることも少なくありません。簿記会計では土地は時価評価しませんので、その土地は貸借対照表上では購入したときの金額で表示されます。しかしその土地の時価は簿価よりもはるかに高いでしょう。つまりその企業は「含み益」をもっていることになります。含み益がいくらあるのかは、財務諸表上からは把握できません。

## 2) 満期保有目的債券

『満期保有目的債券』に分類される有価証券は、満期まで保有する意図をもって購入した債券です。これに分類される有価証券は、当然ながら債券のみで、株式は含まれません（株式は“債券”ではありませんし、“満期”もありませんので）。

まずは期中の仕訳です。

期中仕訳は売買目的有価証券と同様です。たとえば

×1年4月1日、A社は満期まで保有する目的でF社社債（額面100万円、×1年4月1日発行、満期5年、利払日3月31日、年利2%）を、@95で現金購入したら  
(借)満期保有目的債券 95万(貸)現金 95万

と仕訳します。売買目的のときと勘定科目が異なるだけです。ちなみに、「満期保有目的債券」勘定ではなく、単に「有価証券」勘定とする場合もあります。

また、もし利払日と利払日の間の日付で購入した場合には、端数利息の問題も同様にでてきます。（会計処理の仕方は売買目的有価証券のケースと同一ですのでここでは割愛します）

期中仕訳については新たな論点はとくにありませんが、決算整理仕訳を解説する前に、債券取引の流れを説明しておきます。

たとえば上記F社社債は、額面金額100万円で、×1年4月1日付で発行されたもので、満期は5年です。これは発行から5年後である×6年3月31日に、保有者であるA社に額面金額100万円が返済されるということです（つまり、社債の発行は借金と同じです）。この“返済”的ことを償還といいます。

A社は償還されるまでの5年間、毎年2%（2万円）の利息をもらいます。その他、A社は95万円(@95円)で購入したわけですから、償還されると100万円 - 95万円 = 5万円儲けることになります。つまりA社にとっては、

- ①毎年2万円の利息と、
- ②償還金額（=額面金額）と取得価額（=発行価額）との差額5万円の2つが保有することでの儲けとなります。

ではここで、実際に社債を発行する場面を考えてみましょう。

「利率（①）」を高く設定した場合、通常その分だけ「発行価額と償還金額との差額（②）」を小さくするでしょう。逆に、「利率（①）」を低く設定した場合、「差額（②）」を大きくするでしょう。つまり、①が低い代わりに②を大きくしたり、①が高い代わりに②を小さくします。①の金利の大小を、②の差額で調整するわけです。これを金利の調整といいます。例えば利率を4%と高めに設定するのであれば、発行価額も@98と高めにしたりするわけです。「利率が高くて発行価額が低い」場合は、“金利の調整”ではありません。そんなオイシイ債券はおそらくよっぽどリスクの高い債券でしょう。

「金利の調整」という言葉は必ず覚えておいてください。

では決算整理仕訳を解説します。

満期保有目的債券に分類された有価証券については、時価評価は行いません。たとえ時価があっても、です。売ることで儲けるのが目的ではなく、満期まで保有することで儲けることが目的だからです。冒頭で説明しましたとおり、有価証券の会計処理は取得目的が大切なのです。

時価評価はしませんが、もし発行価額と償還金額との差額（②）が利率（①）の調整であると認められる

場合には、**償却原価法**という方法で評価します。  
(多くの場合金利の調整と認められるでしょうし、簿記検定試験においては問題文に指示があるはずですので、金利の調整と認められるかどうかの判断をさせることはまずないでしょう。)

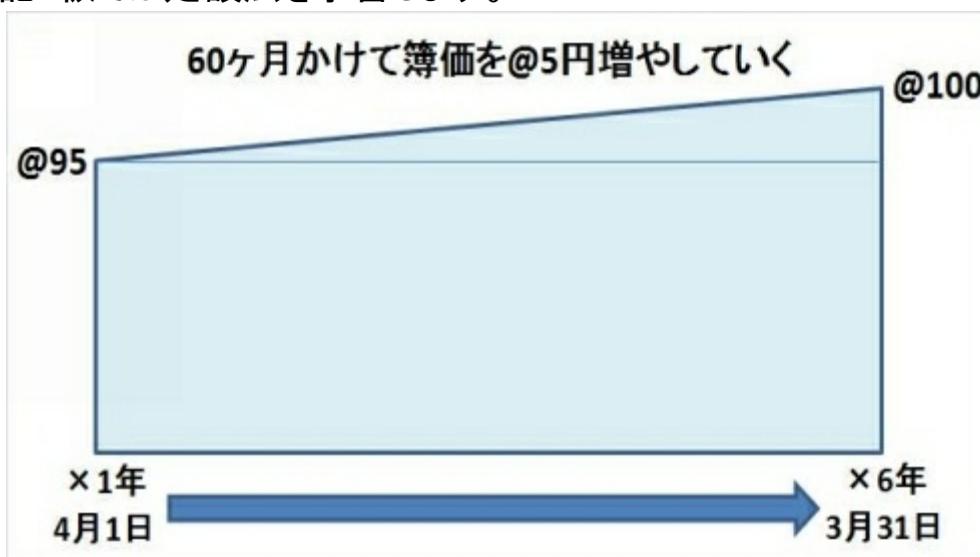
ではこの償却原価法とはどういう計算をするものなのでしょうか?

償却原価法を言葉で説明しても最初は難しいと思いますので、数値で例示します。  
たとえば期中に以下の内容の購入をしたとします(先ほどと同じです);

**×1年4月1日、A社は満期まで保有する目的でF社社債(額面100万円、×1年4月1日発行、満期5年、利払日3月31日、年利2%)を、@95で現金購入した**

(借)満期保有目的債券95万(貸)現金95万

これが5年後の×6年3月31日に100万円(@100円)で償還されるので、「60ヶ月間かけて5万円儲ける」ということです。この5万円が金利の調整(利率が2%しかないのは発行価額を@95という低い金額にしているため)と認められれば、この5万円は利息の性格を有することになりますので、60ヶ月にわたって利息収入を計上します(貸方)。またその分「満期保有目的債券」勘定も増やし、最終的には60ヶ月かけて@100にします(借方)。これが償却原価法です。この方法には利息法と定額法の2つがありますが、簿記2級では定額法を学習します。



定額法は増え方が一定なので図で示すと右肩上がりの直線になります。(利息法では右肩上がりの曲線になります。)

よって、**×2年3月31日の償却原価法(定額法)の仕訳**は以下のようになります;

(借)満期保有目的債券1万(貸)有価証券利息1万

(5万円×12ヶ月÷60ヶ月=1万円)

これで×2年3月31日には、帳簿価額が96万円(@96円)になりました。貸借対照表上でも96万円として表示します。

以後、この“簿価を増やす仕訳”を償還期日まで繰り返します。これが償却原価法です。

なお、償却原価法の他、この例題では毎年3月31日が利払日となっていますので、3月31日には利息収入の仕訳も必要です。

(借)現金預金2万(貸)有価証券利息2万

有価証券に関する会計処理は以上です。このように有価証券は目的によって勘定科目も仕訳も異なります。つまり；

売買目的有価証券：毎期末に時価評価する。

満期保有目的債券：時価評価しない。ただし取得価額と債券額面金額との差額が金利の調整と認められれば償却原価法。

目的別分類	内容	時価評価
売買目的有価証券	(値上がりを期待して)売ることで儲けることを意図して購入した有価証券。株式のみならず、債券も対象となる。	する。
満期保有目的債券	満期まで保有し続けることを意図して購入した債券。(満期がある有価証券＝債券のみが対象となる)	しない。 条件を満たせば 償却原価法。
子会社株式および 関連会社株式	他社を子会社・関連会社にするために保有する株式。	しない。
その他有価証券	上記3つに当てはまらない有価証券。営業見合いで保有する株式や、売却目的でもなく満期まで保有する意図もない債券など。	する。

では最後に、財務諸表上の表示区分を考えてみましょう。

まずは貸借対照表上の表示区分です。

有価証券ですので『資産の部』ですが、流動資産でしょうか？それとも固定資産でしょうか？

正常営業循環基準による判定では、流動資産にはならないことはわかると思います（もし有価証券を売買することが本業なのであれば、それはトレーダーや金融業などです）。

すると1年基準で判定することになります。

『売買目的有価証券』は“短期間”に売却して現金化することが目的で購入するものなので、流動資産です（この“短期間”とは1年以内の期間が想定されていると考えてください）。

『満期保有目的債券』は満期まで保有する目的の有価証券ですので、満期日が決算日から1年超であれば固定資産です。決算日から1年以内に満期の到来する『満期保有目的債券』は流動資産に区分されます。

なお、貸借対照表上では、流動資産に区分される有価証券（売買目的有価証券と1年以内に満期の到来する満期保有目的債券）は『**有価証券**』という名称で表示され、固定資産に区分される有価証券（満期到来まで1年超ある満期保有目的債券）は『**投資有価証券**』という名称で表示されます。

では次に損益計算書上の表示区分を考えましょう。

## 損益計算書

自20×1年4月1日 至20×2年3月31日 (単位:万円)

I 売上高	3,000
II 売上原価	1,000
売上総利益	2,000
III 販売費及び一般管理費	400
営業利益	1,600
IV 営業外収益	80
V 営業外費用	70
経常利益	1,610
VI 特別利益	100
VII 特別損失	110
税引前当期純利益	1,600
法人税、住民税及び事業税	700
当期純利益	900

有価証券で資金を運用することは、通常、本業ではありません(金融機関などを除く)。したがって有価証券を保有することで受け取る利息や評価損益は営業外損益か特別損益ということになります。

有価証券評価損、有価証券評価益は、損益計算書での区分はそれぞれ『営業外費用』『営業外収益』です。

有価証券売却損、有価証券売却益も、損益計算書での区分は『営業外費用』『営業外収益』です。

有価証券利息も、マイナスであれば『営業外費用』、プラスであれば『営業外収益』です。

ということで、とりあえずは簿記2級の知識としては、損益計算書上は、“営業外損益”であると理解してください。これまでのとおり、「利息関係は営業外」です。

(ただし満期保有目的債券の売買で生じた損益は『投資有価証券売却損』『投資有価証券売却益』という勘定科目を用います。これらはそれぞれ『特別損失』『特別利益』ですが、簿記2級ではほとんど見かけることはありません。)

## 【章末確認問題】

Q1:「×1年4月1日、F社社債(額面100万円、×1年4月1日発行、満期5年、利払日3月31日、年利2%)を、@95で現金購入した」について

- ①近い将来に転売する目的で購入した場合の仕訳を示してください。
- ②満期まで保有する目的で購入した場合の仕訳を示してください。

A:

- ①(借)売買目的有価証券95万(貸)現金95万
- ②(借)満期保有目的債券95万(貸)現金95万

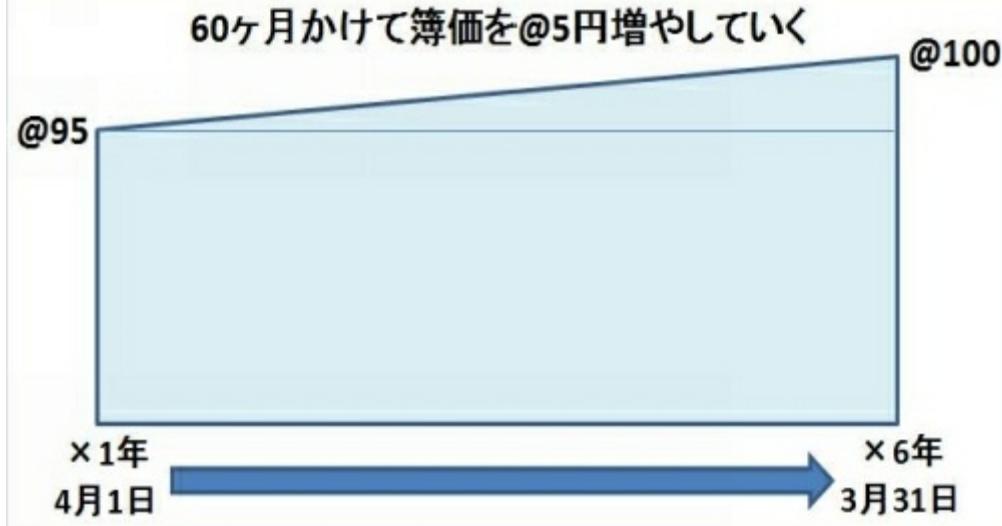
Q2:満期保有目的で×1年4月1日に取得したF社社債(額面100万円、×1年4月1日発行、満期5年、利払日3月31日、年利2%、@95で購入)について、×2年3月31日の償却原価法の仕訳を示してください。(利払の仕訳は無視してください)

A:

(借)満期保有目的債券1万(貸)有価証券利息1万

(5万円×12ヶ月÷60ヶ月=1万円)

これで×2年3月31日には、帳簿価額が96万円(@96円)になりました。この仕訳を償還期日まで繰り返します。



## 【第7章】有形固定資産

有形固定資産の説明に入る前に、まずは固定資産の全体像を見てみましょう。

貸借対照表では、資産の部は“**流動資産**”と“**固定資産**”と“**繰延資産**”に分かれます。

貸借対照表

20×2年3月31日 (単位: 万円)

資産の部		負債の部	
I 流動資産		I 流動負債	
現金・預金	100	買掛金	350
売掛金	250	短期借入金	200
商品	550		
II 固定資産		II 固定負債	
建物	300	社債	300
備品	500	長期借入金	500
土地	300	退職給付引当金	300
のれん	100		
III 繰延資産		純資産の部	
社債発行費	50	I 株主資本	
		資本金	500

繰延資産はちょっと特殊な資産ですので、今は無視して結構です。

営業循環基準を適用しても1年基準を適用しても“**流動資産**”と判定されなかった資産が“**固定資産**”に分類されます。そして固定資産はさらに**有形固定資産**、**無形固定資産**、**投資**その他の資産の3種類に分類されます。

区分	内容
有形固定資産	長期に渡って使用する資産で、姿・形のあるもの。土地、建物、備品・自動車(車両運搬具)など。
無形固定資産	長期に渡って利用する資産で、姿・形のないもの。特許権、商標権、のれんなど。
投資その他の資産	固定資産に分類された資産のうち、上記2つのどちらにも含まれないもの。満期保有目的債券、子会社株式、長期貸付金、敷金など。

実は前章で学習した「満期保有目的債券」は、“投資その他の資産”に区分されます。  
簿記2級で学習する固定資産は“有形固定資産”と“無形固定資産”が中心となります。  
では3級の復習がてら、**有形固定資産**を説明します。

有形固定資産とは、長期間にわたって使用する資産のうち、姿・形のあるものです。代表例は土地、建物、工場の機械設備、そして車や備品などです。これら有形固定資産を購入したときは、該当する勘定科目を借方に仕訳します。たとえば**事務所用に 10 万円のパソコンを月末払いで購入したら**  
**(借)備品 10 万 (貸)未払金 10 万**  
です。パソコン、プリンターなどは『備品』です。なお取引対象が商品ではないので貸方は「買掛金」ではありません。

たとえば同様に、**1 億円のビルを現金で購入したら**

**(借)建物 100 百万 (貸)現金 100 百万**

**50 万円の自動車を現金で購入したら**

**(借)車両運搬具 50 万 (貸)現金 50 万**

と仕訳します。

実は有形固定資産の会計処理は、このとおり期中は非常に簡単です。有形固定資産の会計処理で大切なのは、決算に行われる『減価償却』です。

減価償却とは：

例えば自動車を 50 万円で購入したケースを考えます。この自動車は、その企業にとって永久に 50 万円の価値があるのでしょうか？

そんなことはないはずですね。時間の経過とともに、あるいは使用すればするほど価値が下がります。ですので、帳簿上の価値(簿価)を減少させる必要があります。それを決算で行います(決算整理仕訳)。たとえば、『この 50 万円の自動車は 5 年で使い果たす(耐用年数が 5 年である)』と見積もったとします。すると単純計算で、1 年あたり 10 万円分の価値を使うことになります。帳簿上の価値(簿価)がその分減ります。

見方を変えると、仕訳をして帳簿上の価値を 1 年あたり 10 万円ずつ減少させるわけです。これを**減価償却**(げんかしようきやく)といいます。“原価”ではなく“減価”です。

たとえば 1 年目の決算では

(借)減価償却費 10 万 (貸)車両運搬具 10 万

と仕訳します。これで『車両運搬具』の簿価は  $50 \text{ 万円} - 10 \text{ 万円} = 40 \text{ 万円}$  になり、貸借対照表上でも『車両運搬具 40 万円』と表示されます。2 年目以降も同様の仕訳をしていきます。

減価償却のもっとも初步的な仕訳は上記のとおりです。ここまで大丈夫ですか？

では、ステップアップしましょう。

上記の例では、簡素化したため、5 年後に簿価を 0 にする(5 年後に簿価が 0 になる)という前提でしたが、たとえば 5 年後の価値は 0 ではなく 5 万円であると見積もった場合、1 年あたりの減価償却費は  $(50 \text{ 万円} - 5 \text{ 万円}) \div 5 \text{ 年} = 9 \text{ 万円}$  となります(簿価が 5 万円になるまで毎年減価償却します)。

(借)減価償却費 9 万 (貸)車両運搬具 9 万

この仕訳を 5 年間繰り返すと、5 年後には簿価が  $50 \text{ 万円} - 45 \text{ 万円} = 5 \text{ 万円}$  になります。

(これらの見積もりは、何でもかんでも自由に決めていいというものではありません。また、正確な見積もりをしようとしても実際問題、困難極まるはずです。検定試験でこれらの数値を見積もらせるような問題はまず出題されないでしょうし、実務では、法人税法で細かく決められている年数をもとに処理することも多いです。検定試験対策としては、まずは減価償却の計算と仕訳ができるようになってください。)

なお、減価償却にも記帳方法が 2 種類あって、上記の仕訳は**直接法**と呼ばれる記帳方法です。直接法の方が最初はイメージがしやすいので直接法で説明しました。しかし主に用いられるのは、以下のような**間接法**です。

(借)減価償却費 9 万 (貸)減価償却累計額 9 万

貸方の勘定科目として、対象となる資産を仕訳するのではなく、このように**減価償却累計額**という勘定科目を用いる記帳方法が間接法です。

間接法の場合、簿価を知るためにには、買ったときの値段(50 万円)から減価償却累計額(たとえば 1 年目であれば 9 万円)を差し引かなければ把握できません。ちょっと面倒ですが、この記帳方法が一般的です。本書でもとくに断りがないかぎり今後は間接法で説明します。

### 【減価償却に関するここまで】

このように、有形固定資産を所有している場合、毎期末に減価償却という作業をしなければなりません。これは簿価を減らす作業のことをいいます。そして減価償却の記帳方法には直接法と間接法があり、主

に用いられるのは間接法です。

ではさらにステップアップしましょう。

ここまででは、減価償却のイメージをもってもらうために、あえて簡素化した条件の例示をしました。つまり上記の例では、『5年にわたって毎年9万円ずつ減少する』という前提で説明しました。これは『定額法』と呼ばれる計算です。簿価の減り方が一定額だから定額法と呼ばれています。

減価償却の計算方法には他にもいくつかありますが、簿記2級では『定額法』の他、『定率法』と『生産高比例法』も学習します。

定額法は、簿価の減少の仕方(スピード)が一定であると考える計算方法ですが、定率法は初期の段階での減価が早く、終盤はゆっくり減価する、という仮定で計算するものです。(もちろん、どのくらい早いペースで減価するのかなんて、誰にもわかりません。簿記では“仮定”で計算します。)

生産高比例法は、その固定資産の使用可能回数などを見積もり、使用頻度に応じて減価償却の金額を決める方法です。

まずは定額法と定率法を説明します。

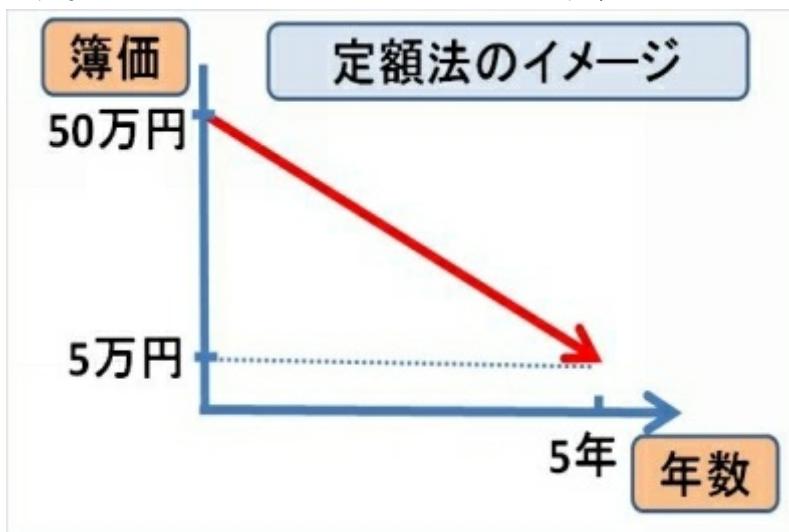
有形固定資産は、長期間にわたって使用する資産です。その期間のことを耐用年数といいます。そして耐用年数経過後の価値を残存価額といいます。(定額法・定率法による)減価償却とは、耐用年数経過後に、残存価額まで簿価を減少させることをいいます。つまり定額法も定率法も、経過時間に応じて簿価を減少させる方法です。“時間が経てば価値が減る”という前提で計算する方法です。

たとえば、×1年4月1日に50万円(耐用年数5年、残存価額5万円)の自動車を現金購入した場合は

(借)車両運搬具 50万(貸)現金 50万

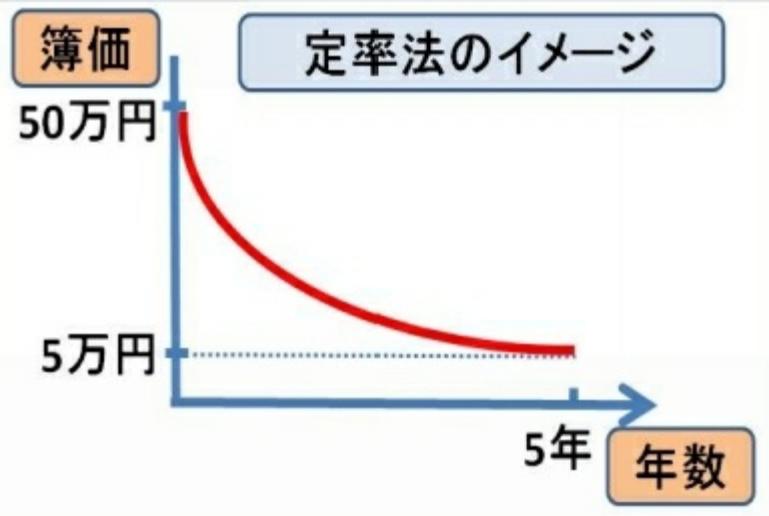
と仕訳します。この仕訳自体には減価償却は関係ありませんので、定額法でも定率法でも(そして生産高比例法でも)同じです。

そして×2年3月31日が終了し決算となったら減価償却を行います。定額法は減価するスピードが一定であると考える計算方法ですので、1年あたりの減価償却費は $(50\text{万円} - 5\text{万円}) \div 5\text{年} = 9\text{万円}$ です。イメージとしては以下のとおりです；



定額法の簿価を表す線は直線になりますので、定額法を英語では Straight-line method といいます。

一方定率法は、早い段階での償却額が大きく、時間が経つにつれてゆるやかに償却をする計算方法です。したがって簿価の減少額自体は、時間の経過とともに減少します。



耐用年数(5年)にわたって償却する金額の合計額は定額法と同じですが(45万円)、その減価のスピードが異なるわけです。計算式は以下のとおりです;

### 1年あたりの減価償却費

$$= (\text{取得価額} - \text{期首減価償却累計額}) \times \text{償却率}$$

$$= \text{期首時点の未償却残高} \times \text{償却率}$$

未償却残高に一定率を乗じるので定率法と呼ばれています。

例えば×1年4月1日に購入した50万円(耐用年数5年、残存価額5万円)の自動車のケースでは、償却率を0.36904とすると、1年目の決算(×2年3月31日)での減価償却費は  
 $(50\text{万円} - 0\text{円}) \times 0.36904 = 184,520\text{円}$

です。定額法では1年目は9万円でした。1年目では定率法の方が大きな償却額となります。仕訳は  
 (借)減価償却費 184,520 (貸)減価償却累計額 184,520

です。これで簿価(未償却残高)は50万円 - 184,520円 = 315,480円になります。  
 よって2年目(×3年3月31日)での減価償却費は

$$315,480\text{円} \times 0.36904 = 116,425\text{円}$$

です。これで簿価(未償却残高)は315,480円 - 116,425円 = 199,055円になります。

よって3年目(×4年3月31日)での減価償却費は

$$199,055\text{円} \times 0.36904 = 73,459\text{円}$$

です。(この時点で年間の償却額が定額法(9万円)と逆転しました。)

これで簿価(未償却残高)は125,596円になります。

4年目の減価償却費は46,350円で簿価(未償却残高)は79,246円、

5年目の減価償却費は29,246円(※)で簿価は50,000円=残存価額になります。

※端数1円をここに含めています。

	A=前期のD 期首時点の 未償却残高 (1年目は取得価額)	B 償却率	C=A×B 減価償却費	D=A-C ∴期末簿価
1年目	¥500,000	0.36904	¥184,520	¥315,480
2年目	¥315,480	0.36904	¥116,425	¥199,055
3年目	¥199,055	0.36904	¥73,459	¥125,596
4年目	¥125,596	0.36904	¥46,350	¥79,246
5年目	¥79,246	0.36904	¥29,246	¥50,000

このとおり、定率法では当初は大きな金額で償却しますが、年々、1年あたりの減価償却費(C欄)は減っていきますので、簿価が減る金額自体は年々減っていきます。そして耐用年数経過後(5年後)には残存価額(5万円)になります。これは「耐用年数経過後に簿価が残存価額になるような償却率」を用いて計算しているからです。

簿記2級では、償却率を問題文で与えてくれるのが通常ですので、償却率を求めさせることはまずないでしょう。ちなみにこの償却率は表計算ソフトや関数電卓を用いると自分で算出することができます。償却率の公式は以下のとおりです：

$$1 - \sqrt[n]{\frac{\text{残存価額}}{\text{取得価額}}}$$

(nは耐用年数)

たとえば、この公式のnに5、残存価額に5万、取得価額に50万を代入して計算すると0.3690426...という値になり、さきほどの償却率が算出されます。

このとおり、定額法および定率法は、**時間の経過**にともなって固定資産の簿価を減少させる計算方法です。時間が経てば簿価が減る、つまり極端な話、ほとんど使用しなくても簿価は減っていくという前提で計算するということです。

これに対して、生産高比例法はそうではありません。時間の経過ではなく、その固定資産の**利用度合**に基づいて簿価を減少させます。ですので 1 年あたりの減価償却費は以下の式で求めます；

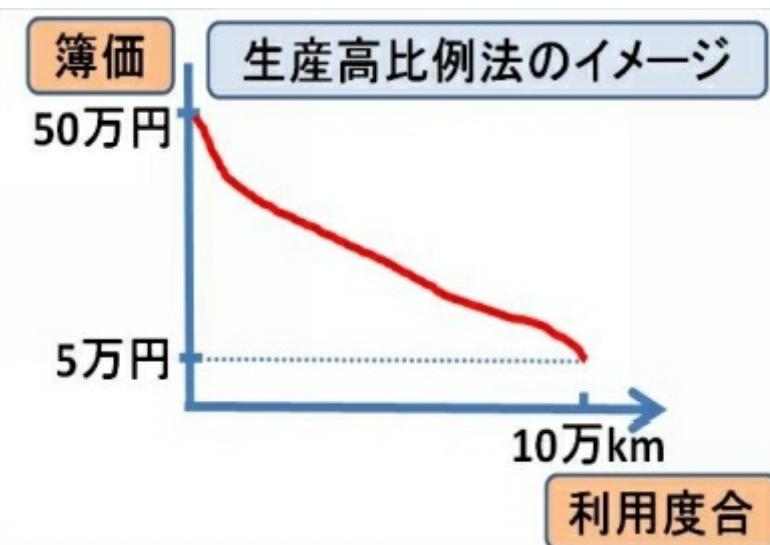
### 1年あたりの減価償却費

$$= (\text{取得価額} - \text{残存価額}) \times \frac{\text{当期利用量}}{\text{総利用可能量}}$$

$$= \text{要償却額} \times \frac{\text{当期利用量}}{\text{総利用可能量}}$$

(実態と言葉を一致させるのであれば、“生産高”比例法ではなく、“利用高”比例法です。)

そして生産高比例法の簿価の減少イメージは、たとえば以下のようにになります；



横軸は時間(年数)ではなく利用度合です。つまり、利用度合いに応じて減価償却費の金額が変化します。

数値例で見てみましょう。

× 1 年 4 月 1 日に 50 万円で購入した自動車について、走行可能な総距離が 10 万 km、10 万 km 走行した後の残存価額が 5 万円だと見積もられたとします。1 年目に走行した距離が 2 万 km だったとすると、減価償却費は

$$(50 \text{ 万円} - 5 \text{ 万円}) \times 2 \text{ 万 km} / 10 \text{ 万 km} = 9 \text{ 万円}$$

ですので、仕訳は

(借)減価償却費 9 万 (貸)減価償却累計額 9 万  
となります。

翌年 4 万 km も走ったら、減価償却費は

$$(50 \text{ 万円} - 5 \text{ 万円}) \times 4 \text{ 万 km} / 10 \text{ 万 km} = 18 \text{ 万円}$$

ですので、仕訳は  
(借)減価償却費 18万(貸)減価償却累計額 18万  
となります。要償却額45万円を、走った距離に応じて償却していく方法です。

このような計算方法で毎期減価償却を行うのが生産高比例法です。計算自体は難しくありませんので、本書ではイメージを掴んでください。

以上から、減価償却についてまとめると、

- ・記帳方法には直接法と間接法の2種類がある。間接法では、たとえば、取得価額50万円、減価償却累計額30万円であれば、簿価はこれらを差し引いて求める(20万円)。そして
- ・簿記2級で学習する計算方法には、定額法、定率法、生産高比例法がある。  
ということを学習しました。

このように、自動車や建物や備品などは減価償却を行います。

しかしすべての有形固定資産が償却資産であるというわけではありません。たとえば土地に関しては減価償却をしません。ずっと使い続けるという前提だからです。「耐用年数や利用度合いに応じて価値が減少する」ということに妥当しないのです。

## 【補足1：減価償却と時価評価について】

「使用したり時間がたてば価値が下がる」といっても、減価償却は時価評価とは異なります。減価償却は時価評価ではありませんし、固定資産については（原則として）時価評価をしません。固定資産は、耐用年数・利用可能限度まで使用し続けることを暗に意図して取得されたものです。値上がりを期待して取得されたものではありませんので時価評価しません。たとえ時価があっても、です。

たとえば、保有している自動車が、中古車市場で売値が高騰しても下落しても、経理上は何の関係もありません。10万円で購入したパソコンが、その後人気モデルとなつたために、パソコンショップでは12万円で売られるようになったとしても、経理上は何の関係もありません。残存価額になるまで毎期黙々と減価償却をするのです。減価償却はあくまでも自社内での会計上の計算にすぎません。（ただし、中～上級になると、古いモデルになって陳腐化してしまった、という類の論点が出てきますし、減損という会計処理も勉強します。）

## 【補足2：残存価額について】

仕訳問題では、従来より「残存価額は取得価額の10%とする」のが定番でした。一応本書の説明でもそのような数値例にしてあります。たとえば50万円の取得価額に対しては残存価額を5万円としてきました。

(なぜ10%なのかはよくわかりません、、、深く考えないでください。)

実は近年、減価償却に関して動きがありました。法人税法が改正され、法人税の計算においては、簿価が1円になるまで償却するようになったのです。取得価額のほぼ全額を償却するようになったわけです。こうなると「残存価額」という概念 자체がもう無いに等しくなります。

ただしこれはあくまでも法人税法ルールのオハナシです。会計ルールのオハナシではありません。法人税法がどう改正されようと、簿記ではあくまでも会計基準・会計原則に則って計算・仕訳します。法人税法に則って計算・仕訳するわけではありません。

と言いたいところですが、諸事情により、実務では従来から、減価償却は法人税法ルールに準拠して行われることが多いのです。

ですのでもし「簿価が1円になるまで償却する」という計算を見かけたら、それは近年、法人税法がそう改正されたことを受け、それと同じ計算を会計ルールでも行っているものとご認識ください。

私には「そもそも残存価額って何なの？？」という疑問が学生時代からずっとありました。“モノの本”には「処分価値」と説明されていることが多いと思います。でもそう言われても、「固定資産の中には中古市場がないものも多いだろうし、そもそも売却できるものばかりでもなければ、処分するのにむしろ費用が発生してしまうものもあるはずだし、、、」と。調べてみても納得のいく答えはなく、ずっとモヤモヤしていました。そんな折、法人税がそのように改正されたことで、「残存価額ってやっぱり得体の知れないよくわからないものだったんだ」と確信てしまいました。残存価額を画一的に説明しようなんてもともと無理なのです。とにかく「理解ではなく暗記」「簿価を減らして最後に残しておく金額のこと」だということなんだと思います。「なぜ残すのか、いくらが妥当なのか」なんて考えてはいけないシロモノだということでしょう(注:個人的な意見です)。

## 【次のステップに進む前に再確認】

そういえば、そもそもなぜ減価償却が必要なのでしょう？

ここでは会計学的にきちんと答えてみます。

それは、一言で言ってしまえば、適正な損益計算のためです。

たとえば、毎期売上高も売上原価も諸費用もすべて同じ数値だとします。そうすると毎期同じ金額の当期純利益となります。ここで、100万円の自動車を購入したとします。

もし購入したときに100万円全額を費用としてしまうと、取得した期の利益だけが他の期と比べて100万円小さくなってしまいます。取得した期も、翌期も、翌々期も、売上高などの実態はすべて同じなのに、「取得した期だけが経営成績が悪い」ということになります。

自動車を使用することで受ける恩恵は翌期以降も続くのに、購入した期にだけ費用計上してしまうのはおかしいわけです。そこで、たとえ一括で現金100万円を支払ったとしても、簿記・会計では耐用年数にわたって費用にしていくということです。

長い期間にわたって使用するものを取得した場合に、いったん資産に計上しておいて、それをその恩恵を受ける期間(=耐用年数)にわたって費用化していくことで、適正な損益計算を行うわけです。

## 【有形固定資産の売却・廃棄】

では次に、有形固定資産を売却・廃棄する場合の会計処理を説明します。取得した有形固定資産が不要になればなにかしらの形で処分するわけですが、処分には大きく“売却”と“廃棄”的2通りが考えられます。売却・廃棄に至るまでのステップは、概念的には2段階あります。

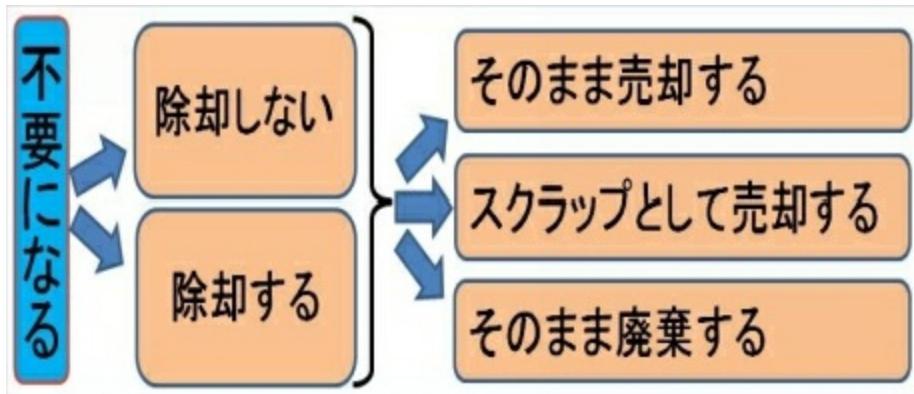
Step①まずは不要になった固定資産を事業の用途から外します。事業の用途から外すこと自体を除却といいます。イメージとしては、要らなくなつたパソコンを倉庫に保管すること、あるいは要らなくなつた機械設備の電源を抜いてブルーシートを被せるといったことです。

Step②処分価値がある固定資産は買い取り業者に売却します。イメージとしては、スクラップとしてスクラップ業者に売却することですが、その他、パソコンなどのオフィス機器・備品をそのまま中古買取業者に買い取ってもらうこともあります。一方、処分価値のない固定資産は廃棄します（捨てる、もしくは廃棄処理業者に引き取ってもらう）。

つまり対価があるのが“売却”で、ないのが“廃棄”です。

ただし除却(①)をせずに売却・廃棄する(②)こともあります（厳密な物理的な意味では「除却」と「売却・廃棄」がほぼ同時に起こっているはずですが、この場合除却という行為は無視します）。ついさっきまで使用していたパソコンや自動車を中古買取業者にそのまま売却・廃棄することなどです。またついさっきまで使用していた固定資産をスクラップとして売却することもあるでしょう。

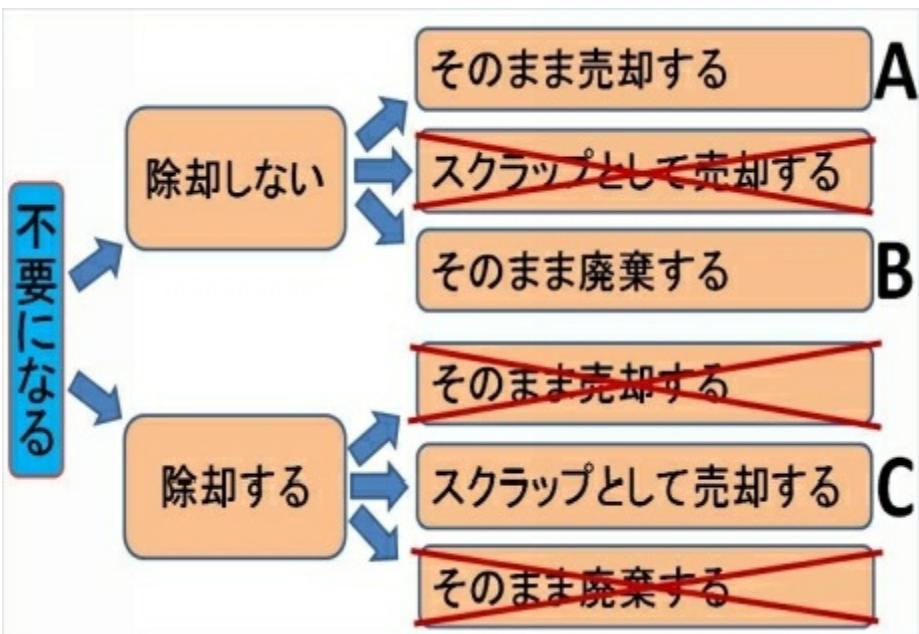
つまり以上をまとめると、以下になります：



これが一般的な流れと言葉ではないかと思われます。ここまでをおさえた上で簿記2級の学習に入ります。

簿記2級では多くの場合、“売却”とは、「除却しないでそのまま売却すること」を指し、“除却”とは「除却してスクラップとして売却すること（もしくはスクラップとして売却することを予定して除却すること）」を指し、“廃棄”とは「除却しないでそのまま廃棄すること」を指すことが多いようです。またその他のことは想定されていないようです。「除却」「売却」「廃棄」の関係がやや曖昧になってしまっている感が否めません。問題文をよく読んで、用語に惑わされずに、何をしたのかを読み取る必要があります（といっても、3通りしかないので簡単です）。

簿記検定2級用の理解をまとめると以下のようになります；



「除却(事業の用途から外すこと)」は「スクラップとして売却すること」とセットです。これさえおさえればあとは単なる売却か廃棄のみです。

では次に売却(A)、廃棄(B)、除却(C)の仕訳を見てみましょう。  
 これらすべてに共通していることは、帳簿からその固定資産をなくすことです。つまり帳簿価格をゼロにします。  
 たとえば、直接法であれば、貸方にその固定資産の勘定科目を記入します。金額は帳簿価額です。間接法であれば、貸方にその固定資産を取得価額で仕訳し、借方には減価償却累計額(金額はその時点のもの)を仕訳します。

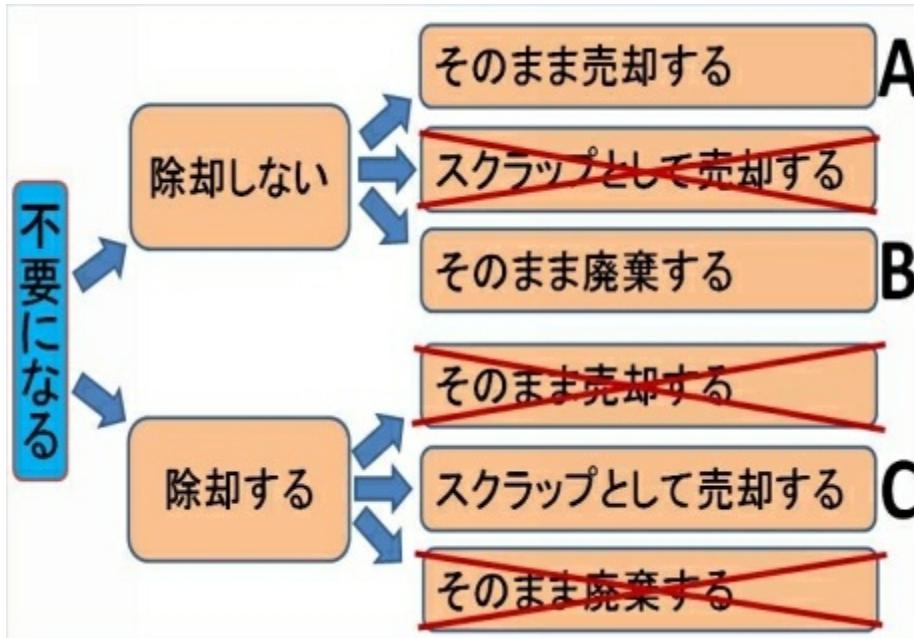
では具体的に、まずはBの廃棄の仕訳を見てみましょう(BがわからないとAもCもわかりません)。

たとえば

×6年4月1日、所有している自動車(取得価額50万円、減価償却累計額45万円)を廃棄したら  
(借)減価償却累計額45万(貸)車両運搬具50万

(借)固定資産廃棄損5万

と仕訳します。まず「借方減価償却累計額・貸方資産」の仕訳により簿価5万円(50万円-45万円)をゼロにします。廃棄とは何も対価がない処分をいうわけですから、5万円がそのまま損として計上されます。



ではこれを踏まえてAの売却の仕訳を見てみましょう。たとえば

×6年4月1日、所有している自動車(取得価額50万円、減価償却累計額45万円)を3万円で売却し、代金は現金で受け取ったら

(借)減価償却累計額45万(貸)車両運搬具50万

(借)現金 3万

(借)固定資産売却損2万

と仕訳します。取引対象が商品ではないので分記法ですね。固定資産売却損2万円は貸借差額として算出される金額です。つまり、『簿価5万円の自動車を3万円で売ったので、帳簿上は2万円の損になる』という計算がされます。

では最後にCの除却の仕訳を見てみましょう。Cは、スクラップとして業者へ売却できるケースです。まず「借方減価償却累計額・貸方資産」の仕訳により簿価をゼロにします。そしてスクラップの売却金額(見積もりベース)を『貯蔵品』勘定(資産)に計上します。つまり、固定資産を貯蔵品という名の資産に振り替えるわけです(ブルーシートをかぶせて事業の用からはずしたイメージです)。ただし簿価と見積売却金額とは一致していないのが通常でしょう(簿記の問題では基本的には、簿価 > 見積売却金額です)。この差額が除却損となります(『固定資産除却損』勘定)。たとえば

×6年4月1日、所有している自動車(取得価額50万円、減価償却累計額45万円)を除却した。スクラップとして1万円の処分可能価額があるというケースでは

(借)減価償却累計額45万(貸)車両運搬具50万

(借)貯蔵品 1万

(借)固定資産除却損4万

と仕訳します。ポイントは『貯蔵品』勘定を計上することです。固定資産除却損4万円は貸借差額として算出される金額です。そのままだと簿価5万円が損として計上されるところ、処分価値が1万円あったから損失は4万円で済んだ、ということです。

(まだ売却していませんが除却した段階でこう仕訳します)

売却・除却・廃棄の仕訳、おわかりいただけましたでしょうか？この3つの仕訳が基本中の基本です。ぜひマスターしてください。

本書では扱いませんが、この先にある主な論点としては、

- ①期末・期首以外の日付での売却・除却・廃棄を行う（すると期首から当日までの減価償却の仕訳も必要になる）
- ②所有している固定資産を下取りに出して、新しい固定資産を購入する  
が挙げられます。いずれの論点でも、まずは本書で扱った内容がしっかりわからないと太刀打ちできません。

## 【他の論点】

減価償却や除売却等のほかにも小さい論点はいくつかあります。ここではそのなかでも、建設中の建物などに対して使われる勘定科目をご紹介します。

建物を購入した場合には借方に『建物』勘定を仕訳します。

(借)建物 ○○ (貸)当座預金○○

これは、すでに完成している建物を取得した場合の仕訳です。

完成している建物を取得するケース以外にも、建物の建設を建設業者に依頼する場合もあるでしょう。

実は、建設中の建物には『建物』勘定は使えません。まだ「建物」にはなっていないからです。「建設中」であることを表す勘定科目『建設仮勘定』(※)を用います。たとえば、

**建物(500万円)の建設にあたり、建設業者に手付金として100万円の小切手を振り出した**場合には

(借)建設仮勘定100万 (貸)当座預金100万

と仕訳します(手付金の段階から「建設仮勘定」を用います)。

**2回目の支払い100万円(小切手振出)を行ったら**

(借)建設仮勘定100万 (貸)当座預金100万

と仕訳します。

建物が完成して引き渡しを受けたら、『建物』勘定に振り替えます。たとえば、**建物が完成したので残金300万円の小切手を振り出して、建物の引き渡しを受けたら**、

(借)建物500万 (貸)建設仮勘定200万

(貸)当座預金300万

と仕訳します。「建設中のもの」が「完成したもの」に姿を変えました。

建物が完成したので、『建物』の減価償却はこの時点からスタートします。

減価償却は、完成して利用が開始されたら(利用できる状態になったら)スタートとなりますので『建設仮勘定』は減価償却の対象とはなりません。

※『建設仮勘定』はこの名称自体が勘定科目ですので、『建設仮勘定』勘定です。

では最後に財務諸表上での固定資産関連の科目の表示区分を説明します。

復習になりますが、貸借対照表上、資産は流動資産、固定資産、繰延資産の3つに分類されますが、このうちの固定資産がさらに有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産の3つに分類されます。本章はこのうちの有形固定資産を扱いました。

区分	内容
有形固定資産	長期に渡って使用する資産で、姿・形のあるもの。土地、建物、備品・自動車(車両運搬具)など。
無形固定資産	長期に渡って利用する資産で、姿・形のないもの。特許権、商標権、のれんなど。
投資その他の資産	固定資産に分類された資産のうち、上記2つのどちらにも含まれないもの。満期保有目的債券、子会社株式、長期貸付金、敷金など。

減価償却費は損益計算書上では販売費及び一般管理費に表示されます。

## 損益計算書

自20×1年4月1日 至20×2年3月31日 (単位:万円)

I 売上高	3,000
II 売上原価	1,000
売上総利益	2,000
III 販売費及び一般管理費	400
営業利益	1,600
IV 営業外収益	80
V 営業外費用	70
経常利益	1,610
VI 特別利益	100
VII 特別損失	110
税引前当期純利益	1,600
法人税、住民税及び事業税	700
当期純利益	900

損益計算書のどの区分で表示されるのかを考えるには、上から見ていけばわかります。減価償却という事象は、製品売上には直接関係ありませんが(∴IでもIIでもない)、通常の営業過程で行われることで「III販売費及び一般管理費」として表示されます。当然、営業外でもありませんし、減価償却を行うことは特別なことでもありませんね。

では固定資産売却損や固定資産除却損・固定資産廃棄損はどこに表示されるでしょうか？これらは商品売買には直接関係ありませんので売上原価にはならないことはわかると思いますが、では「III販売費及び一般管理費」になるかどうか、ならないなら「営業外費用」になるかどうかが問題です。結論から言うと、なんと**特別損失**に分類されます(固定資産売却益は特別利益に分類されます)。『固定資産の売却・廃棄が、通常の営業活動ではなくて“特別”な活動だとされている』ようです。ですので固定資産売却益は**特別利益**、固定資産売却損や固定資産除却損・固定資産廃棄損は**特別損失**に分類されます。なぜ固定資産を除売却することが「特別」なのでしょう？この点については【第19章】財務諸表で後述します。

# 損益計算書

自20×1年4月1日 至20×2年3月31日 (単位: 万円)

I 売上高	3,000
II 売上原価	
1 期首商品棚卸高	200
2 当期商品仕入高	900
合計	1,100
3 期末商品棚卸高	100
売上総利益	1,000
	2,000
III 販売費及び一般管理費	
給料	150
水道光熱費	100
貸倒引当金繰入	50
減価償却費	100
営業利益	400
	1,600
IV 営業外収益	
受取配当金	50
仕入割引	30
	80
V 営業外費用	
支払利息	30
有価証券評価損	40
経常利益	70
	1,610
VI 特別利益	
固定資産売却益	100
VII 特別損失	
固定資産売却損	110
税引前当期純利益	1,600
法人税、住民税及び事業税	700
当期純利益	900

**【章末確認問題】**

Q1: 貸借対照表上、固定資産は3つに分類されます。これら3つを答えてください。

## A:有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産

Q2: $\times$  1年4月1日に取得した50万円(残存価額0円)の自動車について、 $\times$  2年3月31日の決算及び $\times$  3年3月31日の決算で必要な減価償却の仕訳を示してください(定率法、償却率は0.2)。

A:

×2年3月31日

(借)減価償却費 10万(貸)減価償却累計額 10万

(50万円×0.2=10万円)

×3年3月31日

(借)減価償却費 8万(貸)減価償却累計額 8万

(40万円×0.2=8万円)

Q3: ×1年4月1日に200万円で購入した自動車について、走行可能な総距離が10万km、10万km走行したあとの残存価額が20万円だと見積もられたとします。1年目に走行した距離は1万kmでした。×2年3月31日の決算で必要な減価償却の仕訳を示してください。

A:(借)減価償却費18万(貸)減価償却累計額18万  
 $(200\text{万円} - 20\text{万円}) \times 1\text{万km} / 10\text{万km} = 18\text{万円}$

Q4:必要な仕訳を示してください。

×6年4月1日、所有している自動車(取得価額50万円、減価償却累計額45万円)を廃棄した。

A:

(借)減価償却累計額45万(貸)車両運搬具50万

(借)固定資産廃棄損5万

Q5:必要な仕訳を示してください。

×6年4月1日、所有している自動車(取得価額50万円、減価償却累計額45万円)を3万円で売却し、代金は現金で受け取った。

A:

(借)減価償却累計額45万(貸)車両運搬具50万

(借)現金 3万

(借)固定資産売却損2万

Q6:必要な仕訳を示してください。

×6年4月1日、所有している自動車(取得価額50万円、減価償却累計額45万円)を除却した。スクラップとして1万円の処分可能価額がある

A:

(借)減価償却累計額45万(貸)車両運搬具50万  
(借)貯蔵品 1万  
(借)固定資産除却損4万  
(まだ売却していませんが除却した段階でこう仕訳します)

Q7: 減価償却費は、損益計算書上の区分では、どこに表示されますか？

## A: 販売費及び一般管理費

ここまでお疲れ様でした。基礎固めのために第7章までは内容を厚くしてありました。ここから先の章は3級では扱わなかった分野が多いため、極力入門段階でおさえなければならない内容のみに絞って解説してあります。

## 【第8章】無形固定資産

資産は流動資産、固定資産、繰延資産に分類され、固定資産はさらに有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産に分類されます。有形固定資産と異なり、無形固定資産には姿・形はありません。

無形固定資産の中身は大きく2種類あります。

一種類目は、法律上の権利(特許権、著作権、商標権、実用新案権、電話加入権など)、そして2種類目はのれんです。

### 1) 法律上の権利

たとえば特許権とは、高度な発明などについて独占的に利用できる権利で、自ら取得することもあれば、他社から購入することもあります。その会計処理は、取得にかかった費用を取得原価として計上し、その後は特定の期間にわたって償却します。有形固定資産とよく似ています。

特許・著作権などについては、理論上、各法律で定められた存続期間を耐用年数として償却することも考えられますが、実際には法人税法で定められた耐用年数に従うことが多いのではないでしょうか。この点、簿記検定では問題文で指示されるはずですので、指示された耐用年数にわたって償却してください。

簿記2級の知識としては、**計算方法は定額法、残存価額はゼロ、記帳方法は直接法**ということを認識しておいてください。

注；無形固定資産の一部には生産高比例法で償却するものもありますし、償却しないものもあります。

たとえば、特許権を例に仕訳を例示しますと、

**×1年4月1日、特許権を現金80万円で取得したら**

(借)特許権80万(貸)現金80万

**特許権を取得後8年間にわたって償却する場合、×2年3月31日の決算整理仕訳では**

(借)特許権償却10万(貸)特許権10万

と仕訳します。「定額法・直接法・残存価額ゼロ」です。

借方は、対象となる権利に“償却”の2文字をつけた勘定科目です。

## 2) のれん

のれんは、他社を買収・合併したときに発生することのある勘定科目で、“超過収益力”を表すとされています。たとえば他社を買収したときに、あわせて超過収益力も買ったということになるのですが、では超過収益力とは何でしょう？

たとえば8億円の価値の株式会社A社を10億円で買収した場合、この差額2億円が超過収益力を表す、と会計学では考えます。この2億円は、具体的にはA社のブランド力、商品競争力、商品開発力、強力・絶大な販売チャネルなどでしょう。はっきりとは特定できませんし、A社の財務諸表には記載されてもいません（会計学の対象となる取引事象ではないからです）が、「他社よりも優れている点」だと考えます（そうでないと8億円の価値の会社を買うのに10億円も出さないはずです）。これらをまとめて“A社の超過収益力”と呼び、簿記会計では「のれん」という勘定科目を用いて仕訳します。

のれんについては第21章「合併」で解説しますので、本章ではこれ以上のことは割愛させていただきます。

**【章末確認問題】**

Q1: 以下の取引の仕訳を示してください。  
×1年4月1日、特許権を現金80万円で取得した。

A:

(借)特許権80万(貸)現金80万

Q2: Q1で取得した特許権を取得後8年間にわたって償却する場合、×2年3月31日の決算整理仕訳を示してください。

A:(借)特許権償却10万(貸)特許権10万  
定額法、残存価額ゼロ、直接法です。

## 【第9章】繰延資産

資産は流動資産、固定資産、繰延資産に分類されます。繰延資産はちょっと特殊な資産で、次の5つしかありません。

創立費、開業費、開発費、株式交付費、社債発行費

中身を正確に理解するのはなかなか難しいかもしれませんので、それは後述するとして、まずは会計処理を説明します。会計処理は非常に簡単です。

繰延資産の会計処理には2種類あります。

**原則処理:一括費用処理する。**これは現金等を支出した金額を全額、その期に費用とする方法です。つまり通常の費用と同様です。

**容認・例外処理:資産として計上し、償却することにより費用化していく。**つまり無形固定資産と同様です。

つまり、繰延資産はすべて○○費という名称であたかも費用のように見えますが、一括費用処理することもあればいったん資産に計上することもあるということです。

原則的な会計処理は、創立費、開業費、開発費、株式交付費、社債発行費として支出したら、全額を費用処理することです。簡単です。

しかしこれでは検定試験的にはまったく面白くありません。したがって、検定試験では容認処理である「資産計上 & 償却」の方が出題されるのが通常です。

容認処理の会計処理は無形固定資産と非常によく似ています。異なる点は、無形固定資産では償却期間が『○年』とされていて毎期一定額を償却しますが、繰延資産では償却期間が『○年以内』とされている点です。つまり、毎期一定額以上の金額を償却します。“以上”ですので、一定額でもかまいませんが、早期の償却もできるということです（それが望ましいと考えている人もいます）。たとえば、無形固定資産50万円を5年で償却する場合は1年間で10万円の償却ですが、繰延資産50万円を5年以内で償却する場合は1年間で10万円以上を償却します。この点、簿記検定試験では問題文では指示されるはずですので心配は要りません。

ここまで説明を理解すれば、繰延資産の中身をあまり理解していないとも問題は解けてしまいます。たとえば

**会社の設立のために創立費として現金10万円を支払った（容認処理）ら、**

(借)創立費10万 (貸)現金10万

と仕訳します。借方『創立費』勘定は容認処理では資産です。創立費とありますが費用ではありません。

これを**5年かけて償却する**のであれば、毎決算で

(借)創立費償却2万 (貸)創立費2万

と仕訳します。無形固定資産のときと同様、借方は『○○**償却**』という名の勘定科目で直接法です。

(ちなみに月割計算で償却するのか年割計算で償却するのかは問題文の指示に従ってください)  
このように、会計処理は非常に簡単です。

では、繰延資産の中身を説明します。

会計基準や指針を示しているものの一つに「**企業会計原則**」というものがあるのですが、その注解の中で繰延資産は以下のように説明されています；

繰延資産とは、

- ①すでに代価の支払いが完了していて、もしくは支払義務が確定していて
- ②これに対応する役務の提供を受けた
- ③にもかかわらず、その効果が将来にわたって発現するものと期待される費用をいいます。まとめると以下の表のとおりです；

繰延資産	内容	償却期間
創立費	会社設立のために、会社を設立するまでにかかった支出。	5年以内
開業費	会社設立後から営業開始までの間にかかった開業準備の支出。	5年以内
開発費	新技術の採用、新資源の開発などのためにかかった支出。	5年以内
株式交付費	会社設立後に株式を発行する際にかかった支出。	3年以内
社債発行費	社債を発行する際にかかった支出。	償還期限内

(会社設立時にかかる株式を発行するための費用は、株式交付費ではなく創立費に含まれます)

たとえば創立費とは、会社設立のためにかかった支出ですので、定款作成費、株式募集のための広告費、株券印刷費などが該当します。会社設立前にすでに支払いも役務の提供(定款作成、広告、株券印刷など)も終了していますが、その効果は会社設立後に発現します。

(のれん以外の)無形固定資産は法律上の権利ですが、繰延資産は法律上の権利ではありません。繰延資産は他の資産とは異なり、換金価値・担保価値はありません(ですので、商法側の人は従来から資産計上を認めたくなく、費用処理を原則処理として考えてきました)。

ここまで繰延資産をざっと説明してきましたが、簿記1級を目指すのであれば、これらのこと細かく解説し、繰延資産と長期前払費用との違いを説明し、より深く理解していただくところですが、簿記2級ではあまり深い理解は求められません。ですので簿記2級の入門書である本書では、これ以上深追いはしません。本格的な受験対策本をざっと読むだけで足りると思います(言っても、本書の内容とほとんど同じだと思います)。

まとめ

- ・繰延資産には5種類しかない。
- ・会計処理には2種類ある。原則的な処理は、一括費用処理である。容認処理は、資産計上してから無形固定資産のように償却していく方法である。

## 【章末確認問題】

Q1: 下記表の空欄に繰延資産の名称を入れてください。

繰延資産	内容	償却期間
	会社設立のために、会社を設立するまでにかかった支出。	5年以内
	会社設立後から営業開始までの間にかかった開業準備の支出。	5年以内
	新技術の採用、新資源の開発などのためにかかった支出。	5年以内
	会社設立後に株式を発行する際にかかった支出。	3年以内
	社債を発行する際にかかった支出。	償還期限内

A:

繰延資産	内容	償却期間
創立費	会社設立のために、会社を設立するまでにかかった支出。	5年以内
開業費	会社設立後から営業開始までの間にかかった開業準備の支出。	5年以内
開発費	新技術の採用、新資源の開発などのためにかかった支出。	5年以内
株式交付費	会社設立後に株式を発行する際にかかった支出。	3年以内
社債発行費	社債を発行する際にかかった支出。	償還期限内

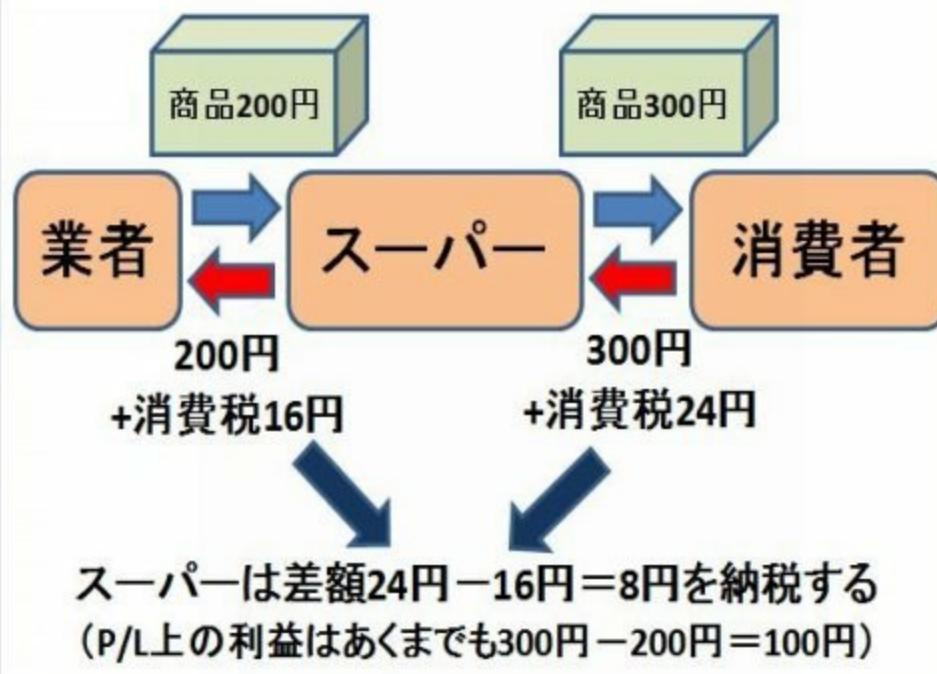
## 【第10章】消費税

『消費税』も2級ではじめて扱うテーマです。簿記3級でも、そして2級でもこれまで消費税のことは一切無視してきました。簿記・会計の学習においては、通常は消費税のことはほとんど意識しません。基本的には今後も無視しますが、消費税の基本的な仕組みについては簿記2級(本章)で学習します。なお、消費税の会計処理には税込経理方式と税抜経理方式の2種類がありますが、ここではまず税抜経理方式を前提に説明します。

まずは消費税の仕組みを簡単に説明します。消費税率は8%とします。

みんながコンビニエンスストアやスーパーなどでモノを購入すると、商品の本体価格の他に消費税を支払っているはずです。そのコンビニエンスストアやスーパー自体も、その商品を業者・問屋から仕入れたときには消費税を支払っているはずです。

スーパーは商品を200円で仕入れて300円で販売する



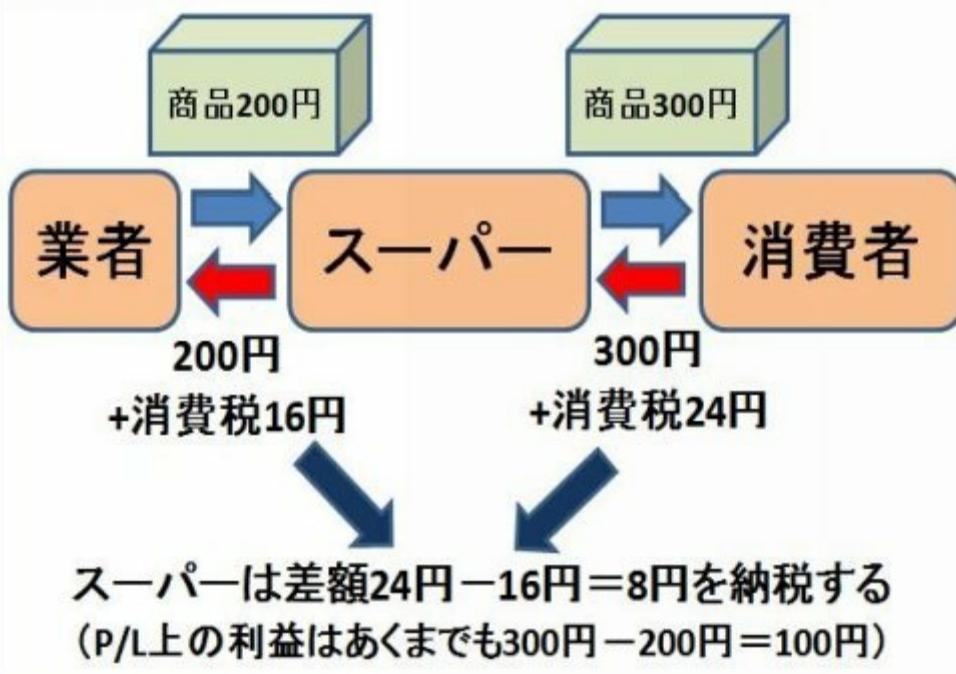
たとえば、スーパーが業者から商品1個を200円で仕入れたとします。このとき支払う金額は消費税込で216円です。スーパーは本体価格200円の他に16円の消費税を支払いました。一方、スーパーはこの商品を店頭で一般消費者に300円で販売したとします。すると消費者から受け取る金額は324円のはずです。この内訳は本体価格の300円と消費税の24円です。

つまりスーパーは、受け取った消費税が24円で支払った消費税が16円ですので、正味8円が消費税分として手元に残っているわけです。

もし仮にたったこれだけの取引で決算を迎えたとすると、このスーパーは8円を税務署に納税することになります。

このように、スーパーは「受け取った消費税」から「支払った消費税」を差し引いた残額を納税します。ちなみに損益計算書上の利益はあくまでも300円-200円=100円です。原理的には、消費税は損益計算に影響しないということです。

スーパーは商品を200円で仕入れて300円で販売する



このように、消費税を税務署に収めるのは消費税を預かった人(スーパー)ですが、その金額を実質的に負担しているのは消費税を支払った人(消費者)です。このように納税者と負担者が異なる税金を間接税といいます。

以上が消費税の簡単な流れです。では以上を踏まえて会計処理の話に入ります。

現在では消費税法により、『何かモノを購入すると本体価格の他に8%の消費税がかかる』ことになっています。つまり、商品を仕入れたり、消耗品や固定資産を購入すると、消費税も支払います。上述のとおり、これまで消費税の存在を無視してきましたが、本来は当然消費税も仕訳に反映させる必要があります。

この「支払った消費税」は、簿記では『**仮払消費税**』(かりばらいしょうひぜい)という資産勘定を用います。たとえば

**スーパーは200円の商品を掛けで仕入れたら**

(借)仕入 200 (貸)買掛金216

(借)仮払消費税16

と仕訳します。

では今度は販売者側の立場から消費税を見てみましょう。販売者側にとって『何かモノを販売すると本体価格の他に、8%の消費税を受け取る』ことになります。この「受け取った消費税」は、簿記では『**仮受消費税**』(かりうけしょうひぜい)という負債勘定を用います。たとえば

**スーパーは上記商品を掛けで300円で販売したら**

(借)売掛金324(貸)売上300

(貸)仮受消費税24

と仕訳します。

そして期末になったら『仮払消費税』勘定と『仮受消費税』勘定をゼロクリアし、残った金額が納めるべき消費税となります(『**未払消費税**』勘定を用います)。

たとえば**今年度1年間で、支払った消費税が100万円、受け取った消費税が120万円だったとした**

ら、期末に決算整理仕訳として

(借)仮受消費税120万(貸)仮払消費税100万

(貸)未払消費税20万

と仕訳します。これで20万円を税務署に納めることがわかりました(実際にはこんなに単純ではありませんが、原理はこのとおりです)。

その後**消費税20万円を現金で納付したら**

(借)未払消費税20万(貸)現金20万

です。

以上消費税の会計処理でした。慣れれば簡単です。

## 【おまけその1：経理の常識】

この「消費税」、経理実務では非常に厄介な存在なんです。

実務で仕訳をつくる際には必ず、『消費税がかかるのか、かからないのか(そしてなぜかからないのか)』という消費税の問題がつきまといます。すべての取引を、たとえ消費税以外の正しい仕訳がわかったとしても、消費税に関する課税・非課税・不課税・免税の分類ができなければ、真に正しい仕訳がわかったとは言えません。消費税の分類を誤っただけでも仕訳を作り直す必要があります。

ですので多くの経理部員にとっては、“消費税がかかるのか・かからないのか”の簡単な分類ができるることは、いわば常識と言っても過言ではありません。経理部員でなくとも、伝票を起票することができる人はこの分類を知っておく必要があります。販売や調達に携わる人も知っておくといいかもしれません。

(注：以下の解説は簿記検定にはほとんど関係ありません)

“消費税がかかる取引なのか、かからない取引なのか、またなぜかからないのか”は、『消費税の課・非・不・免の分類』と言われたりします。

消費税がかかる取引になるためには、まずは4つの要件があります；

- ①国内における取引であること
- ②事業者(商人)が事業(商売)として行う取引であること
- ③対価があること
- ④資産の譲渡等(つまりモノの売買、サービスの提供)であること

これらすべてを満たした取引がまずは『消費税の対象』となります。一つでも満たさない場合は消費税の対象ですらなく、**不課税取引**といいます(消費税はかかりません)。

さらに、消費税の対象(=4要件すべてを満たす取引)となった取引のうち、**非課税取引**として特別に規定されているものには消費税はかかりません。非課税取引でないものが**課税取引**となります。さらに、課税取引のうち、輸出取引は**免税取引**(課税であるけれども税率が0%)とされ、免税取引でない残りが8%の課税取引となります。

(詳細は消費税の専門書をご参照ください)



つまり、4要件を一つでも満たさない取引は**不課税**(消費税の対象にもならない取引)、すべて満たすけ

れども非課税として消費税法に限定列挙されている取引は**非課税**、そうでなければ**課税**。課税取引は、輸出取引であれば0%の税率(**免税**)、そして残りに8%の税率がかかる、ということです。たとえば

- ・消費税の対象となる取引であるためには対価性がないといけません(要件③を満たさないので不課税)。ですので贈与には消費税はかかりません。同様に損害賠償金も対価性がないため不課税です。
- ・外国で行われる取引や、国内であっても個人同士で行われる売買もそもそも消費税の対象とはなりません(要件①②による不課税)。
- ・このように日本国内におけるモノの売買やサービスの提供には消費税が課税されるのが原則ですが、土地の売買には消費税はかかりません。車いすや教科書の売買にも消費税はかかりません。これらは4要件をすべて満たしますが、政策的な考慮などにより特別に消費税がかからないことになっています(限定列挙で10数種類あります)。これらを**非課税**といいます。一般的には、銀行の窓口業務に対する手数料には消費税がかかりますが(課税)、たとえば海外に送金してもらう手続きの手数料であれば消費税はかかりません。居住用の賃貸アパート・マンションの家賃にも原則としてかかりません。これらも非課税項目として列挙されています。
- ・業者やお店で行われる売買は消費税がかかることが多いと思いますが(つまり**課税**)、それは上記4要件をすべて満たし、なおかつ非課税項目でもないからです。ただし国内で売買したときには8%の消費税がかかるとしても、これを海外に輸出販売したときは消費税はかかりません(これを**免税**といいます。厳密には消費税はかかっていますが税率が0%です)。

(日本の)コンビニで買うおにぎりには8%の消費税がかかりますが、それは4要件をすべて満たし、非課税取引にも該当せず、輸出取引でもないからです。

簿記の勉強では通常、消費税は無視して学習します。しかし経理実務では、仕訳を考える際には必ず消費税がつきまといます。

経理ソフトに、勘定科目ごとの消費税分類が予め登録してあることが多いと思いますが、それでも自分で判断しなければならないことも少なからずあります(たとえば『会費』という費用勘定は、課税なのか不課税なのかをケースバイケースで考える必要があります。切手の購入も厄介です。)。

私の個人的な経験上、消費税の分類に詳しいと、若干ですが職場で重宝されますので、経理に携わる方は是非消費税にもチャレンジしてみてください！

## 【おまけその2：税込経理方式のケース】

これまで税抜経理方式で説明してきました。ここではもう一つの税込経理方式を例示してみます。たとえば

スーパーは200円の商品を掛けで仕入れたら

(借)仕入 216 (貸)買掛金216

スーパーは上記商品を掛けで300円で販売したら

(借)売掛金324(貸)売上324

このまま決算になつたら

(借)租税公課8(貸)未払消費税8

(仮受消費税は $324 \times 8/108 = 24$ 、仮払消費税は $216 \times 8/108 = 16$ と別途計算してからこれらの差額8円で仕訳します。)

このように、税込経理方式は期中の仕訳は簡単ですが、期末にひと手間かかります。

なお『租税公課』勘定は支払う税金を表す費用勘定です。税込経理方式の場合、税抜経理方式と比較して収益も費用も消費税分だけ大きな金額になりますが、『租税公課』勘定という費用勘定を用いることによって、利益は税抜経理方式と同額になります。

**【章末確認問題】**

Q1:『本体価格1万円の備品を掛けて購入した』の仕訳を税抜経理方式で示してください。なお当該備品は非課税物品ではありません。

A:  
(借)備品10,000(貸)未払金10,800  
(借)仮払消費税800

Q2:『普通預金のATM手数料が税込216円かった』の仕訳を税抜経理方式で示してください。

A:  
(借)支払手数料200(貸)普通預金216  
(借)仮払消費税16

## 【第11章】貸倒引当金

2級における『貸倒引当金』は、3級の内容とほとんど同じですので、本章では私の前著『ホントにゼロからの簿記3級』をベースにしてゼロから解説します。

ヒトにお金を貸したら、必ず返してもらえるでしょうか？

ツケで商品を売ったら、必ず代金を回収できるでしょうか？

ビジネスの世界では（も？）、残念ながら答えはNOです。相手が倒産する可能性があります。夜逃げする可能性もあります。

この『貸した力ネが返ってこない』『ツケ代金が回収できない』ことを**貸倒（かしだおれ）**といいます。

では、貸倒になる可能性はどれくらいでしょうか？

という確率論は中～上級のオハナシで、ここでは所与のものとして扱います。

たとえば「過去の経験から、ツケ代金や貸したお金は3%の確率で回収できない」と予測できたとします。

すると簿記会計では、3%はもう回収できないものとして考えます。『全体の3%は回収できないものなんだ』と割り切るわけです。

この見積もりは毎期決算で行います。つまり**決算整理仕訳**の一つです。期中には行いません。

たとえば、**期末日時点で売掛金残高が10,000円あったとしたら、そのうち300円は回収できないものと考えます**。その心の準備を、帳簿上にも決算整理仕訳として表現します。

(借)貸倒引当金繰入 300 (貸)貸倒引当金 300

です。

貸方の勘定科目は「かしだおれひきあてきん」と読みます。“貸倒になるものとして考えている金額”を表します。

※**貸倒引当金は厳密には負債ではなく資産（マイナスの資産）ですが、仕訳を考える際には「負債である」と考えた方がわかりやすいと思います。ちなみに減価償却累計額も負債ではなくマイナスの資産です。**

一方借方は「かしだおれひきあてきんくりいれ」と読みます。わかりづらいかもしれません“費用”です。回収できないと見積もった金額を**費用としてしまう**わけです。**まだ貸倒の事実（相手の倒産など）は生じていません。それでも、この段階で費用を計上してしまうのです。**

なお、貸倒引当金の処理方法には2つ（差額補充法と洗替法）ありますが2級では差額補充法のみを学習します。差額補充法とは、例えば、先ほどの例のように貸倒引当金を300円設定したいときに、すでに200円計上してあれば、差額の100円だけを追加計上する方法です。たとえば、

**期末日時点で売掛金残高が10,000円あり、そのうち3%が将来貸倒となると見積もった。なお期末日時点には『貸倒引当金』勘定の残高は200円ある。**を仕訳すると

(借)貸倒引当金繰入 100 (貸)貸倒引当金 100

となります。このように足りない分だけ計上する方法です。

ちなみに、貸倒引当金残高が400円だったので、これを300円にするために100円減らす、というようなケースは2級では扱わないようですので今の段階では考えないでください。

貸倒引当金の決算整理仕訳は以上です。

【注意！ここからは期中の仕訳のオハナシです。決算整理仕訳ではありません。】

実際に貸倒が発生したときは、当期に発生した債権(売掛金)なのか、前期以前に発生した債権(売掛金)なのかを区別して考えます。

なぜでしょう？

それは、前期以前に売った分の売掛金については、前期末に貸倒引当金の対象となっていたはずだからです（前期末に貸倒引当金の決算整理仕訳をしたはずですので）。当期に売った分の売掛金は、まだ期末日になっていないのでまだ貸倒引当金の対象とはなっていません。以下で例示します（期末日は3月31日です）。

### 1) 当期に販売した分の売掛金が貸倒となったケース

× 2年1月1日、A商店に、売値100円の商品を掛けで販売した。

(借) 売掛金 100 (貸) 売上 100

× 2年2月28日、上記売掛先のA商店が倒産し売掛金を回収できないことがわかった。

(借) 貸倒損失 100 (貸) 売掛金 100

借方『貸倒損失』は費用です。ツケ代金を回収できないとわかったので、Lossとなります。そして売掛金がなくなるので貸方に売掛金を仕訳します。

### 2) 前期以前に販売した分の売掛金が貸倒となったケース

× 2年1月1日、A商店に、売値100円の商品を掛けで販売した。

(借) 売掛金 100 (貸) 売上 100

× 2年4月30日、上記売掛先のA商店が倒産し売掛金を回収できないことがわかった。

(借) ●●● 100 (貸) 売掛金 100

さて、借方の勘定科目は何でしょうか？

『貸倒損失』（費用）ではなく『貸倒引当金』（負債）です。なぜなら、前期末時点（×2年3月31日時点）で、決算整理仕訳として

(借) 貸倒引当金繰入 (貸) 貸倒引当金

という仕訳をしていたはずであり、×2年1月1日発生の売掛金は、この貸倒引当金の対象となっていたからです。借方の『貸倒引当金繰入』は費用の勘定科目です。費用の計上は前期末で済ませているということです。

前期末である×2年3月31日では、たとえば

(借) 貸倒引当金繰入 300 (貸) 貸倒引当金 300

と仕訳をしていたはずです。×2年1月1日発生の売掛金については、前期末にもう貸倒の準備をしていたのです。前期末時点で費用処理してあります。ですので、当期に実際に貸倒となっても、当期はもう費用計上しません。そこで借方には、貸倒に備えていた『貸倒引当金』（負債）が仕訳されます。この考え方を是非マスターしてください。

貸倒引当金の説明は以上です。

簿記2級ではこの他『償却債権取立益』という論点もありますが、これは難しくないうえに、これを本書に書いてしまうと、貸倒引当金についておさえておいてほしいポイントがばやけてしまいので割愛させていただきます。3級で学習済みだとは思いますが、とにかく、まずは決算整理仕訳と、期中の貸倒の仕訳をマスターすることが優先です。

## 【章末確認問題】

Q1: 必要な仕訳を示してください。

期末日時点で売掛金が20,000円ある。このうち3%が将来貸倒になると見積もった。なお、決算整理仕訳前の貸倒引当金残高は500円である。

A:(借)貸倒引当金繰入100(貸)貸倒引当金100

Q2:必要な仕訳を示してください。  
売掛金(前期に販売した分)200円が貸倒となった。なお貸倒引当金残高は500円である。

A:(借)貸倒引当金200(貸)売掛金200

Q3:必要な仕訳を示してください。  
売掛金(当期に商品販売した分)100円が貸倒となった。なお貸倒引当金残高は300円である。

A:(借)貸倒損失100(貸)売掛金100

## 【第12章】引当金概論

前章で貸倒引当金を説明しました。簿記2級以降において、さまざまな引当金を学習し「○○引当金」という勘定科目がたくさん出てきます。

ではそもそも引当金とは何でしょうか。本章では引当金に関する総論を学習します。これがわかれれば、どんな種類の引当金がでても対応できるはずです。

『引当金』の会計処理とは、帳簿上で費用処理 & 負債計上処理をしておくことをいいます。将来起ると見込まれるマイナスの影響を及ぼす事象に対して、予め費用処理をしておくことです。その相手勘定が負債である『○○引当金』です。お金をとっておくことではありません。あくまでも帳簿上の話です。

※引当金は、増加すると貸方に仕訳される科目ですが、すべての引当金が負債というわけではありません。資産(つまりマイナスの資産)に分類されるものもあります。本章のように仕訳を考えるだけであれば、とりあえずは負債であると考えておいても差し支えないと思われます。

また、他の簿記の教科書での引当金の会計処理の解説では、引当金(負債)に重点を置いているものが多いように見受けられます。しかし引当金処理の理解の最初のステップはその相手勘定である費用処理だと思います。貸倒引当金の会計処理でいえば、貸方である『貸倒引当金』勘定ではなく、借方の『貸倒引当金繰入』勘定です。

これを貸倒引当金のケースでみてみましょう。

(以下の内容はちょっと難しいですが、一読してみてください。なんとなくの理解でかまいません。)

『貸倒』は、実際にどれくらいの頻度で発生するかはわかりませんが、例えば過去の経験からだいたいの発生確率はわかります。『貸倒』が発生してしまうと、企業にとっては大きなダメージで、損害を被ります。では、この損害をどの時点で帳簿上費用として計上するのがいいのか(いつの費用にすれば正しい損益計算ができるのか)を考えてみます。

『貸倒が実際に生じたとき』に費用とすべきでしょうか？

たしかにそれも一理あります。しかし、“なぜ貸倒が発生するのか”を突き詰めて考えれば、結局のところ、掛け商品を販売したからというところに行きつきます。掛け販売をせずに販売の時点で現金を回収してしまえば貸倒は発生しませんので、このことを考慮すると、究極的には掛け販売をした時点で費用を計上すべきとなります。たとえ回収していくなくても売上を計上するのが今の簿記・会計です(現金販売でなく掛け販売であっても貸方に『売上』を計上しますね？)。そうであれば、掛け販売における売上をなんらかの形で減らすべきではないでしょうか。たとえば、100円の商品を掛け販売したときは、貸方に『売上』を100円計上します。でも過去の経験から例えば掛け販売のうち3%は回収できないとわかっているですから、3円を減額すべきです(現金販売であれば引く必要はありません)。この調整計算をするのが貸倒引当金の会計処理なのです。

もう少し厳密に言えば、貸倒のリスクは、掛け販売をした時点で発生します(現金販売していれば貸倒のリスクは発生しません)。ですので、販売した時点で一定の率を貸倒処理(費用処理)するのが究極的な考え方です。たとえば

(借) 売掛金100(貸) 売上100

(借) 貸倒引当金繰入3(貸) 貸倒引当金3

という仕訳を販売の都度行うわけです。

しかし、“損益計算は実際にそこまでの正確性が必要なのか”、そして“いちいちそんな計算をしていては実務が煩雑すぎる”などを考えると、結局『期末日時点の売掛金等の残高で一括して決算整理仕訳で費用計上する』というところに落ち着きます。これで販売した期の費用として計上し、将来の貸倒に備えることはできます。

ですので、たとえば「×1年度期末日時点の売掛金残高は300だった。そのうち3%について引当金を設定する」であれば

(借)貸倒引当金繰入9(貸)貸倒引当金9

と仕訳します。

そして将来実際に貸倒が生じたときは、たとえば4円の売掛金が貸倒になったとしたら

(借)貸倒引当金4(貸)売掛金4

と仕訳します。このとおり費用計上はしません(すでにしているからです)。

つまり

貸倒が生じた期の費用にするのではなく、貸倒が生じる原因(=掛け販売)が発生した期の期末決算整理仕訳で費用化 & 負債計上をします。これが貸倒引当金の計上方法です。

そしてこの考え方は他の引当金にも共通しています。

つまり、マイナスの事象(損害)が生じた期の費用にするのではなく、その損害の発生する原因が発生した期に費用を計上し、その相手勘定として引当金(負債)を計上するわけです。

つまり、引当金の会計処理の目的は、損益計算書と貸借対照表それぞれの観点から、以下の2つであると言えます；

・費用を、損害原因が発生した段階で計上することにより、適正な損益計算を行います。逆に言えば、適正な損益計算をするために、原因発生の段階で費用計上をします。上記の例でいえば、×1年度に9円の費用を計上したことです。

・引当金を負債に計上することにより、保有している資産の貸借対照表価額を適正に表示する(引当金は資産のマイナスである、と考えるわけです)。逆に言えば、保有している資産の貸借対照表価額を適正に表示するために、引当金を計上します。上記の例でいえば、×1年度の貸借対照表では売掛金は300円ですが、そのマイナス評価としての貸倒引当金9円を負債に計上したことです。売掛金は正味291円という意味になります。

ちょっと難しいかもしれません、なんとなくイメージできればそれで結構です。詳しくは1級で学習します。

貸倒引当金に関する補足；

期末日の売掛金等の残高を対象に、期末に一括して貸倒引当金を見積もるため、逆に言えば、まだ期末を迎えていない当期発生の売掛金等にはまだ引当金が設定されてはおらず、したがってもし実際に貸倒が生じたらその生じたときに費用にするしかありません。ですのでそのときの借方は『貸倒損失』勘定なのです。

『引当金』には貸倒引当金以外にもたくさんあります。簿記2級では商品保証引当金、修繕引当金、退職給付引当金、賞与引当金、売上割戻引当金などを学習します。考え方はどれも同じです。貸倒引当金のみでは理解が心配ですので、本書では修繕引当金を例示しておきます。

## 修繕引当金

企業が所有している建物や機械設備については、定期的に修繕を行うことが必要です。毎年修繕を行っているのであれば、修繕にかかった支出は修繕を行った期の費用に計上すればそれで会計処理は終わりです。たとえば、**機械の修繕(毎年行っている)を行い、代金300円は現金で支払った**のであれば

(借)修繕費300(貸)現金300  
です。これはこれで正しい仕訳です。

しかし、修繕は毎年行われるとは限りません。たとえば5年に1度しか行われないなど、ある程度定期的にしか行われないのであれば、やはりこの修繕にかかるコストを毎期費用計上(引当計上)すべきでしょう。修繕にかかるコストがなぜ発生するのかといえば、それは修繕の対象となる建物・機械設備を現在所有しているから、です。つまり修繕コストの発生原因は当期にすでに発生しています。ですので将来かかるであろう修繕費の一部を当期の費用として計上します。

たとえば、**建物の修繕(500万円かかると見積もられる)**が5年に1度行われるのであれば、当期の期末決算整理仕訳として

(借)修繕引当金繰入100万(貸)修繕引当金100万

と仕訳します。この仕訳を毎期繰り返します。将来発生するはずの500万円について、毎期費用を計上しておくわけです。その累積金額が引当金残高として把握されます。

そして、実際に修繕を行ったときには以下のように仕訳します。たとえば、**建物の修繕を行い、520万円かかった。代金は小切手を振り出して支払った。なお修繕の時点で負債に計上してある修繕引当金は400万円である**、であれば

(借)修繕引当金400万(貸)当座預金520万

(借)修繕費120万

と仕訳します。

またはいったん引当金計上をする方法も考えられます(どうするかは修繕のタイミングなどによりますのでケースバイケースで考えます)：

(借)修繕引当金繰入100万(貸)修繕引当金100万

(借)修繕引当金500万(貸)当座預金520万

(借)修繕費 20万

## 発展学習

以上のとおり、“なんなくわかっていれば”簿記2級の問題は解けると思います。しかし、もう少し理解したい方もいるでしょう。そこで、もう一步深く理解したい方は以下の内容を一読してみてください。

なぜ将来の事象に対して、当期に費用・引当金の計上が必要なのか、それはその発生原因が当期に発生しているから、と本書で説明しました。しかし『そんなことを言ったら、すべての事象は当期に発生原因があるのでは？』という答えも返ってきそうです。たしかにそのとおりです。もっと考えると究極的には『商売を始めたから』という“会社設立に原因がある”となってしまいます。

実は「どんなときに引当金を計上するのか」にはルールがあります。これを引当金の設定要件(あるいは設定基準)といい、内容は以下の4つになります；

- ①将来の特定の費用または損失であること
  - ②その発生原因が当期以前の事象に起因していること
  - ③その費用・損失の発生の可能性が高いこと
  - ④その費用・損失の金額を合理的に見積もることができること
- (企業会計原則 注解18より要約)

これら4つの要件をすべて満たした場合、当期に費用計上 & 引当金計上を行うわけです(行わなければなりません)。

これまで見てきた貸倒引当金も修繕引当金もこれら4つの要件を満たしているはずです。  
逆に言えば、たとえば金額を合理的に見積もれないのであれば、たとえ発生の可能性が高くても、費用計上 & 引当金計上を行わないことになります。

**【章末確認問題】**

Q1: 以下について仕訳を示してください。

将来行う建物の修繕のために、100万円を引当計上する。

A:

(借)修繕引当金繰入100万(貸)修繕引当金100万

Q2: 以下について仕訳を示してください。

建物の修繕を行い、490万円かかった。代金は小切手を振り出して支払った。なお修繕の時点で負債に計上してある修繕引当金は400万円である。

A:

(借)修繕引当金400万(貸)当座預金490万

(借)修繕費90万

## 【第13章】社債の発行と償還

### 社債とは何でしょうか？

『有価証券』の章で学習したとおり、社債は債券です。社債を持っていると利息（利金ともいいます）を受け取ることができます。このように、これまでに社債を購入した側の会計処理を学習してきました。本章では社債を発行する側の会計処理を学習します。

社債の会計処理について説明する前に、まずは資金調達全般について理解しておきましょう。（本章は、私の著書『会社法の入門書を読む前におさえとく ゼロからの簿記・会計と経理・経営のオハナシ』をもとに作成しています。）

### 【資金調達の類型】

たとえば、株式会社が新工場を建設しようと計画した場合、まとまった資金を調達する必要があります。それこそ数億円～数千億円規模の資金を調達する必要があります。

では、どうやったらまとまった資金を調達できるでしょうか。

それには大きく3種類の手段が考えられます。

①まずは銀行からの借入です。

②その他、社債を発行することも一案です。

そして③株式（新株）を発行することでも調達できます。

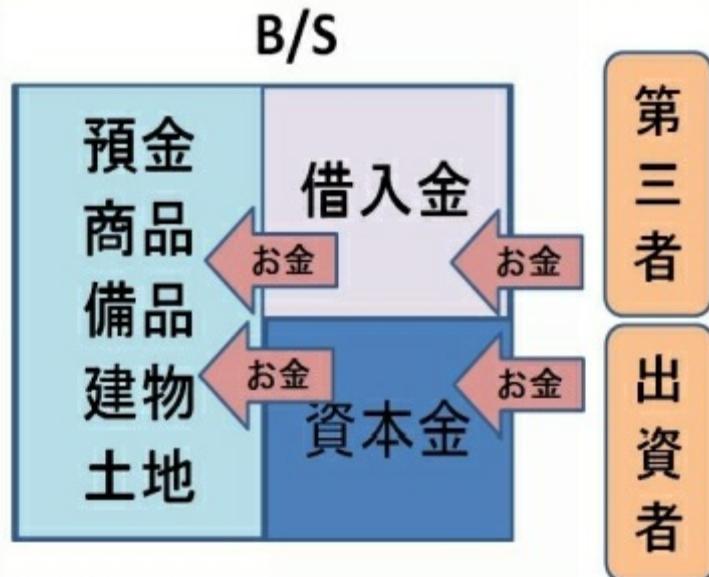
さて、これら3つの手段、どう違うかわかりますか？

銀行借入は、当然ですが返済する必要があります。利息を払う必要がありますね。

社債も同様に返済する必要があり、また利息を支払う必要があります。返済のことを償還と呼ぶことはすでに学習したと思います。つまり社債を発行することは借金をすることと同じです。ですので、借入金も社債も、簿記的には負債です。

では、株式の発行はどうでしょうか？資本金等は、簿記的には純資産です。もつというと、負債ではありません。なぜなら返済の必要がないのです。

ここで貸借対照表の概観を見てみましょう。



企業は、第三者や出資者から入ってきたお金を使って経営に必要な資産を購入し、また必要な経費を払い、商品販売などを通じて収益を計上します。

純資産は、別名「自己資本」といい、負債は別名「他人資本」といいます。負債は他人の資本、つまり返済の必要があり、純資産は自己の資本、つまり返済の必要はありません。簿記的にはそこが一番大きな違いとなって現れています。その他、株式の場合には、資金提供者(株主)が株主総会で議決権をもっていることが特徴として挙げられます。また、株式を保有していても利息は受け取れませんが「剰余金の配当」として配当金を受け取ることもできます。

つまり、銀行借入・社債発行と、株式発行との大きな違いは、株式発行においては、企業は資金を返済しなくていいことと、資金提供者が『株主』という地位を獲得することです。

では、銀行借入と社債は、どう違うのでしょうか？

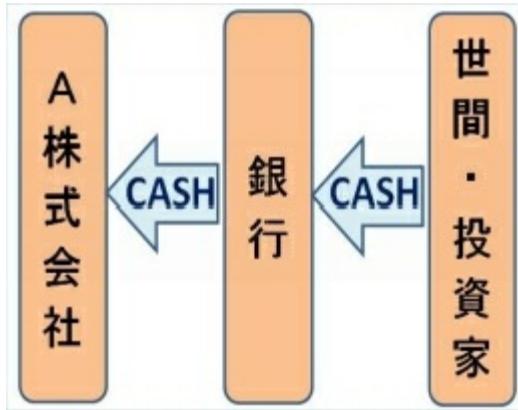
細かくいういろいろあるのでしょうか、ちょっと法律や簿記と離れてしまいますが、大きな違いがあります。これは法律や経理ではなく、財務の観点からの違いです。

銀行借入とは、当然ながら銀行からお金を借りることです。では銀行はそのお金をどこから調達したのでしょうか？

わかりやすいのは、預金者ですね。世間一般の方々(預金者)の預金が無数集まって大きな資金となっているわけです。つまり、企業が銀行から借りたお金のおおもとの資金提供者は銀行ではありません。

一方、社債を発行した場合、資金提供者は銀行ではありません。投資家(世間一般の方々)です。銀行を通しません。これが大きな違いです。

イメージ図ですが、銀行借入はこのようなルートとなっています；



一方、社債は以下のようないるべくとっています；



この図に書いた流れのとおり、銀行借入は資金提供者と借入者との間に金融機関が存在していますので、「**間接金融**」と呼ばれます。一方、社債の発行は「**直接金融**」と呼ばれます。A株式会社は投資家から直接資金を受け取ります。

では、まとまった資金を調達したい株式会社にとっては、直接金融(社債)の場合と間接金融(銀行借入)の場合とでは、どちらが低いレートで資金を調達できるでしょうか(一般論として)？

答えは当然直接金融、つまり社債です。間に誰も仲介していないですから中間マージンが発生しませんね。

同様に、投資家側の立場からみても、社債の方が銀行に預けるよりも高い利率を得ることができます(一般論として)。たとえば、間接金融の場合、銀行は投資家・預金者から2%の利率で資金を提供してもらい、4%の利率で企業に貸します。一方、直接金融の場合、企業は投資家から3%の利率で資金を調達します。直接金融のケースの方が、投資家にとっても、企業にとっても有利なわけです(ここではあくまで利率だけでの判断です)。

ちなみに、株式発行も直接金融です。

資金調達の類型	B/S上の分類	直接?間接?	利息?配当?	議決権
銀行借入	負債 (他人資本)	間接金融	利息	なし
社債発行		直接金融		
株式発行	純資産 (自己資本)		配当	あり (ないものもある)

これら3つの類型の違い、おわかりいただけましたでしょうか。  
では社債の会計処理を学習しましょう。銀行借入よりもやや複雑です。

社債取引の大まかな流れを示します。

まず企業は社債券を発行する旨を世間にアナウンスします（実際には証券会社がアナウンスします）。たとえば条件を5年満期、利払は年2回、額面100億円とします。

そしてそれに興味を持った投資家たちがその企業にお金を払い込み、企業はその投資家に社債券を発行します。

投資家は、社債を保有している間は、年に2度利息を受け取ります。

購入して5年後、企業は投資家たちに総額100億円を返済します（償還）。

つまり、社債は、保有者からみると有価証券ですが、発行者（会社）からみると借金です。ですので負債の部に表示されます（『社債』勘定を用います）。

社債発行及び償還のおおまかな流れは以上のとおりです。

では発行者側の仕訳をみてみましょう。最初は簡単な条件の仕訳ですが、だんだん難しくなります。

## 【Step1】

×1年4月1日、A株式会社は、額面総額100万円の社債を発行し、投資家により100万円が当座預金に払い込まれた。

発行条件は、額面100円につき@100円、償還期限5年、利率年6%(利払日は9月末と3月末の年2回)である。

(借)当座預金100万(貸)社債100万

×1年9月30日、利払日につき、利息を当座預金から支払った。

(借)社債利息3万(貸)当座預金3万

×2年3月31日、利払日につき、利息を当座預金から支払った。

(借)社債利息3万(貸)当座預金3万

同日、決算を迎えたので必要な決算整理仕訳を行う。

仕訳なし(このケースでは決算整理仕訳はありません)

この例では説明を簡単にするため、額面100万円の社債を100万円で発行しました(平価発行といいます)が、第6章で学習したとおり、社債は額面金額よりも低く発行されることもあります。これを割引発行といいます。たとえば、額面100万円の社債(償還期限5年)を、95万円で発行します。5年後には100万円で償還されますので、投資家からすれば、利息のことを度外視しても、5年で5万円儲けることができます。

しかし、通常、割引発行の場合は利率が低く設定されています(金利の調整)。社債購入者側の立場では、購入金額と額面金額の差額は、償却原価法と呼ばれる方法によって、償還日に簿価が額面金額になるように決算整理仕訳をしました。この方法は発行する立場でも同様です。この方法には定額法と利息法の2種類がありますが、簿記2級では定額法のみが出題範囲のようですが本書でも定額法で解説します。

定額法による償却原価法とは、発行金額(例えば95万円)と額面金額(例えば100万円)の差額(5万円)を、社債発行日から償還までの期間(例えば5年間)にわたって均等に『社債』勘定を増額する方法です。つまり、社債発行時の『社債』勘定の残高は95万円ですが、発行して1年後には1万円増額します。

ちなみに相手勘定は、“金利の調整”なので『社債利息』勘定です。

(借)社債利息1万(貸)社債1万

これを決算整理仕訳で5年間繰り返すと償還日には『社債』勘定の残高は100万円になります。

では割引発行のケースの発行者側の立場の仕訳をみてみましょう。

## 【Step2】

×1年4月1日、A株式会社は、額面総額100万円の社債を発行し、投資家により代金が当座預金に払い込まれた。

発行条件は、額面100円につき@95円（金利の調整と認められる）、償還期限5年、利率年4%（利払日は9月末と3月末の年2回）である。

（借）当座預金95万（貸）社債95万

×1年9月30日、利払日につき、利息を当座預金から支払った。

（借）社債利息2万（貸）当座預金2万

×2年3月31日、利払日につき、利息を当座預金から支払った。

（借）社債利息2万（貸）当座預金2万

同日、決算を迎えたので必要な決算整理仕訳を行う。

償却原価法の仕訳（定額法：5万×12ヶ月÷60ヶ月）

（借）社債利息1万（貸）社債1万

償却原価法、ぜひここでマスターしてください。

では次のステップです。

これまで利払日と期末日とが同日のケースでした。しかし利払日が期末日と同日になるとは限りません。利払日が期末日でない場合、若干面倒になります。というのは、期末日において利息を未払計上しなければなりません（決算整理仕訳）。

### 【Step3】

×1年7月1日、A株式会社は額面総額100万円の社債を発行し、投資家により代金が当座預金に払い込まれた。

なお発行条件は、額面100円につき@95円（金利の調整と認められる）、償還期限5年、利率年4%（利払日は12月末と6月末の年2回）である。

（借）当座預金95万（貸）社債95万

×1年12月31日、利払日につき、利息を当座預金から支払った。

（借）社債利息2万（貸）当座預金2万

×2年3月31日、決算を迎えたので必要な決算整理仕訳を行う。

償却原価法の仕訳（定額法：5万×9ヶ月÷60ヶ月）

（借）社債利息7,500（貸）社債7,500

未払利息の計上（×2年1月1日～3月31日の3ヶ月分）

（借）社債利息1万（貸）未払社債利息1万

償却原価法に続いて、未払社債利息の計上をここでおさえてください。

では最後のステップです。

社債を発行する際には、社債を発行する旨を投資家向けにアナウンスする必要があります。また、社債券を印刷する必要があります。これら社債を発行するためのコストは『社債発行費』勘定を用います。覚えていませんか？繰延資産の一つです。

### 【復習】

繰延資産とは、

- ①すでに代価の支払いが完了していて、もしくは支払義務が確定していて
- ②これに対応する役務の提供を受けた
- ③にもかかわらず、その効果が将来にわたって発現するものと期待される費用

償却期間とともにまとめると以下の表のとおりです；

繰延資産	内容	償却期間
創立費	会社設立のために、会社を設立するまでにかかった支出。	5年以内
開業費	会社設立後から営業開始までの間にかかった開業準備の支出。	5年以内
開発費	新技術の採用、新資源の開発などのためにかかった支出。	5年以内
株式交付費	会社設立後に株式を発行する際にかかった支出。	3年以内
社債発行費	社債を発行する際にかかった支出。	償還期限内

繰延資産の会計処理には2種類あります。原則的な処理は費用処理です。容認処理は、資産計上してから無形固定資産のように償却していく方法です。簿記検定では通常は容認処理です（問題文の指示に従います）。

繰延資産の会計処理、覚えていませんでしょうか。無形固定資産のように、直接法・定額法で償却する、でした。では社債発行費のあるケースを例示します。

#### 【Step4】

×1年7月1日、A株式会社は額面総額100万円の社債を発行し、投資家により代金が当座預金に払い込まれた。

発行条件は、額面100円につき@95円（金利の調整と認められる）、償還期限5年、利率年4%（利払日は12月末と6月末の年2回）である。

なお、社債発行のためにかかった諸費用6万円は現金で払った（償還期限までの月割計算で均等に費用化する）

（借）当座預金95万（貸）社債95万

（借）社債発行費6万（貸）現金6万

×1年12月31日、利払日につき、利息を当座預金から支払った。

（借）社債利息2万（貸）当座預金2万

×2年3月31日、決算を迎えたので必要な決算整理仕訳を行う。

償却原価法の仕訳（定額法：5万×9ヶ月÷60ヶ月）

（借）社債利息7,500（貸）社債7,500

未払利息の計上（×2年1月1日～3月31日の3ヶ月分）

（借）社債利息1万（貸）未払社債利息1万

社債発行費の償却（6万×9ヶ月÷60ヶ月）

（借）社債発行費償却9,000（貸）社債発行費9,000

つまり、社債に関する決算整理仕訳では、償却原価法、社債利息の未払計上、および社債発行費の償却の3つを行う必要があるということです。いきなり3つを同時に学習しても混乱してしまうでしょうから本書では一つ一つ例示しました。まだ自信がない方は一つ一つマスターし、計算と仕訳ができるようになってください。

では最後に償還の仕訳です。償還日には額面金額の代金を投資家に払い、『社債』勘定をゼロクリアします。

（借）社債○○（貸）現金預金○○

これで帳簿上の『社債』勘定はゼロになるはずです。

## 【章末確認問題】

Q1: 以下について仕訳を示してください。

×2年3月31日、決算となったので社債について必要な決算整理仕訳を行う。なお、当該社債は、×1年7月1日に額面100万円、@100円、年利4%（利払日は6月30日の年1回）、償還期限6年の条件で発行した。

A:

未払社債利息の計上(100万×4%×9ヶ月÷12ヶ月)

(借)社債利息3万(貸)未払社債利息3万

(社債発行費の償却なし)

(償却原価法なし)

Q2: 以下について仕訳を示してください。

×2年3月31日、決算となったので社債について必要な決算整理仕訳を行う。なお、当該社債は、×1年7月1日に額面100万円、@96円、年利4%（利払日は6月30日の年1回）、償還期限6年の条件で発行した。社債については償却原価法（定額法）を用いる。

A:

償却原価法の仕訳(4万×9ヶ月÷72ヶ月)  
(借)社債利息5,000(貸)社債5,000  
未払社債利息の計上(100万×4%×9ヶ月÷12ヶ月)  
(借)社債利息3万(貸)未払社債利息3万  
(社債発行費の償却なし)

## 【第14章】法人税等

### 【会社の税金 概論】

会社が払う税金の種類はたくさんあります。それらを概念的に大まかに分類してみると、モノを購入するとかかる税金(消費税、固定資産取得税など)、モノを所有・使用しているとかかる税金(固定資産税、事業所税など)、儲けにかかる税金(法人税、事業税など)に大きく分けられます。本章はこれらのうち儲けにかかる税金を扱っています。

簿記3級は主体が個人商店でしたが、個人商店では商店の儲けはオーナーの儲けで、結局は商店とオーナーの財布は同一のものです。ですので儲けにかかる主な税金は所得税です。

しかし簿記2級以降でてくる“株式会社”は、オーナー(株主)とは別々の存在で、株式会社が得た儲けは株主の儲けではありません。株式会社の儲け自体に税金がかかります。株式会社の儲けにかかる主な税金は法人税です。

(株式会社は個人ではありませんので、株式会社には“所得税”はかかりません。)

一般論として、支払うべき所得税・法人税は、以下の式で算出されます。

支払う所得税・法人税 = 儲け × 税率

(実際には、累進課税制度によりここまで単純な計算式ではありませんが)

儲けに税率をかけた値の金額を税金として払います。

では、『儲け』とは何でしょうか？

簿記3級で学習したとおり、決算の最後には貸借対照表と損益計算書を作成します。儲けはこの損益計算書上で算出され、『当期純利益』という名称が付されています。ということは損益計算書の『税引前当期純利益』に法人税がかかるのでしょうか？

支払う法人税 = 税引前当期純利益 × 法人税率 ?

実はそう単純なわけではありません。税引前当期純利益に税率を乗じるわけではないのです。

これを理解するためには、会計と税務の違いをまず理解しておく必要があります。通常、簿記2級のテキストではほとんど触れるのではないでしょうかが、簿記2級を目指す方は何かしらの形で経理・会計に携わる方が多いですから、本章で解説するオハナシは、経理分野の一般常識として知っておいてください。簿記2級の理解のためにも役立つはずです。

(他の簿記2級のテキストでも、税引前当期純利益に税率を乗じてはいないはずです。しかし簿記2級の試験範囲から外れるため、通常は法人税額の算出については触れられていないと思います。)

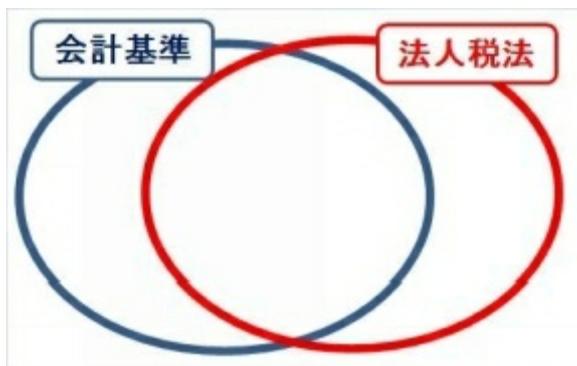
## 【会計と税務の違い】

簡単に帳簿作成の仕組みを説明します。ついでですので公認会計士と税理士の違いも合わせて説明します。

「儲け」の計算の仕方には大きく2つのルールがあります。会計基準というルールと法人税法というルールです。

簿記3級や本書でいろいろ仕訳を学んできたと思いますが、これらはすべて会計基準に準拠した仕訳です。これまでの仕訳は会計ルールに準拠した仕訳です。法人税法に準拠した仕訳は一度も出てきていません。会計ルールと法人税法ルールは異なります。わかりやすく言うと、会計基準に準拠した仕訳と法人税法に準拠した仕訳が異なるということです。会計基準と法人税法は、その計算目的が異なりますので、計算(仕訳)ルールも異なるわけです。

ただし、会計ルールの仕訳と法人税法ルールの仕訳は同一なものが相当多くあります。逆に言うと、会計基準と法人税法との間には若干のズレがある、ということです。



いくつかの項目・取引については、会計基準に準拠したときの仕訳と、法人税法に準拠したときの仕訳が異なるということです。つまり、会計基準に準拠して仕訳していくと、最終利益が100万円と計算され、法人税法に準拠して仕訳すると120万円だったりします。

会計帳簿は、会計基準に準拠して作成されます。ここまで説明してきた仕訳はすべて会計基準に準拠した仕訳です(ただし、ほとんどは法人税と共通のものだと思います)。毎日仕訳して会計帳簿を作成し、決算では財務諸表を作成します。この財務諸表上では、儲けとは損益計算書上の『税引前当期純利益』のことです。

そして、この税引前当期純利益をもとに、ズレの部分の微調整を行い、法人税法に準拠した儲け(法人税法では課税所得といいます)を算定します。「会計ルールだけにあって法人税法ルールにないもの」を引いて、逆に「会計ルールにはなくて法人税法ルールだけにあるもの」を足します。

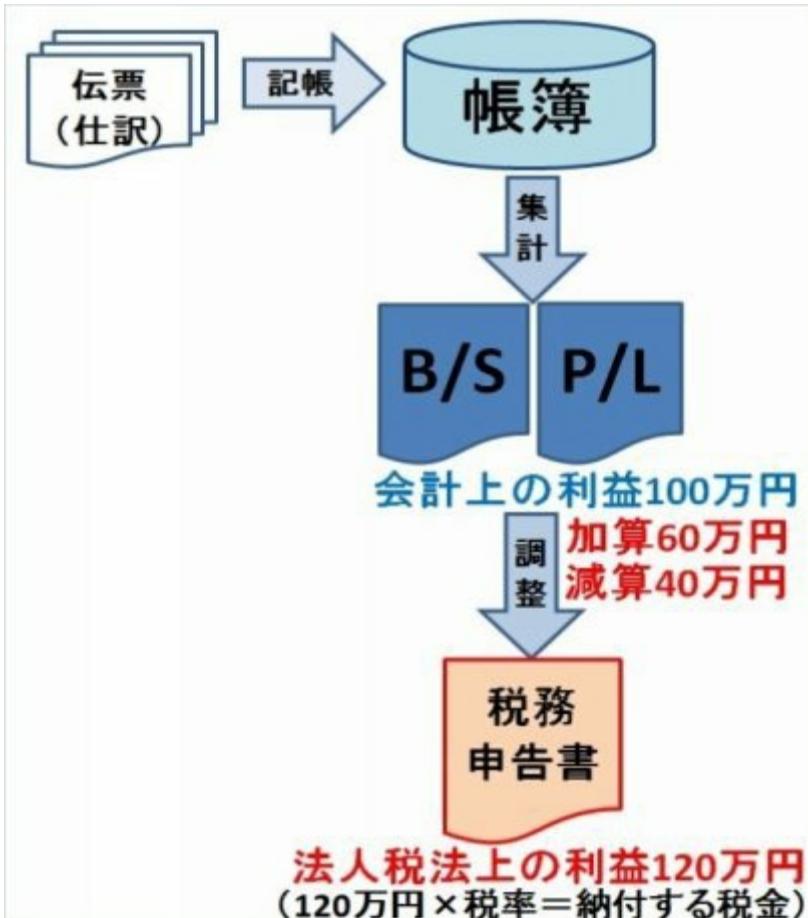
このように、実際には法人税法に準拠した仕訳を一からつくりなおすのではなく、いったん会計基準で帳簿・財務諸表を作成してから、法人税法とのズレの部分だけを微調整して、法人税法に準拠した決算書(税務申告書)を作成します。この“微調整”がややこしかったりするので、その相談を受けたり、申告書を作成したりアドバイスしたりするのが税理士です。経理部従業員から見たら、税理士は自分たちの代わりに作業をしてくれる人であり、相談に乗ってくれる人なわけです。

法人税は、法人税法の儲け(課税所得)に税率を乗じて算出されます。たとえば、会計基準に準拠して作成した損益計算書上の税引前当期純利益が100万円で、法人税用に調整計算した結果税務申告書上の課税所得が120万円だったとしたら、120万円に法人税率(たとえば40%)を乗じて法人税額を算出します。つまり $120\text{万円} \times 40\% = 48\text{万円}$ を税務署に納めます。ちなみに日本の法人税率(実効税率)は諸外国と比べて異様に高いんですよ。

(課税所得がマイナスであれば法人税額は0円です)

まとめ：

- ①まず取引を会計ルールで仕訳して会計帳簿を作成する。
- ②会計帳簿をもとに貸借対照表・損益計算書などの財務諸表を作成する。  
(ここまでが会計の領域)
- ③会計ルールと法人税法との差異を調整する(法人税の税務申告書上で計算)。
- ④税務申告書上で法人税法上の利益(課税所得)が算出され、これに税率を乗じて支払うべき法人税額が算出される。



経済ニュースや企業のホームページで世間に公表されている数値は“会計”の数値です。これをチェックするのが会計監査人たる監査法人(公認会計士)です。第三者の立場で、株主や債権者のためにチェックします。基本的には、監査終了後でないと世間に数値は公表されません。  
(公認会計士・監査法人による会計監査を受けなければならない株式会社は、上場企業や一定規模以上の企業のみです)

つまり公認会計士の知識は、主は会計基準、副は法人税法です。税理士はその逆です。若干語弊があるかもしれません、ざっくり言えばこうだと思います。当然、税理士は所得税法などの他の税法の専門家でもあります。また、公認会計士試験には監査論という科目がありますので、会計だけでなく監査についても勉強します。

公認会計士・監査法人にのみ認められている業務は会計監査です(株式会社での話)。毎期経理部などにお邪魔して、帳簿や伝票や領収書など様々な経理資料を見せてもらい、会計監査を行います。(経理部からしたら、一番忙しい決算の時期に、自分の仕事をチェックしにくる集団ですので、ビミョーな感じだったりします。)

一方、税理士・税理士法人にのみ認められている業務は、申告書作成や税務コンサルティングです。経理部が行う帳簿作成や申告書作成を手伝う立場です。法人税法はなかなかテクニカルな分野ですので、税理士に相談したり作成を(一部)代行してもらったりすることが多いわけです。税務署による税務調査に立ち会うのも税理士・税理士法人です(税務調査は、税法に準拠しているかどうかのチェックですので)。公認会計士・監査法人は税務コンサルティング等を行うことはできません。

このように、“会計”と“税法”的多くが重複してはいるものの、似て非なるものであるのと同様に、公認会計士と税理士それぞれが担当するエリアは重複している部分も少なからずありますが、棲み分けがなされています。公認会計士は「会計」と「監査」が専門で、税理士はその名のとおり「税」が専門です。「会計士と税理士、どう違うの？」と訊かれると、私は冗談半分で『税理士は会社にとって味方、会計士は敵』と言って済ませたりします。(注;敵ではないです。経理部の人からウザがれたりするだけで。。。)

ここまで読んでいただければわかっていただけると思いますが、簿記の勉強は、上記でいう“会計ルール”的勉強であって“法人税法ルール”的勉強ではありません。

会計の道を進む方にも法人税法の知識は必要ですし、法人税法の道を進む方にも会計の知識は必要です。両方を極めるのはなかなか大変ですので、要は比重のかけ方をどうするかだと思います。私見ですが、簿記2級の勉強は、ちょうど両者に必要な重複した部分に位置するのではないかと思います。簿記2級の学習を終了した後、さらに経理分野を極めたい方は、どちらに進むのかを考える必要があるのかもしれません。

## 【補足】

日本には俗に「決算書」と呼ばれるものが最低でも 3 種類あります。

3 種類とは、3 つの法律がそれぞれ要求しているもので、会社法が作成を要求している決算書(計算書類)、金融商品取引法が作成を要求している決算書(有価証券報告書など)、そして法人税法の税務申告書です。貸借対照表と損益計算書などはこれらすべての決算書に記載されます。

“財務諸表”という言葉は、基本的には金融商品取引法による決算書での貸借対照表・損益計算書等を指すことが多いのかもしれません、実務ではどの法律の決算書なのかには関係なく、貸借対照表・損益計算書等を“財務諸表”と呼んでいることが多いのではないかと思います。また、財務諸表と決算書はほぼ同義で用いられてもいると思います。

ちなみにどの決算書を作成するかは会社によって異なります。「せっかく頑張って簿記 1 級を取得しても、中小企業の経理部ではほとんど必要がない、むしろ法人税法を知らないとダメ」といったケースも多いでしょう。

詳細は【Appendix】会社法と金融商品取引法と会計監査をご参照ください。

簿記検定の教科書ではあまりこういったことが書かれていないのですが、私は経理分野を学ぶ方にとっては絶対に知っておくべきことだと思いますので、書かせていただきました。

ではここからが簿記2級の本題です。

実は、株式会社の儲け(厳密には法人税法上の“課税所得”)にかかる税金は法人税だけではありません。法人税の他、住民税や事業税もかかります。つまり、これら3つの税金は儲けが大きくなればなるほど大きくなるということです。ですので、これら3つを総称して『法人税等』といいます。

では法人税等の支払いスケジュールと仕訳を追いかけてみましょう。当社は×1年4月1日に設立され、期末日は毎年3月31日とし、税金の納付は小切手で行っているものとします。

設立1年目の決算(×2年3月31日)の結果、支払うべき法人税等の金額は40万円と計算されたとします。すると決算整理仕訳として

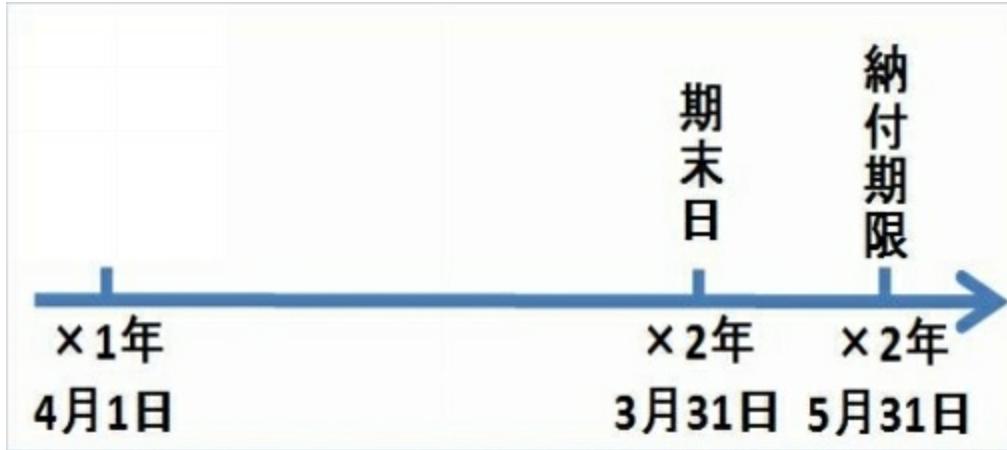
(借)法人税等40万(貸)未払法人税等40万

と仕訳します。これはあくまでも第1事業年度の決算整理仕訳ですので、『法人税等』と『未払法人税等』はそれぞれ第1事業年度の損益計算書と貸借対照表に記載されます。

そしてこの40万円は、原則として期末日後2ヶ月以内、つまり5月末日までに税務署に納付しなければなりません。納付したら

(借)未払法人税等40万(貸)当座預金40万

と仕訳します。これは第2事業年度の期中仕訳です。



ここまで簡単です。論点は第2事業年度からです。

第2事業年度以降は、通常、原則として、期首より6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内、つまり11月末までに、暫定的な金額で法人税等をいったん納付する必要があります。つまり、法人税等を前払いしなければなりません。前払いする金額は以下の①もしくは②です。

①前事業年度で計算された法人税等の半額(上記の例でいえば40万円の半額である20万円)、もしくは

②×2年4月1日～×2年9月30日までの6ヶ月間を1事業年度とみなして仮決算をして算出した課税所得に基づく法人税等

ここでは①を選択しているとします(②は実務上とても煩雑です)。すると、×2年11月末までに20万円を納付しなければなりません。その仕訳は

(借)仮払法人税等20万(貸)当座預金20万

となります。これはあくまでも期中仕訳です。

そして第2事業年度の本決算(×3年3月31日)の結果、1年間の法人税等の金額が算出されます。支

払うべき法人税等が50万円と算出されたとしたら

(借)法人税等50万(貸)仮払法人税等20万

(貸)未払法人税等30万

と仕訳します。

『2年目の儲け(課税所得)を基に法人税等を計算すると50万円を納付しなければならないことがわかった。そして期中にすでに20万円納付済みである。したがって未払は残りの30万円である。』ということです。そして×3年5月31日までにこの30万円を税務署に納付します。

(借)未払法人税等30万(貸)当座預金30万

そして今度は×3年11月末までに25万円を前払いで納付します。

この流れを是非ここでおさえてください。

## 【確定申告と中間申告】

このように、法人税等に関しては、課税所得も納付する税額も、自分で計算します(もしくは税理士に依頼します)。国や地方公共団体が計算するわけではありません。自分で計算し、それを申告書に記載し、税務署に提出します。これを申告というのですが、本決算の申告を『確定申告』、期中に行う申告を『中間申告』といいます。

申告書の提出が「申告」、税金を納めるのが「納付」です。これらはほぼ同時に行われます。

さきほどの例でいえば、「第2事業年度では、中間申告によって20万円を納付し、確定申告では法人税等が50万円と計算された」ということになります。



ちなみに個人商店の場合、儲けにかかるメインの税金は所得税です。所得税についても自分で計算します(もしくは税理士に依頼します)。所得税については、毎事業年度が1月1日から12月31日と決められていますし、確定申告の期限は毎年3月中旬ごろです。2月から3月にかけて、あちこちで“確定申告”という言葉が聞かれますが、これは通常、個人の所得税のことです。

## 【章末確認問題】

Q1: 以下について仕訳を示してください。

決算において、法人税等が70万円と計算された。なお、法人税等の中間納付として期中に40万円払つてある。

A:

(借)法人税等70万(貸)仮払法人税等40万  
(貸)未払法人税等30万

Q2:Q1の未払法人税等を小切手で支払った。

A:(借)未払法人税等30万(貸)当座預金30万

## 【第15章】株式の発行

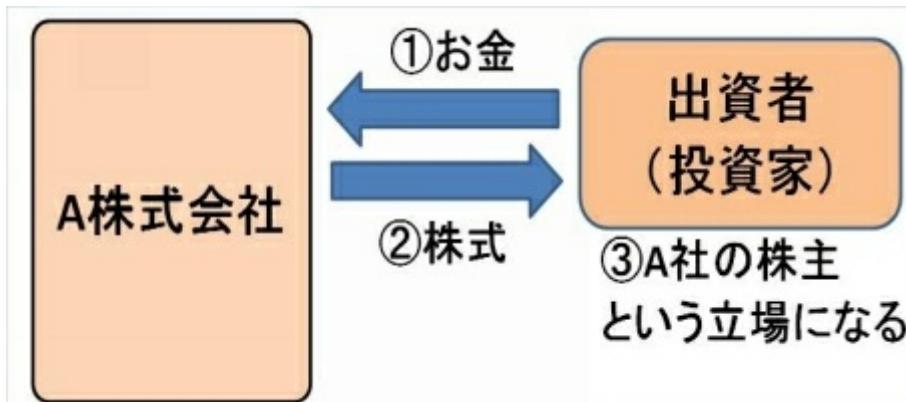
株式会社の設立の仕方や株式の発行などについては、会社法に規定されていますので、とくに株式会社特有の分野に関する会計処理は、会社法の規定の影響が多分にあります。ですので必然的に簿記2級からは会社法を意識することになります。

では株式発行の流れを第1章の内容で復習してみましょう。

①まずは株式会社を設立するときの話です。

株式会社を設立する際、株式を発行して投資家(お金を出してくれる人＝出資者)からお金を集めます。

この払い込まれたお金が純資産の部の“資本金”となります。株式を購入した投資家は株主という立場になります。株式会社の経営者はこのお金で元手にして会社を経営していきます。



商店をオープンする際には“株式の発行”はなかったはずです。商店への出資者はあくまでも単なる“出資者”であって、“株主”という立場ではありません。ともに“オーナー”あるいは“出資者”であることには変わりはないのですが、株式会社への出資者は“株主”という立場を法的に獲得します。株主の権利・責任は会社法で規定されています。

(商店の場合は出資ではなく元入れと呼んでいたとは思いますが。)

②会社設立後、さらに投資家からお金を集めたいときは、新たに株式を発行して、既存の株主もしくは他の投資家に買い取ってもらいます(増資といいます)。

なお、あえて学習したことと関連付けるとすれば、出資目的が売買目的であってもそうでなくても、株式を保有している限り株主という立場になります。

ここまでが第1章の内容でした。株式の発行を一言で言ってしまえば、「資金調達の手段」です。事業を行うために、出資してくれる人に株式を買い取ってもらってお金を受け取るわけです(直接金融)。本章ではその仕訳を学びます。

## 【会社設立時】

会社設立時に株式を発行して出資を受けたときは、払い込まれた金額の全額を『**資本金**』勘定とするのが原則です。たとえば、**A株式会社は設立時に株式1,000株を、1株当たり5万円で発行し、全株式の払い込みを受けた(当座預金)**ら、  
(借)当座預金5,000万(貸)資本金5,000万  
と仕訳します。非常に簡単です。

しかしこれは原則的な仕訳であって、払い込まれた金額の半額以下は『**資本準備金**』勘定とすることもできます(容認処理)。つまり、さきほどの例を容認処理で仕訳すると

(借)当座預金5,000万(貸)資本金2,500万  
(貸)資本準備金2,500万

ともできますし、

(借)当座預金5,000万(貸)資本金4,000万  
(貸)資本準備金1,000万

とすることもできます。払込金額の半額以上を『**資本金**』勘定にして残額を『**資本準備金**』勘定にすればいいわけです。簡単です。

(資本準備金の説明については、本章の章末「ご参考」をご参照ください)

## 【増資時】

増資のときも同じです。払い込まれた金額の全額を『**資本金**』勘定にするのが原則ですが、払い込まれた金額の半額以上を『**資本金**』勘定として残りの金額を『**資本準備金**』勘定にすることも認められています。

と、ここまで株式の発行に関して、基本的な仕訳はわかったと思います。ちなみに、『資本金』勘定も『資本準備金』勘定とともに純資産の部に記載されます。次章のためにも、ここで一度貸借対照表を見ておきましょう。純資産の部を見てください。

## 貸借対照表 (単位:万円)

資産の部	負債の部
現金 100	買掛金 270
売掛金 200	社債 600
商品 900	
建物 500	
土地 300	
純資産の部	
	資本金 500
	資本準備金 400
	利益準備金 80
	任意積立金 70
	繰越利益剰余金 80

資本金と資本準備金は本章で扱っています。任意積立金や繰越利益剰余金については次章で扱っています。

ではここで一度考えてみましょう。

## 『資本金』とは何でしょうか？

『あの会社は、資本金が 7,000 万円だ。』なんて言ったりしますが、これはどういう意味でしょうか？貸借対照表に「資本金 7,000 万円」と記載されているわけです。どういう意味でしょうか？

不思議なくらい勘違いが非常に多いのですが、資本金はお金ではありません。株式発行の仕訳を学習した直後ですのでわかると思いますが、もし資本金がお金であれば、『資本金』という勘定科目は『資産』ですね。でも実際には『純資産の部』にある貸方項目です。では、資本金とは何なのでしょうか？まず、法律的な定義は抜きにして説明しますと、資本金とは、その企業に出資されたお金の累計金額です（※）。

（※理解のため、現物出資や減資があった場合などを除いて説明しています。また払い込まれた金額全額を資本金としていることを想定しています。）

設立時に 5,000 万円を資本金にして、その後さらに 2,000 万円増資したら、資本金は 7000 万円になります。

そして、法律の本では、資本金は計算上の数額である、と説明されていると思います。もちろん、意味のある数値なんですが、結局のところ、そのとおり数値なんです。もつと言うと、お金ではなく、計算結果の数値なんです。貸借対照表の純資産の部に記載されている単なる数値にすぎません。その会社の規模を知るための一つの目安です。貸借対照表の純資産の部に『資本金7,000万円』と記載されても、その会社にお金が7,000万円あるという意味ではありません。その7,000万円は、商品の仕入代金や人件費や機械購入に使われ、あまり残ってはいないでしょう。簿記を学習した人には、この説明が直感でわかると思います。

資本金とは、その会社の規模を図る単なる目安となる数値にすぎません。

## 【ご参考】

なぜ株式発行に関して“払込金額の半額以下は資本金とはせずに資本準備金にしてよい”という容認仕訳が認められるのでしょうか？

それは会社法445条の2項と3項で、払込金額の2分の1を超えない金額は資本金とせずに、資本準備金とすることができるとされているからです。つまり“法律が認めているから”なのです。  
ではそもそもこの「資本準備金」なるものはいったい何なのでしょうか？

おそらく簿記の教科書には書かれていらないでしょう。

会社法の教科書にも具体的なことは書かれていません。株主からの出資額のうち資本金以外の額を資本準備金という、とだけ説明されています。これでは何なのかさっぱりわかりません。私は個人的に会社法学者の方に直接質問したことがあるのですが、明瞭な答えは返ってきませんでした。ですので「資本準備金って？」とはあまり深く考えないでください。ネーミングも気にしないでください。とにかく資本準備金とは、出資として払い込まれた金額のうち、資本金としなかった金額の名称で、それ以上は追及できないということでしょう。

この容認処理の意味、結局はどういうことかというと、

払込金額の半分以上を「資本金」と仕訳すればいいということは、貸借対照表に記載される「資本金」の金額は、相当範囲自由裁量で決められるということです。実はこの容認処理は、資本金の金額を意図的に小さくするための手段なのです。資本金の金額を恣意的に小さくできる、ということです。簿記的な意味なんてないのです。

こんなこと、法律が認めていいのでしょうか、、、。

なぜかというと、資本金の大きさによって税金の金額が変わったり、公認会計士等による会計監査を受けなければならないかどうかが左右されるからです。恣意的に資本金の金額を決められてしまうとなると、資本金の金額で何かを判定することに、どんな意義があるのでしょうか、、、。

このとおり、株式会社での会計処理は、良くも悪くも、会社法の規定が大きく影響します。簿記会計的な意味なんて追求できないこともあります。「法律がそうしろと規定しているから」「法律がそうしていいって規定しているから」そう仕訳するだけです。そう割り切るのみです。

ちなみに、実務では容認処理の方が多いように思います。

## 【章末確認問題】

Q: 以下について仕訳を示してください。

会社設立に際し、株式200株を一株当たり1万円で発行し、全株式について払込を受け、当座預金とした。なお資本金の額は会社法で認められる最低限とする。

A:  
(借)当座預金200万(貸)資本金100万  
(貸)資本準備金100万

## 【第16章】剰余金の配当と処分

本章「剰余金の配当と処分」は、貸借対照表でいえば純資産の部の話です。純資産の部は会社法の規定に従って仕訳することになりますので、とっつきにくいかもしれません。

最初に断っておきますが、本章はちょっと難しいです。

通常の簿記2級のテキストではシンプルに記載されていることが多いと思います。一方本書での「剰余金の配当と処分」はボリュームたっぷりで読み応えがあります。ただ、初心者にわかりやすく、そしてきちんと順序よく説明しているためですので、各Stepごとにきちんと理解して読み進めていけば、概要と本質はきちんとわかると思います。

私個人の感想としては、株式会社の仕組みや配当などの予備知識がない方には、むしろ本書くらい初歩から解説しないとわからないと思うのですが、、、。本書は実態を理解したい方に対応できるように解説しています。若干くどい解説になっている箇所もあるかと思います。

あまり時間をかけたくない、しかも検定試験を暗記で乗り切る方針の方は、本章は読み飛ばしていただいてかまいません。次章以降にもほとんど影響はないと思います。本格的な受験対策本を使って仕訳を暗記してください。「剰余金の配当と処分」に関しては覚えるべき仕訳はそんなに難しくありませんので、機械的に問題を解くのは簡単です。ただその内容を理解しようとすると本書のようにくどくなるだけです。

本章の目的である剰余金の配当と処分を理解するためには、事前に2つの事項を知っておく必要があります。

Step1まずは利益の会計処理について理解する。

Step2次に株主総会について概要をおさえる。

Step3その後、剰余金の配当と処分を学習する。

## Step1 利益の会計処理

利益の会計処理(決算での利益に関する仕訳)は、純資産の部を理解するうえで必要となる知識です。損益計算書と貸借対照表は、純資産の部で繋がっているからです。  
ここで順を追って説明しておきます。

まずは株式会社ではなく、個人商店の場合を考えます。

(復習:会計的には、株式会社は会社法の適用を受けますが、個人商店は会社ではありませんので会社法の適用外です。)

決算になり、必要な決算整理仕訳もほぼひと通り作った結果、下記のような集計になったとします。なお個人商店では、純資産の部に記載される項目は、(通常は)資本金しかありません。

決算整理後試算表	
資産 (現金、商品、売掛金、建物など)	負債 (借入金、買掛金など) <b>400</b>
<b>720</b>	資本金 <b>300</b>
費用 <b>80</b>	収益 <b>100</b>

利益(儲け)はいくらでしょうか?

収益合計100と費用合計80との差額20が儲けです。この「20」は以下の仕訳で算出します(これは決算に行われる最後の決算整理仕訳です)。まずは**収益と費用をゼロクリアし、その差額を求めます。**

(借)収益100(貸)費用80  
(貸)損益20

そして、この**「損益20」を資本金に振り替えます。**

(借)損益20(貸)資本金20

これは3級で学習した内容です。思い出しましたか?つまり、個人商店の場合は、利益(黒字)の場合は**資本金の増加**となるわけです。儲けは資本金という姿になって終了します。すると以下のようになります(費用と収益はゼロクリアされています)。

## 決算整理後試算表

資産 (現金、商品、 売掛金、建物な ど)	負債 (借入金、買掛 金など) 400
720	資本金 320

「資本金」は300万円から320万円に増えました。

つまり、個人商店の場合は、出資された額と、儲けた額を区別せず、「資本金」として合算してしまいます。ここが個人商店のポイントです。

では次に株式会社の場合を考えます。

個人商店とまったく同じケースで考えます。つまり

決算になり、必要な決算整理仕訳も一通りほぼすべて作った結果、下記のような集計になったとします（さきほどの個人商店のケースと同一です）。

## 決算整理後試算表

資産 (現金、商品、 売掛金、建物な ど)	負債 (借入金、買掛 金など) 400
720	資本金 300
費用 80	収益 100

利益（儲け）はいくらでしょうか？

まずは収益と費用をゼロクリアして差額を求めます。

（借）収益100（貸）費用80

（貸）損益20

ここまで個人商店の場合とまったく同じです。異なるのは次です。

「損益20」を『繰越利益剰余金』にします。「資本金」ではありません。

（借）損益20（貸）繰越利益剰余金20

この「繰越利益剰余金」は、“儲け”です。繰り返しになりますが、「資本金」は“出資額(もとで)の累計”です。このように**株式会社会計では、“もとで”と“もうけ”を厳格に区別します。**ちなみに、この仕訳をした後の試算表(=貸借対照表)は以下のとおりです;

## 決算整理後試算表

資産 (現金、商品、 売掛金、建物な ど)	負債 (借入金、買掛 金など)400
720	資本金300 繰越利益 剰余金20

個人商店の場合は以下のとおりでした;

## 決算整理後試算表

資産 (現金、商品、 売掛金、建物な ど)	負債 (借入金、買掛 金など)400
720	資本金 320

もう一度言います。株式会社では、“もとで”と“もうけ”を厳格に区別します。この点が“重要です”。

あと、その他ここでしっかりと認識しておいていただきたいことが1点あります。

引当金概論の章で説明したとおり、「収益」は現金預金の収入を意味するわけではなく、また「費用」も現金預金の支出を意味するわけではないということです。

したがって、収益と費用の差額である「繰越利益剰余金」も現金預金があるということを意味するわけでもありませんし、現金預金が増えたことを意味するわけでもありません。これまで見てきたように、簿記・会計では、**収益・費用の計上と現金の入出金**とが一致していません。不思議ではありませんか？現金をもらったら収益勘定を計上し、支払ったら費用勘定を計上する、でいいのではないか？と思うかもしれません。

これは現在の会計学が『**発生主義**』という考え方を採用しているからです。対照的に言えば、『**現金主義**』を採用していないからです。

現代の会計は、通常、常に発生主義を採用しています。

たとえばツケで商品を売ったときの仕訳が発生主義の最たる仕訳の一つです。

### (借)売掛金 (貸)売上

この仕訳でわかるように、現金を受け取っていないもかかわらず、収益(売上)を計上しています。発生主義は、お金の動きで収益・費用を計上するのではなく、権利・義務の発生事実が確定した時点などで計上します。

収益・費用の計上のタイミングは、現金預金の入金・出金のタイミングとは異なります(当然、一致していることもあります)が、それは現金主義だからではありません。したがってその結果作成される損益計算書は、お金の増減を表しているわけではなく、『収益力』とか『収益性』という抽象的な力の有無を表していることになります。

たとえば、収益から費用を引いた金額(=当期純利益)が多かったからといって、お金がたくさんある・増えた、というわけではありません。あくまでも、『帳簿上で計上した収益というものと、帳簿上で計上した費用というものの差額が大きかった』というだけです。

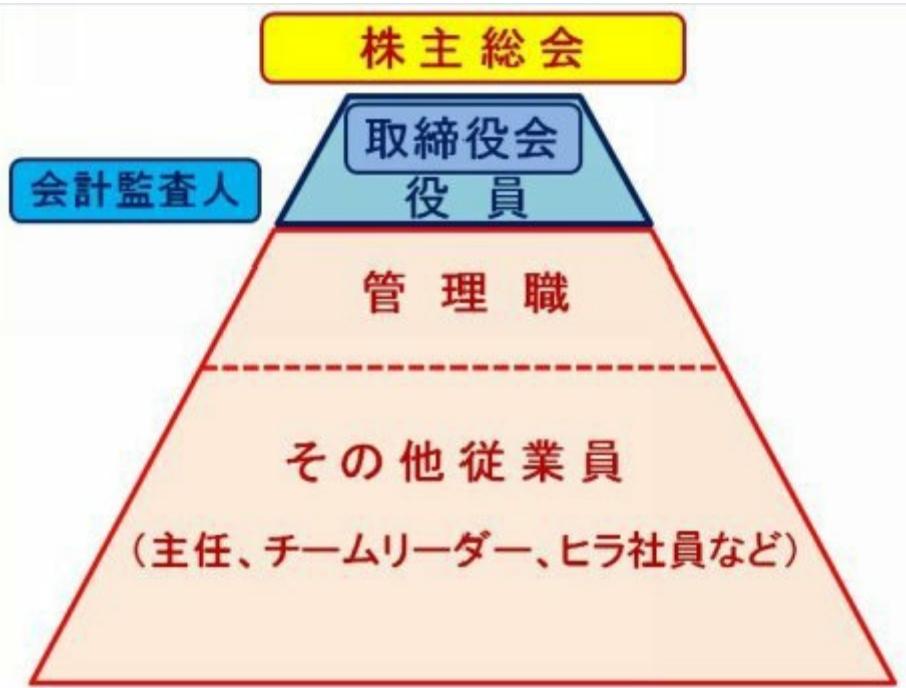
まだ難しいかもしれません、現時点では、現在の簿記・会計は、お金の動きと収益・費用の計上は一致しているものではない、ということをご理解ください。

たとえば

掛け売上高100(まだ回収していない)、売上原価70(仕入代金はまだ未払)、減価償却費10(現金預金は当然無関係です)であっても、会計上の利益は20です。現金預金は一切動いていませんが、繰越利益剰余金は20増加することになります。

## Step2 株主総会とは

株式会社の所有者は株主であるため、株式会社にとって最高の意思決定機関が株主総会であることはすでに書いたとおりです。株主は社長(役員)よりも上です。



株式会社にとっての最重要事項については、**株主総会**で株主による多数決などによって決定していきます(保有割合に応じた多数決です)。例えば他社との合併に関する決議であったり、役員人事であったり、利益(黒字)が出れば、株主に配当金を支払う決議がなされたりします。株主になると、株主総会に参加して意見を言ったり決議に参加したりできますし、配当金を受け取ることもできます。

ここまでが第1章の復習です。本章ではもう少し補足します。

株主総会は定時株主総会と臨時株主総会とに分けられます。決算後の一定期間内に必ず開かれるのが**定時株主総会**です。定時株主総会では決算承認、剰余金の配当、役員選任、役員報酬などを決議します。一方、合併などを行う際に開催されるのが**臨時株主総会**です。

簿記的に重要なのは**定時株主総会の決算承認や剰余金の決議**です。

貸借対照表・損益計算書等は経理部で作成され、その後定時株主総会で承認されることで最終的に数値が確定することになります。この決算承認・剰余金の決議は原則として株主総会で行われます(会社法 438 条)。

(繰越利益)剰余金を今後どうするか、の決議の中身には「**剰余金の配当**」と「**剰余金の処分**」の2種類があります。本章の目的はこの2種類について理解することです。

※会社法的には、「剰余金の処分」は「剰余金の配当」を含んだ概念です。

既述のとおり、株式会社は株主のものです。ですので、株主総会で決算承認も行いますし、どれほどの剰余金の配当を行うのかなどの決議も行われます。

(すべての株式会社において、これらすべてを株主総会で決議するわけではありませんが、簿記検定のための知識であれば、これらは株主総会で決議される、と思っていても差し支えないと思われます。)

本章のここまでまとめ；

- ・現代の会計は発生主義という考え方を採用して仕訳している（現金主義ではない）。そのため、損益計算書上で当期純利益となても、お金が増えたということを意味するわけではない。
- ・会社法の規定により、通常は、年に1度、貸借対照表・損益計算書等を作成し、期末日後一定期間以内に定時株主総会を開いて、株主の承認を得る。
- ・株主総会ではさらに、繰越利益剰余金をどうするか（繰越利益剰余金のうちどれくらいを配当したり処分したりするのか）の決議もなされる。

### Step3 剰余金の配当と処分

「剰余金の配当と処分」を理解するために、まず貸借対照表を例示しておきます（数値は適当なものであります）。純資産の部にどんな項目があるのか、ここでもう一度ざっと見てみてください。

貸借対照表 (単位:万円)

資産の部	負債の部
現金 100	買掛金 270
売掛金 200	社債 600
商品 900	
建物 500	
土地 300	
純資産の部	
	資本金 500
	資本準備金 400
	利益準備金 80
	任意積立金 70
	繰越利益剰余金 80

「資本金」と「資本準備金」は前章で学習しました。ここからは残りの3つ「利益準備金」「任意積立金」「繰越利益剰余金」について学習します。

まずは株主総会決議の内容を少し具体的に見てみましょう。

株主総会では以下のような内容が決議されます。以下の内容、何を言っているのかわかりますでしょうか？

『株主総会で、繰越利益剰余金200万円の配当・処分について次のように決定された：

- ①配当金は50万円とする。
- ②利益準備金を5万円積み立てる。
- ③別途積立金を3万円積み立てる。

残りは次の回の剰余金の処分まで繰り越すこととした。』

①の「配当金」はなんとなくわかると思います。

では②③の「繰越利益剰余金の処分として利益準備金・別途積立金を積み立てる」はどうですか？どんなイメージを持ちますか？

是非この先も読んでいただいて、そのイメージが合っているかどうかを確認してみてください。

株式を保有していると、その投資先の株式会社の業績が良かったりすると、その株式会社から配当金がもらえます。会社法では『**剰余金の配当**』と称しています。ではこの『**剰余金の配当**』とは何でしょうか？株主に配当を出すことですね。では、「**配当を出す**」とはどういうことでしょうか？たとえば、あなたは家電メーカーF株式会社の株式を保有しているとします。そのF社の株主総会で「剰余金の配当」が決議されました。ではF株式会社から、株主であるあなたの自宅へは何が郵送されてくるのでしょうか。

「剰余金」が郵送されてくるのでしょうか？

実際には「配当金領収証」が郵送されます。これにハンコを押して、指定金融機関へ持っていくと現金してくれます(名前に“領収証”とついていますが、明らかに現金引換券です。)つまり、実質的には、お金(現金)を郵送しているのと同等ですね。

ではこのお金(引換券)が、剰余金なのでしょうか？

ちがうんです。なぜなら(繰越利益)剰余金はお金ではないからです。“剰余金”という名目で蓄えられたお金でもありませんし、そんなお金はありません。“剰余金”を物理的に配ることは不可能なのです。剰余金は物理的には存在しないからです。剰余金は、個別具体的なものではありません。  
仕訳を見ればおわかりいただけるかと思いますので、「剰余金の配当」を実際に仕訳してみましょう(F社側の仕訳です)。

ちなみに繰越利益剰余金は純資産の項目なので、通常は貸方に残高があるものです。増加したら貸方へ、減少したら借方へ仕訳します。減少させたいときも借方へ仕訳します。

では、「(剰余金を)配当するとは簿記的にはどういうことなのか」を説明します。まずは簡単な例から始めます。

F株式会社の株主総会で、繰越利益剰余金200万円について、配当が次のように決定された：  
配当金50万円（当座預金から即日支払った）  
(残りは次の株主総会まで繰り越すこととした。)

(借) 繰越利益剰余金50万(貸) 当座預金50万

このように仕訳します（※）。私は法律には詳しくないですが、「配当金の支払い」を法律の観点から説明しようとすると、『(繰越利益)剰余金を配当する』というような表現になるのでしょうか。借方を中心に考えたような日本語表現です。

しかし実際にはどうでしょうか？剰余金を配当しているのでしょうか？違いますよね？貸方を見てください。さきほど書いたとおり、お金を配当しています（預金口座からの支払）。

そして、「繰越利益剰余金は単なる数値であって、お金ではない」でしたね（∴発生主義会計）。

※理解を簡単にするため、配当を即日支払ったことにしてあります。実際には、決議の段階ではまだ支払ないので、貸方は「未払配当金」勘定になります。

つまり『配当金の支払い』とは、『剰余金を配当する行為』ではなく、『現金預金を配当し、その分だけ帳簿上の繰越利益剰余金という項目を減らす行為』です。貸方（現金預金の支出）ありきの考え方です。少なくとも簿記的には、“余ったお金があるから分配しよう”ではありません。“お金を分配した分、剰余金を減らそう”です。（会社法的には、分配できる財産（剰余金）があるから分配してよい、という考え方です。）

もう一度書きます。

『繰越利益剰余金』は貸借対照表の純資産の部の一項目にすぎません。資本金がお金でないのと同様、繰越利益剰余金もお金ではありません。繰越利益剰余金があるというのは、お金があるという意味ではありません。

つまり、“配当する”とは、“お金を株主に出して、その分貸借対照表上の純資産の部の1項目を減らす”という行為（にすぎない）なのです。（“にすぎない”と言ってしまうと言い過ぎかもしれません、まずはそう理解した方が、仕訳の実態に合致していると思われます。）

上記のとおり、剰余金がたくさんあるからといって、お金がたくさんあるわけではなく、たとえば株主に配当金を支払うために銀行からお金を借り入れる企業も少なくありません。お金がなくても、たとえば帳簿上に『繰越利益剰余金』という名称の項目の貸方残高があって株主総会で配当が決議されれば、お金を工面しても配当金として現金預金を支払います。

仕訳の結論としては、資産も純資産も同額減らす行為ですので、貸借対照表の借方も貸方も同額小さくなります。

ここまででは、例示を簡単するために、株主総会決議を配当のみに絞って、他の会社法要求事項を無視していました。しかし実際には、配当の決議は、**剰余金の処分**といっしょに決議されます。ちなみに、簿記の勉強においては、繰越利益剰余金を減らす行為のうち、お金の流出を伴うものを**剰余金の配当**、伴わないものを**剰余金の処分**、と呼称を分けることが多いと思われますので本書でもそのように分けています。

たとえば、株主総会では、剰余金の配当だけでなく、以下のような決議がされます；

F株式会社の株主総会で、繰越利益剰余金200万円について、配当・処分が次のように決定された：

配当金50万円（当座預金から即日支払った）

利益準備金5万円

別途積立金3万円

（残りは次回の株主総会まで繰り越すこととした。）

（借）繰越利益剰余金58万（貸）**当座預金 50万**

（貸）**利益準備金 5万**

（貸）**別途積立金 3万**

こう仕訳します。では、ここに出てきた項目を説明します。

**配当金**は50万円と決議され、支払われました。ここまでさきほどと同じですね。さきほどの例と何が違うのかと言うと、会社法は配当に絡んでちょっとメンドクサイ要求をしていることです。なにかというと、**配当金の10分の1**を「(利益)準備金」にしろ、と要求しています（会社法445条）。この部分の仕訳だけを抽出してみると

（借）繰越利益剰余金5万（貸）**利益準備金5万**

です。これは、簿記的には単に『繰越利益剰余金という項目を他の項目に変更した』ということです。利益準備金も純資産の部の項目ですので。

つまり、会社法が言っている「配当金の10分の1を利益準備金とすべし」がどういう意味なのかというと、「帳簿上の繰越利益剰余金を、帳簿上で利益準備金という項目に変更すべし」と言っているにすぎません。もっと言うと「仕訳しなさい」と言っているだけです。**お金は動きません。ヅツも動きません。**

また、上記のとおり「繰越利益剰余金」から「利益準備金」への振替は法律で強制されたものですが、企業の任意で振替ることもあります。この例では「**別途積立金**」という名前です。とくに振替目的がないケースのときに用いる項目が別途積立金、目的・名目があるケースはその名称を使って○○積立金という名称にします。

これもやはり、帳簿上の繰越利益剰余金という項目を、他の項目に名称を変更する、と言っているにすぎません。**お金もヅツも動きません。**これも経理部で仕訳するだけです。伝票一枚起票して終了するようなオハナシです。

（借）繰越利益剰余金3万（貸）**別途積立金3万**

貸借対照表(純資産の部)で見れば以下のような変更です。今までのものよりも細かく記載してあります。

株主総会決議前(つまり振替前):

純資産の部	
純資産	株主資本
	資本金
	資本準備金
	その他資本剰余金
	利益準備金
	任意積立金
	繰越利益剰余金
その他の純資産	

株主総会決議後(つまり振替後):

純資産の部	
純資産	株主資本
	資本金
	資本準備金
	その他資本剰余金
	利益準備金
	任意積立金
	繰越利益剰余金
その他の純資産	

ちょっとわかりづらいかもしれません、「繰越利益剰余金」が減った分、「利益準備金」と「任意積立金」(別途積立金のことです)が増えました。純資産合計は変わりません。

何がいいたいのかというと、剰余金の処分の結果は、貸借対照表上の純資産の部の中の項目の大きさに変動があったにすぎない、ということです。

「剰余金の処分」は仕訳をすること。しかも、言ってしまえば単なる名称変更の仕訳です。こんなことに何の意味があるの??と思われるかもしれません。ホントそうなんです。簿記会計的にはある意味どうでもいいような話なんです。でも会社法がそうしろと規定していますのでそうするわけです。

と切り捨ててしまうのはちょっと無責任なので、一応少しだけ解説しますと、  
このように貸方項目の名称を○○積立金とさせておけば、配当金として資産が社外に流出することの防止  
になる(=財政状態の健全性が担保される=債権者保護になる)と考えるからだと思います。株主が配  
当を無制限に受け取れるとしたら、株主はその絶大な権限により、高額配当の決議をするでしょう。それ  
をさせないためにある程度のストッパーを設けているわけです。  
(詳細は分配可能額の算定などの項目で学ぶことになると思います。)

なお、配当の都度このように利益準備金を計上していくわけですが、利益準備金の金額には上限があ  
り、利益準備金の累計金額がその上限金額までいけば、もう計上する(増やす)必要はありません。やや  
こしくなりますので、この上限についてはここでは割愛させていただきます。

繰越利益剰余金を、上記のとおり他の名前の項目に振り替えるのですが、実際にはこの振替を「積み立てる」という表現をします。本書の説明文では、あえて「振替」と表現したりして、「積立」という言葉を使いませんでした。なぜなら、たとえば「利益準備金を5万円積み立てる」というと、どこかの金融機関の口座に現金5万円を預金として積み立てるようなイメージが先行してしまうからです。もう一度言いますが、繰越利益剰余金を他の何かに「積み立てる」とは、「帳簿上の項目の名称を変更すること」です。

この章の中で『「繰越利益剰余金の処分として利益準備金・別途積立金を積み立てる」はどうですか？どんなイメージを持ちますか？』と質問しましたが、合っていましたでしょうか？

「資本金」が単なる数値であるのと同様、繰越利益剰余金も別途積立金等もお金ではありません。物理的に存在しているものではありません。純資産の部の一項目にすぎません。

## 【純資産の部のまとめ】

ではここで、復習がてら貸借対照表の純資産の部の概観を見てみましょう。

### 純資産の部

純資産		資本金
株主資本	資本準備金	
	その他資本剰余金	
	利益準備金	
	任意積立金	
	繰越利益剰余金	
	その他の純資産	

『会社法は“もとで”と“もうけ”を厳格に分ける』ことはすでに書いたとおりですが、この表でいうと、上3つ(資本金～その他資本剰余金)が“もとで”で、その下3つ(利益準備金～繰越利益剰余金)が“もうけ”です。一番下の「その他の純資産」は、簿記2級の勉強にはほとんど関係ありませんので割愛します。

ではまず“もとで”に関して復習しましょう。

## 純資産の部

純資産		株主資本	資本金
			資本準備金
			その他資本剰余金
			利益準備金
			任意積立金
			繰越利益剰余金
			その他の純資産

投資家(株主)から出資を受けた際、その払込金額を「[資本金](#)」とします。ただし資本金としない金額を「[資本準備金](#)」とすることもできる、でした。

「[その他資本剰余金](#)」は本書では扱っていません。これを説明するとなるとナカナカ深くなります。(でも簿記的に説明しようとしても無理があり、やはり結局は会社法のハナシになってしましますので本書では割愛します。まずは資本金と資本準備金に慣れることができます)。

では次に、“もうけ”に関して復習しましょう。

**繰越利益剰余金**は、損益計算書で計算された当期利益の累積額です。(決算時に“損益”勘定から貸借対照表にもってこられたものです。)

そしてここで、さきほどの株主総会決議の内容をもう一度思い出して下さい。そこで行った仕訳は**繰越し利益剰余金**を**利益準備金**、**任意積立金**という名前に変えただけのものです。

## 純資産の部



上表からわかるとおり、これは“もうけ”内の名称変更にすぎません(内訳の変更)。もう一度仕訳を見てみましょう。

(借)繰越利益剰余金58万(貸)当座預金 50万  
(貸)利益準備金 5万  
(貸)別途積立金 3万

当座預金が50万円減少して、その分繰越利益剰余金も減少させます。これが**剰余金の配当**です。そして、繰越利益剰余金を減らして(借方)、他の純資産項目に変更する(貸方)のが**剰余金の処分**です。しかも、これは帳簿上での作業であって、お金は一切動いていません。

いかがでしたでしょうか。

「**剰余金の配当**」と「**剰余金の処分**」がどういうものなのかわかつていただけましたでしょうか。とくに「**剰余金の処分**」は、なんかキツネにつままれたような感じがしていませんか?「**剰余金の処分**」とか「積み立てる」と言われると、なんとなくお金や物が動くような感じがしていませんでしたか?でも、実際には、経理部で**仕訳をするだけなんです**。あっけないんです。

以上、“**剰余金の配当と処分**”でした。

## 【章末確認問題】

Q: 以下について仕訳を示してください。

F株式会社の株主総会で、繰越利益剰余金200万円について、配当・処分が次のように決定された：

配当金70万円（まだ払っていない）

利益準備金7万円

別途積立金3万円

（残りは次回の株主総会まで繰り越すこととした。）

A:

(借)繰越利益剰余金80万(貸)未払配当金 70万  
(貸)利益準備金 7万  
(貸)別途積立金 3万

## 【第17章】特殊商品売買（総論）

本章では特殊商品売買のはじめとして、まずは“特殊商品売買”の全体的なことを説明します。これまで、商品を掛けで販売して引き渡し、小切手・手形を回収する、あるいは後日になって現金預金を回収する、という取引でした。特殊商品売買に対してこれをとくに一般商品売買と呼ぶことがあります。

一方特殊商品売買は、商品の販売形態や代金の回収のタイミングが一般商品売買とは異なります。（扱う商品は一般商品売買における商品と同一のもので、特殊な商品を扱っているというわけではありません。）

特殊商品売買には主に5種類あります。

**予約販売**：商品代金を前もって受け取っておく販売形態。

**試用販売**：顧客に商品を渡しておき、一定期間試しに使ってもらい、顧客がその商品を気に入って買取の意思表示をしたら販売となる形態。

**未着品販売**：運送業者が発行する貨物代表証券を、商品到着前に転売する販売形態。

**委託販売**：他の者（受託者）に商品を予め渡しておき、販売してもらう販売形態。

**割賦販売**：掛け販売で、代金の回収を何度かに分ける販売形態。

（※割賦販売法では、代金を2ヶ月以上にわたって3回以上の分割払いによる方式で回収する販売等を割賦販売といいます。簿記ではそこまで厳密ではありませんが。）

特殊商品売買において、簿記的には何が論点なのかというと、売上を計上するタイミングです。売上は、要件①商品を出荷した（もしくは買主が引取・検収をした）、及び

要件②売主がその対価を得た

という2つの条件を満たしたときに計上するのが原則です。これを**販売基準**といいます。売上の計上は、販売基準が原則です。

一般商品売買においては、買主へ商品を引き渡し、売掛金（もしくは現金など）という対価を得るので、引き渡したときに売上を計上します。

**特殊商品売買でも原則的な処理は同じく販売基準です。**しかしながらには例外として他のタイミングで売上を計上する方法も認められているものもあります。

では特殊商品売買の中身とその会計処理の概要について簡単にみてみましょう。

### 【予約販売における売上計上】

予約販売とは、商品代金を前もって受け取っておく販売形態です。予約販売においては、予め予約金として商品代金を受け取りますが、商品を引き渡していないかぎり、売上を計上してはいけません。要件①（商品の出荷・引き渡し）を満たしていないからです。なお予約販売には販売基準以外の売上計上ルールは認められていません。2つの要件を満たしたときに売上計上の仕訳をします。

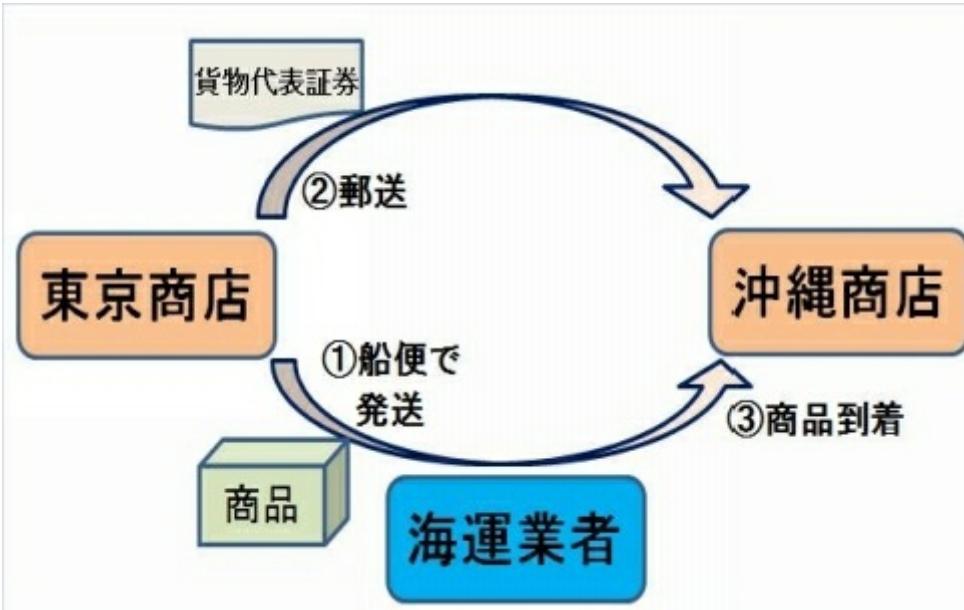
### 【試用販売における売上計上】

試用販売とは、顧客に商品を渡しておき、一定期間試しに使ってもらい、顧客が買取の意思表示をしたら販売となる形態です。試しに使ってもらうために予め商品を渡しておきますが、その段階ではまだ売上を計上してはいけません。なぜなら買取の意思表示をしていない限り売買契約は成立せず、したがって対価を得ていないからです（要件②を満たさない）。顧客が買取の意思表示をしたら契約成立ですので、

売上を計上します。試用販売にも販売基準以外の売上計上ルールは認められていません。2つの要件を満たしたときに売上計上の仕訳をします。

### 【未着品販売における売上計上】

未着品販売を理解するために、まずは貨物代表証券を思い出してください。第5章荷為替手形で一度出てきました。貨物代表証券とは貨物を受け取ることができる請求権を表す証券のことです。



東京商店が沖縄商店に商品を売るケースを考えてみましょう。まず東京商店が商品を船便で発送します。このとき東京商店は、海運業者に商品を引き渡したのと引き換えに、貨物代表証券を受け取ります。東京商店は貨物代表証券を沖縄商店宛てに郵送します。沖縄商店は貨物代表証券を受け取り、それと引き換えに海運業者から商品を受け取ります。

これが貨物代表証券の通常の使い方です。

一方、未着品販売とは、沖縄商店が貨物代表証券を受け取ったあと、海運業者から商品を受け取らずに、貨物代表証券自体を他の者に販売することをいいます。未着品販売においては、貨物代表証券の販売をもって売上を計上します。これも販売基準の2つの要件を満たしていると考えます。

要件①引き渡したのは商品そのものではないが、商品を表象する証券を引き渡した。

要件②貨物代表証券を買った対価を得ている(売掛金もしくは現金など)。

未着品販売にも販売基準以外の売上計上ルールは認められていません。

### 【委託販売における売上計上】

委託販売とは、離れた場所にいる他の者(受託者)に商品の販売をしてもらう販売形態をいいます。受託者が委託品を販売したら、委託者は売上を計上します(販売基準)。つまり、(当然と言えば当然なのですが)受託者は委託者に、売上数量などを報告しなければなりません。この“報告”が会計処理のポイントにもなります。

ちなみに受託者にとっては他者(委託者)の商品を売ることで販売手数料をもらうというビジネスです。

委託販売における売上計上は販売基準が原則ですが、その他の計上ルールも例外として認められています(次章で説明します)。

### 【割賦販売における売上計上】

割賦販売とは、代金の回収を何度かに分ける掛けの販売形態をいいます。とくに月に一度代金を回収する予定の割賦を「月賦(げっぷ)」といいます。

割賦販売でも売上の計上タイミングは販売基準が原則です。つまり、商品を引き渡したら売上を全額計

上するのが原則です。  
しかし、通常は割賦販売には一般商品売買以上に貸倒のリスクがあります。貸倒リスクが高いのに、販売したときに全額を売上計上してしまっていいのか、という疑問も生じます。したがって、例外として、売上金額を一部ずつ順次計上していく基準が2つ認められています。一つは回収基準、もう一つは回収期限到来基準といいます。簿記2級では回収基準のみが出題範囲です(次章で解説します)。

## まとめ

販売形態		原則	例外
予約販売	予約金として商品代金を前もって受け取っておく販売形態。	商品を引き渡したら売上計上	なし
試用販売	顧客に商品を発送して一定期間試用してもらい、顧客が買い取る意思を表示したら販売となる形態。	顧客が買取のい意思表示をしたら売上計上	なし
未着品販売	運送業者が発行する貨物代表証券)を、商品到着前に転売する販売形態。	貨物代表証券を転売したら売上計上	なし
委託販売	他の者(受託者)に商品の販売をしてもらう販売形態。	受託者が委託品を販売したら売上計上	あり
割賦販売	代金の回収を何度も分ける販売形態。	商品を引き渡したら売上計上	あり

## 【補足】

通常、簿記1級で学習することだと思いますが、簿記2級の段階では是非知っておいて損はないと思いますので、補足させていただきます。

販売基準の要件①『商品を出荷した(もしくは買主が引取・検収をした)』を掘り下げてみましょう。「出荷」と「引取」と「検収」の3つが出てきますが(細かく分ければもっとあります)、これらは実際にはタイミングが異なるはずです。つまり、

Step1 まず売主が商品を出荷します。

Step2 それを買主が引き取ります。

Step3 買主は受け取った商品が、注文した内容と合っているかを確認します(検収)。

要件①は、どのStepのことと言っているのでしょうか。つまり、売主はどのタイミングで売上を計上すればいいのでしょうか。とくにStep1とStep3の間に期末日が到来したときに問題となります。経理実務では当然のように問題となります。

実は日本の会計ルールとしては、現段階では明記されていません。ルールがない以上、極論を言ってしまえばどれでもいいのです。「そんなバカな」と思われる人もいると思いますが、これが日本の会計の現状です。ですので、本書でも、他のテキストでも、販売基準の要件が「出荷など」「引渡など」というように曖昧な表記になっていたりするのはこのためです。

経理実務に就かれる方は知っておいて損はないと思います。商品を出荷したら売上を計上する企業もありますし、先方の検収の知らせを受け取ったら売上を計上する企業もあります。とくに売掛金の担当になった方は、自分の働いている会社がどのタイミングで売上・売掛金を計上しているのかを知っておく必要

があるでしょう。“それでもいい”とはいっても、毎年同じルールを継続するのが会計処理の原則の一つでもありますので、社内ルールに合わせて業務をすすめる必要があると思います。

なお、先方が検収したことをもって売上を計上するのが諸外国での主流です。日本の企業は従来より「出荷基準」が多かったようですが、諸外国のルールに合わせるために、さまざまな企業が順次「出荷基準」から「検収基準」へと移行している最中です。

※本書ではこれ以降、便宜上“引渡し”“引き渡し”という表記に統一します。

実際の私の個人的な経験談ですが、九州のとある企業に経理コンサルティングでお世話になったとき、まさにこれが問題となりました。その九州の企業が関東の企業に商品を販売した場合、出荷から引き渡し(現地到着)まで2~3日かかりますし、まして先方がそれを“検収”するとなると、さらに1週間程度かかります。その九州の企業は諸事情によりその年から社内ルールをアメリカのルールに合わせなければならなくなり、売上計上ルールも検収基準に変更せざるを得ませんでした。この変更により、社内での伝票起票のタイミングと金額が従来のルール(出荷基準)から変更となりました。こちらから出荷した数量・金額と先方が検収した数量・金額との間には差異があるのが通常でしたので、必然的に、計上する売上の金額も検収明細書に合致させなければならなくなりました。そして、先方(つまりお客様)に、検収作業を急いでやってもらうよう依頼せざるを得ませんでした。経理部としては、非常に厄介なルール変更となりました。

## 【章末確認問題】

Q1: 現代の簿記では、売上を計上するのは、商品を相手に引き渡し、なおかつその対価を得たときが原則とされています。これを何基準と言うでしょうか。

A:販売基準

Q2:商品代金を予約金として前もって受け取っておく販売形態を何というでしょうか。

A: 予約販売

Q3: 顧客に商品を渡しておき、一定期間試しに使ってもらい、顧客がその商品を気に入って買取の意思表示をしたら販売となる形態を何というでしょうか。

A:試用販売

Q4:運送業者が発行する貨物代表証券を、商品到着前に転売する販売形態を何と言うでしょうか。

A:未着品販売

Q5:他の者に商品の販売をしてもらう販売形態を何というでしょうか。

A: 委託販売

Q6: 代金の回収を何度かに分ける掛けの販売形態を何というでしょうか。

A:割賦販売

## 【第18章】特殊商品売買(仕訳編)

まずは売上計上ルールの原則である販売基準をもう一度見てみましょう。販売基準とは要件①商品を引き渡した、及び要件②売主がその対価を得たという2つの条件を満たしたときに売上を計上する(つまり売上の仕訳をする)ルールのことをいいます。これは一般商品売買に限らず、特殊商品売買においても原則的な処理です。しかし一部の特殊商品取引には、これとは異なるルールで売上を計上することも認められています。

販売形態		原則	例外
予約販売	予約金として商品代金を前もって受け取っておく販売形態。	商品を引き渡したら売上計上	なし
試用販売	顧客に商品を発送して一定期間試用してもらい、顧客が買い取る意思を表示したら販売となる形態。	顧客が買取のい意思表示をしたら売上計上	なし
未着品販売	運送業者が発行する貨物代表証券)を、商品到着前に転売する販売形態。	貨物代表証券を転売したら売上計上	なし
委託販売	他の者(受託者)に商品の販売をしてもらう販売形態。	受託者が委託品を販売したら売上計上	あり
割賦販売	代金の回収を何度も分ける販売形態。	商品を引き渡したら売上計上	あり

では一つ一つ見ていきましょう。

## 【予約販売の会計処理】

予約販売とは、商品代金を前もって受け取つておく販売形態のことをいいます。予約販売においては、予め予約金を受け取りますが、商品を引き渡していないかぎり、売上を計上してはいけません。要件①を満たしていないからです。逆に言えば、商品を引き渡した分については、両方の要件を満たすため売上を計上することになります。

なお予約販売には販売基準以外の売上計上ルールは認められていません。  
では実際に例題で仕訳してみましょう。

**東京商店は顧客から10万円の商品（日本の歴史全集全10巻、各巻1万円）の予約金として現金10万円を受け取った。**

(借) 現金10万 (貸) 前受金10万

貸方は『売上』勘定ではありません。商品を引き渡す義務を表す『前受金』勘定(負債)を計上します。  
そして実際に商品を引き渡したら売上を計上します。たとえば、**東京商店は、顧客に1巻から3巻までの3冊を引き渡したら**、

(借) 前受金3万 (貸) 売上3万

と仕訳します。売上を計上するのはあくまでも引き渡した分だけです（∴販売基準）。引き渡した都度、  
引き渡した分だけ『前受金』勘定を『売上』勘定に振り替えていきます。つまり、**残り7冊も引き渡したら**

(借) 前受金7万 (貸) 売上7万

と仕訳します。予約販売の会計処理は以上です。とても簡単です。

## 【試用販売の会計処理】

試用販売とは、顧客に商品を渡しておき、一定期間試しに使ってもらい、顧客が買取の意思表示をしたら販売となる形態です。試しに使ってもらうために予め商品を渡しておきますが、それだけではまだ売上を計上してはいけません。なぜなら買取の意思表示をしていない限り売買契約は成立せず、したがって対価を得ていないからです(要件②を満たさない)。顧客が買取の意思表示をしたら契約成立(対価である売掛金の発生)ですので、売上を計上します。なお試用販売にも販売基準以外の売上計上ルールは認められていません。

たとえば、東京商店は試用品として顧客に売価9万円(原価6万円)の商品を送付したら  
(借)試用品6万 (貸)仕入6万

と仕訳します。これは、手元にある商品と区別するために勘定科目を変更するものです。  
そして一定期間試用してもらいます。

一定期間終了後、3分の1が返品されたら

(借)仕入2万 (貸)試用品2万

と仕訳します。逆仕訳をすればいいだけです。

残りの3分の2について買取の意思表示を受けたら

(借)売掛金6万 (貸)試用品売上6万

(借)仕入4万 (貸)試用品4万

と仕訳します。売上に関しては、通常の売上と区別するために『試用品売上』勘定を用います。

また売上計上の他、やはり『試用品』勘定を『仕入』勘定に振り戻します。買取の意思表示により“試用品”はもうなくなりましたし、『仕入』勘定に戻さないと決算で売上原価を正しく算定できないからです。

試用販売の会計処理は以上です。

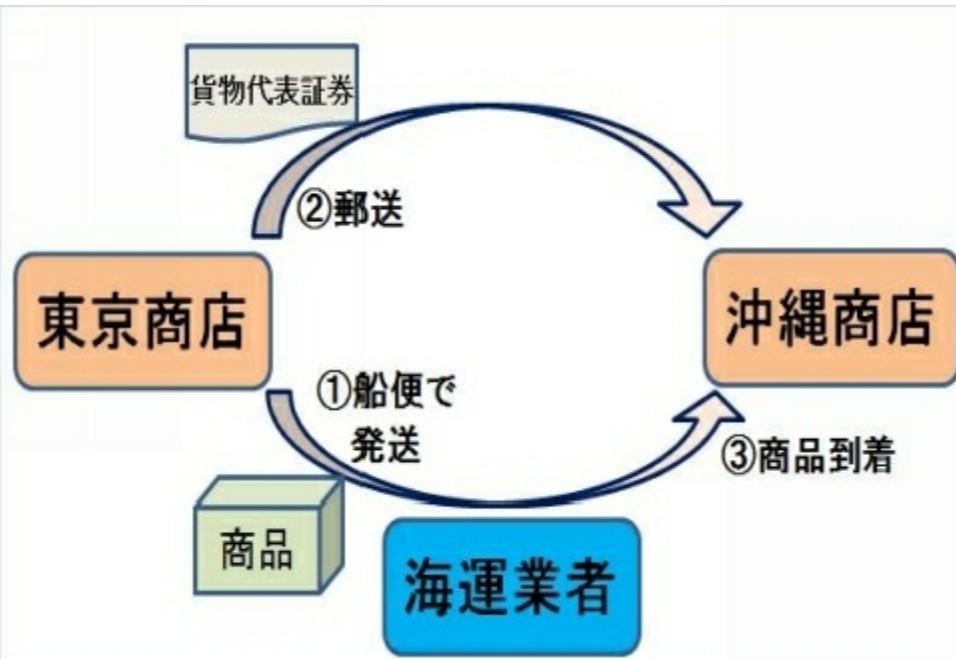
(試用販売には、この他**対照勘定法**と呼ばれる方法での仕訳もありますが、ここでご紹介した方法の方をまずマスターする必要がありますので、本書では割愛させていただきます。)

## 【未着品販売の会計処理】

未着品販売とは、貨物代表証券を受け取ったあと、運送業者から商品を受け取らずに、貨物代表証券 자체を他の者に販売することをいいます。未着品販売においては、貨物代表証券の販売をもって売上を計上します。

未着品販売にも販売基準以外の売上計上ルールは認められていません。

例えば、東京商店が沖縄商店に1万円の商品を売るケースを考えてみましょう。本章では、沖縄商店が東京商店から仕入れ、さらに沖縄商店が他者へ売るというケースの仕訳です（沖縄商店の立場の仕訳）。



“未着品販売”の仕訳の前に、まずは沖縄商店側の通常の仕訳（単なる遠隔地間における一般商品売買の仕訳）を見てみましょう。

東京商店が商品を船便で発送します。このとき東京商店は、海運業者に商品を引き渡したのと引き換えに、貨物代表証券を受け取ります。東京商店は貨物代表証券を沖縄商店宛てに郵送します。

沖縄商店が**貨物代表証券を受け取ったら**

(借)未着品10,000(貸)買掛金10,000

と仕訳します。貨物代表証券を得たということは、貨物を受け取れる権利を得たことですので、この権利を表す勘定科目『未着品』勘定（資産）を計上します。そして**商品が到着し、貨物代表証券と引き換えに商品を受け取った（海運業者には手数料として現金500円を払った）**としたら、

(借)仕入10,500(貸)未着品10,000

(貸)現金500

と仕訳します。これが通常の未着品の流れです。結局は商品の仕入です。

まずはこの仕訳をおさえてください。

(これは特殊商品売買ではありません)

一方、未着品販売（特殊商品売買）とは、沖縄商店が貨物代表証券を受け取ったあと、海運業者から商品を受け取らずに、貨物代表証券 자체を他の者に販売することをいいます。

例えばこの例で言えば、  
沖縄商店が、東京商店から郵送されてきた貨物代表証券(1万円の商品分)を受け取ったら  
(借)未着品10,000(貸)買掛金10,000  
と仕訳しました。次に、沖縄商店が石垣商店にこの貨物代表証券を転売(12,000円の掛販売)したら  
(借)売掛金12,000(貸)未着品売上12,000  
(借)仕入10,000(貸)未着品10,000  
と仕訳します。売上に関しては、通常の売上と区別するために『未着品売上』勘定を用います。また、決算において『仕入』勘定で売上原価を算定するために、この段階で『未着品』勘定を『仕入』勘定に振り替えておきます。  
(『仕入』勘定上に商品仕入れの事実を残しておくためです。覚えていませんか?『仕入』勘定に借記することは、売上原価にカウントすること、です(第3章)。)

## 【委託販売の会計処理】

委託販売とは、他の者(受託者)に商品の販売をしてもらう販売形態をいいます。受託者が委託品を販売したら委託者は売上を計上します(販売基準)。ちなみに受託者にとっては他者(委託者)の商品を売ることで販売手数料をもらうというビジネスです。受託者も商売ですので、委託販売には受託者へ払う販売手数料がかかります。

委託販売の売上計上は販売基準が原則ですが、その他の計上ルールも例外として認められています。原則は販売基準ですので、受託者が委託品を販売したときに、(なんらかの方法で販売した事実を教えてもらって)委託者が売上を計上します。つまり、受託者が販売した日と委託者が売上を計上する日は同日なのが原則処理です。

しかし、売上等を記載した報告書が販売した都度委託者に送付されているのであれば、その報告書が委託者に到達した日に売上を計上することも認められます。これが例外処理です。そしてこの計算書のことを『仕切精算書』(しきりせいさんしょ)といい、この例外的な売上計上ルールのことを仕切精算書到達日基準といいます。

実務でどの程度“仕切精算書”という名称が普及しているのかは正直わかりませんが、少なくとも簿記検定ではこう言いますので覚えてください(売上計算書とも言います)。

原則:販売基準

(受託者が商品と販売した日に委託者が売上を計上する)

例外:仕切精算書到達日基準

(受託者から仕切精算書が届いた日に委託者が売上を計上する)

本書では、簿記2級で主に出題される仕切精算書到達日基準について解説します。

なお、商品を受託者に発送することを積送(せきそう)といい、積送されている商品のことを積送品といいます。

ここでは、委託者である東京商店が、受託者である大阪商店に商品を委託販売してもらうケースで解説します。ここではあくまでも委託者である東京商店側の仕訳を考えてください。そして、大阪商店は売上の都度、東京商店に仕切精算書を送付し、なおかつ東京商店は仕切精算書到達日基準を採用しているとします。

**Step1: 東京商店は、手元にある商品(原価7,000円)を受託者である大阪商店に積送した。**

(借)積送品7,000(貸)仕入7,000

手元にある商品と区別するために『積送品』勘定に振り替えます。

**Step2: 大阪商店が積送品を受け取った。**

仕訳なし

**Step3: 大阪商店がその積送品(つまり商品)を顧客に現金1万円で販売した。**

仕訳なし

(もし販売基準であればこの時点で売上を計上しなければなりません)

**Step4: 翌日、大阪商店は、東京商店に仕切精算書を送付し、東京商店はそれを受け取った。な**

**お仕切精算書には以下の内容が記載してあった;**

**売上代金は1万円**

**販売手数料として1,000円売上代金から差し引く**

**残額9,000円は後日東京商店の口座に振り込む**

(借)委託販売9,000(貸)積送品売上10,000

(借)積送諸掛1,000

(借)仕入7,000(貸)積送品7,000

『委託販売』勘定は売掛金を意味する勘定科目です。『積送売掛金』勘定を用いることもあります。どちらでも可です。

『積送諸掛』(せきそうしょがかり)勘定は費用の科目です。ここでは中身は販売手数料です。

そして、『積送品』勘定にしていた『仕入』勘定7,000円を元に戻します。

仕切精算書到達日基準では、要はStep1(積送)とStep4(仕切精算書の到達)のタイミングで仕訳するわけです。

本書は入門レベルですので、理解を簡単にするため、販売にかかる費用を販売手数料1,000円のみにして、その他の諸費用は無視して解説しています。他の簿記2級のテキストでは、上記のようなシンプルな例題ではなく、さらにその他の費用も最初からいくつか書かれていますが、私の経験上、最初から“引取費用”や“発送費用”や“保管料”などが出てくると取引のポイントがぼやけてしまうと思います。まず流れをおさえるには上記のようなシンプルな例示の方がわかりやすいと思います。この流れを是非マスターしてください。

## 【割賦販売の会計処理】

割賦販売とは、代金の回収を何度かに分ける掛けの販売形態をいいます。

割賦販売でも売上の計上タイミングは販売基準が原則です。つまり、商品を引き渡したら売上を全額計上するのが原則です。しかし、通常は割賦販売には一般商品売買以上に貸倒のリスクがありますので、販売したときに売買代金の全額を売上に計上するのではなく、一部ずつを順次計上していくという例外的な基準が2つ認められています。一つは回収基準、もう一つは回収期限到来基準といいます。簿記2級では回収基準のみが出題範囲ですので本書では回収基準のみを学習します。

原則：販売基準

（商品を引き渡したときに売上計上）

例外：回収基準

（割賦金を回収したときにその分だけ売上計上）

## 【原則的な処理(販売基準)】

まずは販売基準を例示します。販売基準ですので、仕訳は一般商品売買と同様です。ただ勘定科目名が異なるだけです。

**商品1万円(原価7,000円)を5回の分割払いの契約で販売した。**

(借)割賦売掛金10,000(貸)割賦売上10,000

割賦販売は、すでに仕入先からの商品の仕入も、顧客への商品の販売もしているため、『仕入』勘定を他の勘定に振り替えることはしません。

**後日、上記分割払いの1回目の割賦金2,000円が当座預金に振り込まれた。**

(借)当座預金2,000(貸)割賦売掛金2,000

## 【例外的な処理(回収基準)】

回収基準は、その名のとおり、割賦金を回収したらその分だけ売上を計上します。なお、回収基準ではさらに対照勘定法と未実現利益整理法という2つの計算方法(仕訳)があります。本書では対照勘定法という方法で解説します。

(回収基準は売上計上タイミングの基準、対照勘定法は利益の計算や仕訳の仕方の基準)

対照勘定法では、販売した時点では備忘記録としての仕訳をするにすぎません。

文章で説明するのは難しいので、例えば、先ほどと同じ内容で例示すると、

**商品1万円(原価7,000円)を5回の分割払いの契約で販売した。**

(借)割賦販売契約10,000(貸)割賦仮売上10,000

回収基準では、販売しただけでは売上及び売掛債権を計上しませんので、割賦販売をした事実が帳簿のどこにも反映されないことになってしまいます。そこで割賦販売をした事実(そして未回収の売掛債権があるという事実)を帳簿上に残しておくために、この対(つい)の仕訳をしておきます(対照勘定法)。『割賦販売契約』も『割賦仮売上』も、資産でも負債でも純資産でも費用でも収益でもありません。このような仕訳を備忘記録(びばうきろく)といいます。最終的な貸借対照表にも損益計算書にも記載されません。単なるメモだと思ってください。

**後日、上記分割払いの1回目の割賦金2,000円が当座預金に振り込まれたら**

(借)当座預金2,000(貸)割賦売上2,000

(借)割賦仮売上2,000(貸)割賦販売契約2,000

と仕訳します。最初の仕訳は、回収基準の仕訳です。回収したら、回収した分だけ売上を計上します。2番目の仕訳は、対照勘定法による備忘記録です。割賦債権が2,000円減少したことをメモしておくものです。

**2回目の割賦金2,000円が当座預金に振り込まれたら**

(借)当座預金2,000(貸)割賦売上2,000

(借)割賦仮売上2,000(貸)割賦販売契約2,000

と仕訳します。

以上特殊商品売買でした。委託販売も割賦販売も、最初はちょっとわかりづらいかもしれません、慣れれば簡単です。まずは本書のシンプルな形をマスターしてください。

## 【おまけ】

私の個人的な経験・私見ですが、私は会計監査・内部統制コンサルティングで300社以上もの株式会社にお邪魔してきましたが、特殊商品売買を見かけたことは一度もありません（業種によっては委託販売を当たり前のように行っている会社もあるかと思いますが）。強いて言えば携帯電話やスマホ本体は割賦販売ですが、それ以外ではあまり思いつきません。しかも現代の“割賦販売”は、売主と買主との間にファイナンス会社が入っていて（つまり割賦販売ではなく金銭の貸付）、純粋な意味での割賦販売ではないことが多いのではないでしょうか。

## 【章末確認問題】

Q1: 以下の取引を仕訳してください。

東京商店は顧客から20万円の商品(世界の歴史全集全20巻、各巻1万円)の予約金として現金20万円を受け取った。

A:(借)現金20万 (貸)前受金20万  
貸方はあくまでも負債(商品を引き渡す義務)です。売上ではありません。

Q2:以下の取引を仕訳してください。

- ①試用品として顧客に売価12万円(原価6万円)の商品を送付した。
- ②一定期間終了後、3分の1が返品され、3分の2については買取の意思表示がなされた。

- A:
- ①  
(借)試用品6万 (貸)仕入6万
- ②  
(借)売掛金8万 (貸)試用品売上8万  
(借)仕入6万 (貸)試用品6万

Q3: 以下の取引を仕訳してください。

- ①仕入先から郵送されてきた貨物代表証券(2万円の商品分)を受け取った。
- ②この貨物代表証券を転売(3万円の掛販売)した。

A:

①

(借)未着品20,000(貸)買掛金20,000

②

(借)売掛金30,000(貸)未着品売上30,000

(借)仕入20,000(貸)未着品20,000

Q4: 以下の取引を仕訳してください。

- ①当商店は手元にある商品(原価8,000円)を受託者に積送した。
- ②数日後、受託者から以下の内容が記載してある仕切精算書を受け取った;  
売上代金は2万円  
販売手数料として3,000円売上代金から差し引く  
残額17,000円は後日当商店に支払う。  
(当商店は、仕切精算書到達日基準を採用している。)

A:

①

(借)積送品8,000(貸)仕入8,000

②

(借)委託販売17,000(貸)積送品売上20,000

(借)積送諸掛3,000

(借)仕入8,000(貸)積送品8,000

Q5: 以下の取引を仕訳してください。

- ①商品9,000円(原価6,000円)を3回の分割払いの契約で販売した。
- ②後日、上記分割払いの1回目の割賦金3,000円が当座預金に振り込まれた。  
(販売基準を採用している)

A:

①(借)割賦売掛金9,000(貸)割賦売上9,000

②(借)当座預金3,000(貸)割賦売掛金3,000

Q6:以下の取引を仕訳してください。

①商品9,000円(原価6,000円)を3回の分割払いの契約で販売した。  
②後日、上記分割払いの1回目の割賦金3,000円が当座預金に振り込まれた。  
(回収基準・対照勘定法を採用している)

A:

①

(借)割賦販売契約9,000(貸)割賦仮売上9,000

②

(借)当座預金3,000(貸)割賦売上3,000

(借)割賦仮売上3,000(貸)割賦販売契約3,000

## 【第19章】財務諸表

本章では第1章で学習済みの財務諸表の様式について、あらためて学習します。内容は第1章と重なる部分が多いので、説明文や図の多くはコピー＆ペーストに近いものになっています。ただ、ここまで本書を読んできたため、第1章を読んだときよりも深く理解できると思います。

まず貸借対照表です。

3級で学習したとおり、貸借対照表の借方には資産の部、貸方には負債の部と純資産の部が表示されます。

資産の部はさらに大きく3つに分けられます。

○○○○、○○○○、そして○○○○です。

覚えていますか？

答えは

“**流動資産**”と“**固定資産**”と“**繰延資産**”です。

そして負債の部は大きく2つに分けられます。

○○○○と○○○○です。

答えは

“**流動負債**”と“**固定負債**”です。

純資産の部は、簿記2級では

**資本金**

**資本準備金**

**その他資本剰余金**

**利益準備金**

**別途積立金**

**繰越利益剰余金**

の6個の項目が主です。

これら6個も暗記できればいいのですが、まずは以下の3個を暗記してください。

○○○

○○○○○

その他資本剰余金

利益準備金

別途積立金

○○○○○○○

さてめこれら3つは暗記してください。答えは、

“**資本金**”、“**資本準備金**”、“**繰越利益剰余金**”です。

では貸借対照表を例示します(金額は適当な数値です)；

## 貸借対照表

20×2年3月31日 (単位: 万円)

資産の部		負債の部	
I 流動資産		I 流動負債	
現金・預金	100	買掛金	350
売掛金	250	短期借入金	200
商品	550		
II 固定資産		II 固定負債	
建物	300	社債	300
備品	500	長期借入金	500
土地	300	退職給付引当金	300
のれん	100		
III 繰延資産		純資産の部	
社債発行費	50	I 株主資本	
		資本金	500

復習になりますが、資産の部と負債の分は、**流動**と**固定**に分かれ、その区分の基準には2つあります。これら2つの基準について、第1章の内容をそのままもう一度書きます。必ず理解してください；

A:企業の主たる営業活動の営業サイクル内の資産・負債は“流動”に区分されます。この分け方を**正常営業循環基準**といいます。

たとえば商品を販売する業種であれば、現預金・掛けで仕入れ先から商品を仕入れ、それを顧客に販売し、再び現預金を得る、というのが主たる営業活動の1サイクルですので、このサイクルで出てくる資産・負債である現預金、買掛金、商品、売掛金、受取手形、支払手形などが“流動”に区分されます。あえて書けば、未収金・未払金や貸付金・借入金、建物、備品などはこのサイクルには入っていません。

B:そして、この正常営業循環基準を満たさなかった資産・負債でも、1年以内に現預金化(もしくは費用化)される予定の資産・負債は“流動”に区分されます。これを**一年基準(ワンイヤールール)**といいます。

たとえば、通常ですと1年以内に回収・支払予定の未収金・未払金は流動資産・負債ですし、1年以内に返済する予定の借入金は流動負債です。5年後に返済する借入金は固定負債です。  
(1年以内とは、厳密には期末日の翌日から起算して1年以内のことをいいます)

つまり“ふるい”が2回あるわけです。

1回目のふるい：正常の営業循環内ででてくる勘定科目であれば流動。

2回目のふるい：正常の営業循環外だとしても、1年以内に現預金化(もしくは費用化)される予定であれば流動。そうでなければ固定。

(いつも思うのですが、ふるいが2段構成になっているというよりも、結局は2つの基準のうちどちらかにでもひっかかるれば流動ということなので、そう解説・理解した方が簡単なのです、、、。が、実は会計ルールの根本をなす「企業会計原則」とその「注解」というのがあって、そこに“正常営業循環基準をまず適用して、そしてそれで分類できなかったものを一年基準で分類すべし”という旨が規定されているんです。ですので、ふるいが2つあるという考え方になります。)

### 【考え方の補足】

個人的には「借入金」が紛らわしいのではないかと思います。企業って銀行からお金を借りて営業するのが“正常”的な営業ですよね？ということは、借入金は正常営業循環内なのでは？？とも思えます。実際私は、学生時代に初めて正常営業循環基準を学習したときに、どうも腑に落ちなかったのです。「借入金は正常営業循環内だ！」と考えていました。結論から言えば、それは私の理解不足でした。日本語の問題です。つまり、正常営業循環基準というのは、正常な営業活動内かどうかではなく、主たる営業活動(つまり本業)内かどうか、で考えるのです。通常行うかどうかではなく、本業として行うかどうか、です。商品販売業の企業は、銀行からお金を借りるのが本業というわけではありませんので、借入金は正常営業循環外ということになります。

よって1年以内に返済する予定かどうかで流動・固定が決まります。

### 【貸借対照表のまとめ】

- ・資産は流動資産・固定資産・繰延資産、負債は流動負債・固定負債からなる。
- ・正常営業循環基準も一年基準も満たさなかったら“固定”に区分される。

なお、資産については、現預金になりやすい資産項目から順に上から配列し、また負債については返済期日・消滅する日の近い順に上から並べます。これを流動性配列法といいます。

といっても、本当にそうなるかどうかは別問題ですし、よく見てみると固定資産の中の配列順ってホントにそうなる？？というギモンもなきにしもあらず、、、。

一部の業界を除いて、通常は流動性配列法に従って各項目が貸借対照表に表示されます。

では続いて損益計算書です。

損益計算書の表示区分は、簿記3級では借方が費用、貸方が収益、そして貸借差額が当期純利益（当期純損失）という左右の様式でした。これを勘定式と呼びます。

しかし簿記2級からは上から下に読む形式（報告式）になります。

世間一般で用いられているのも報告式の損益計算書です。

報告式の損益計算書の表示区分を覚えていませんか？

「売上高」から「売上原価」を引いて「売上総利益」、  
そこからさらに「販売費及び一般管理費」を引いて「営業利益」、  
そこからさらに「営業外収益」を足して「営業外費用」を引いて「経常利益」、  
そこからさらに「特別利益」を足して「特別損失」を引いて「税引前当期純利益」、  
そこからさらに「法人税、住民税及び事業税」を引いて「当期純利益」  
が算出される。

（ここではすべて数値がプラスの場合、つまり“利益”的な場合を想定しています。）

# 損益計算書

自20×1年4月1日 至20×2年3月31日 (単位:万円)

I 売上高	3,000
II 売上原価	
1 期首商品棚卸高	200
2 当期商品仕入高	900
合計	1,100
3 期末商品棚卸高	100
売上総利益	<u>1,000</u>
	2,000
III 販売費及び一般管理費	
給料	150
水道光熱費	100
貸倒引当金繰入	50
減価償却費	100
営業利益	<u>400</u>
	1,600
IV 営業外収益	
受取配当金	50
仕入割引	30
	80
V 営業外費用	
支払利息	30
有価証券評価損	40
経常利益	<u>70</u>
	1,610
VI 特別利益	
固定資産売却益	100
VII 特別損失	
固定資産売却損	110
税引前当期純利益	<u>1,600</u>
法人税、住民税及び事業税	700
当期純利益	<u>900</u>

まず最初はIとIIを覚えましょう。

I 売上高

II 売上原価

です。そして売上高から売上原価を引いた残額が**売上総利益**です。売上総利益は商品の販売活動から得られた利益を表します。本業である商品販売から得られた利益ですので、この数値が大きいか小さいかでそのビジネスが儲かるのかどうかを左右します。

覚えましたか？

# 損益計算書

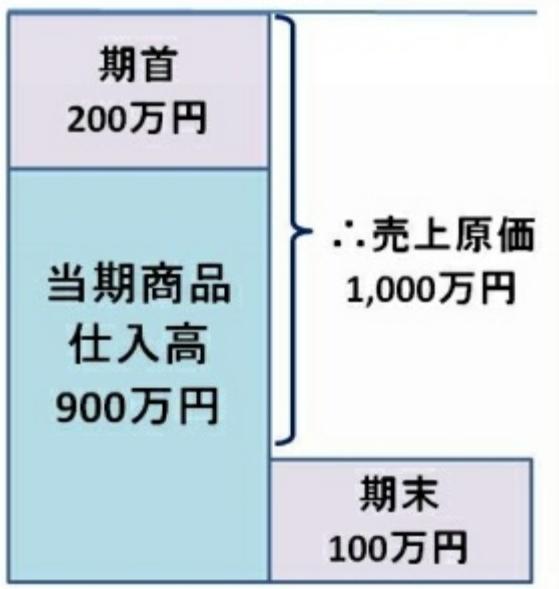
自20×1年4月1日 至20×2年3月31日 (単位:万円)

I	○○○	3,000
II	○○○○	1,000
	○○○○○	2,000
III	販売費及び一般管理費	400
	営業利益	1,600
IV	営業外収益	80
V	営業外費用	70
	経常利益	1,610
VI	特別利益	100
VII	特別損失	110
	税引前当期純利益	1,600
	法人税、住民税及び事業税	700
	当期純利益	900

売上高から売上原価を引いたら売上総利益。

そしてこの売上原価とは、文字通り、その期に売れた商品の原価です。期首にも期末にも在庫がないのであれば、当期に仕入れた商品の原価がそのまま当期に販売した商品の原価(売上原価)になります。しかし通常は在庫がありますので、売上原価は期首商品棚卸高に当期商品仕入高を足して、そこから期末商品棚卸高を引いて算出します。

## 商品



## 【ご参考】

考え方はこのとおりですが、実際に行う仕訳の順序のとおりに説明すると以下のようになります;  
まず売上原価を算定するためには以下の二つの仕訳を決算でする必要があったことを思い出してください。

(借)仕入200(貸)繰越商品200

(借)繰越商品100(貸)仕入100

この二つの仕訳を決算で行います。一方、決算になったときにはすでに期中仕入分の仕訳は生じています。つまり期中には

(借)仕入900(貸)買掛金900

という仕訳をしてしまっています。ですので実際には、まずは『当期商品仕入高900万円』ありきで、その後『期首200万円』を足して、『期末100万円』を引く、という図になります。つまり『仕入』勘定は以下のようになります；

仕入	
当期商品 仕入高 900万円	期末 100万円
期首 200万円	.: 売上原価 1,000万円

このようにして売上原価1,000万円を算出します。

と、少し話がそれましたが、つまり売上原価は、期首商品棚卸高と当期商品仕入高の合計から期末商品棚卸高を控除した金額です。

ここまでをまとめると、報告式の損益計算書は以下のようになります；

### 損益計算書

自20×1年4月1日 至20×2年3月31日 (単位: 万円)

I 売上高	3,000
II 売上原価	
1 期首商品棚卸高	200
2 当期商品仕入高	900
合計	1,100
3 期末商品棚卸高	100
売上総利益	1,000
	2,000

“売上高”から“売上総利益”までは、ソラで言えるようになってください。  
(できれば何度も紙に書いたりしてこの形のまま覚えてください)

では次は販売費及び一般管理費です。

販売費及び一般管理費とは、本業の通常の営業で発生する費用のこと、たとえば給料、水道光熱費、広告宣伝費、賞与、通信費、減価償却費などです。「売上総利益」から「販売費及び一般管理費」を引いた残額を営業利益といい、これは本業の通常の営業活動から得られた利益を表します。

本業外の活動で得た収益を営業外収益、本業外の活動で発生した費用を営業外費用といいます。本業外とはいっても、通常の営業活動内で発生するものです。財務活動的な項目が多く、たとえば借入金の支払利息などが営業外費用に該当します。

営業利益に営業外収益を足して、営業外費用を引くと経常利益が求められます。“経常”とは、“普段・通常”というニュアンスです。経常利益を見れば通常の営業活動が儲かっているのかどうかがわかりますので、実務や経済ニュースではこの「経常利益」という言葉をよく耳にします。業界人(っぽく見せたい人?)は“けいつね”なんて言ったりします。

そして最後に、通常の営業では発生しない項目である特別利益・特別損失を足し引きします。たとえば、自然災害による損失などです。“経常”ではないのでそれと対比して“特別”というネーミングになっています。固定資産の売却益・売却損も特別利益・特別損失に該当します。

経常利益に特別利益を足して、特別損失を引けば、税引前当期純利益が算出されます。ここから法人税などの各種税金を引いて、当期純利益が算出されます。

報告式の損益計算書のイメージとしては、本業や通常の営業に関することが上方へ記載され、下に行くほど本業や通常の営業ではない項目が記載されます。

このように“利益”には段階があります。経済ニュースでも「経常利益」「営業利益」などの単語は頻繁に用いられていますので、今後はどの段階の“利益”を言っているのか意識して聞いてみてください。経営者の感覚としては、収益はなるべく上へ、費用はなるべく下にもっていきたいと思っているのが通常だと思います。

# 損益計算書

自20×1年4月1日 至20×2年3月31日 (単位:万円)

I 売上高	3,000
II 売上原価	1,000
売上総利益	<u>2,000</u>
III 販売費及び一般管理費	400
営業利益	<u>1,600</u>
IV 営業外収益	80
V 営業外費用	70
経常利益	<u>1,610</u>
VI 特別利益	100
VII 特別損失	110
税引前当期純利益	<u>1,600</u>
法人税、住民税及び事業税	700
当期純利益	<u>900</u>

## 【おまけ】

みなさんの中にはこの説明を読んでいて「ん？」と思った人もいるのではないでしょうか。私には昔から不思議に思えてならないことが2つあります。是非暗記のきっかけにお役立てください。

1つ目は、“特別利益”というネーミングです。各段階で算出されるものが『利益』と名付けられているのに(売上総利益、営業利益、経常利益、税引前当期純利益、当期純利益)、特別項目については収益のことを『特別利益・特別損失』といいます。『特別収益・特別損失』ではなく、です。

変じゃないですか？

明らかに変です。なぜ“収益”ではなく“利益”なのか、これを“理解する”のは無理です。理解ではなく“暗記”しかないですね。

(細かいことを言うと、特別損失というネーミングも、、、特別費用ではなく、、、。)

2つ目は『固定資産の売却・除却・廃棄が、通常の営業活動ではなくて“特別”な活動だとされていること』です。たとえば固定資産売却益は特別利益、固定資産売却損は特別損失に分類されます。なぜでしょう？

この点、公認会計士の同僚数人に訊いてみても、たいした返事が返ってきませんでした(あまり疑問に抱かずそういうものだと思って勉強してきたようです)。インターネット上の質問サイトを覗いてみても、同様の質問をする人はいますが、納得できる回答がありません。たとえば仕事で使っているパソコンを(買い取り業者などに)売ることは、本業ではないにしても、通常の営業の範囲内のはずです。パソコンだけでなく、オフィスのエアコン、複合機なども販売・廃棄することもあるでしょう。それなりの規模の会社であれば、毎年複数件発生します。少なくとも、固定資産を売却・廃棄することは、なんら特別なことではありません。ところが簿記会計では特別利益・特別損失に区分するのです。でも一方でこれらの減価償却費は「販売費及び一般管理費」に該当します。変だと思いませんか？一度買ったら、売らない・廃棄しない・使い続けるということなのでしょうか？？

『日本の会計は、固定資産の売却・廃棄は、滅多に起こらないというような前提を置いている』ということを覚えておいてください。変な話ですので、“理解”ではなく“暗記”ですね。

※日本の会計では、固定資産のイメージとして“工場の大型機械設備など”を想定しているようです（戦後の高度経済成長期の名残のようです）。たしかに工場にある大型の機械装置は頻繁には除却・売却しないでしうが、もし“固定資産”をそう想定しているのだとしたらちょっと極端な話だと思いませんか、、、。

仕方のないことですが、簿記検定のためであれば、とりあえず「固定資産売却益・損は特別利益・特別損失」ということで“覚えて”おいてください。除却損や廃棄損も同様です。

またよくよく考えると、営業利益・経常利益区分が曖昧にも思えませんか？個人的には、区別するメリットがあまりないようにも思えます。

ちなみにアメリカの会計には営業利益と経常利益の区分はなかったように思います。

簿記2級レベルになると、このようにニッポンの会計の特徴が垣間見れます。

では最後にもう一度；  
「売上高」から「売上原価」を引いて「売上総利益」、  
そこからさらに「販売費及び一般管理費」を引いて「営業利益」、  
そこからさらに「営業外収益」を足して「営業外費用」を引いて「経常利益」、  
そこからさらに「特別利益」を足して「特別損失」を引いて「税引前当期純利益」、  
そこからさらに「法人税、住民税及び事業税」を引いて「当期純利益」  
が算出される。

**【章末確認問題】**

Q1: 資産の部は大きく3つに分けられます。何と何と何でしょうか？

A: 流動資産、固定資産、繰延資産

Q2: 負債の部は大きく2つに分けられます。何と何でどうか？

## A: 流動負債、固定負債

Q3: 株式を発行してその対価として払い込まれた金額は、半額以上を『資本金』とし、残りを『○○○○○』とする。

A: 資本準備金

Q4: 資産の部及び負債の部を、流動と固定に区分する基準には2つあります。何と何でどうか？

## A: 正常営業循環基準と一年基準

Q5: 純資産の部の主要6項目のうち、下記の最後の項目な何でしょうか？

- 資本金
- 資本準備金
- その他資本剰余金
- 利益準備金
- 別途積立金

○○○○○○○

A: 繰越利益剰余金

Q6: 売上高から売上原価をひくと、何が算出されますか？

A: 売上総利益

Q7: 売上総利益から販売費及び一般管理費をひくと、何が算出されますか？

A: 営業利益(マイナスであれば営業損失)

Q8: 営業利益に営業外収益・営業外費用を加減算すると、何が算出されますか？

A: 経常利益(マイナスであれば経常損失)

Q9: 経常利益に特別利益・特別損失を加減算すると、何が算出されますか？

A: 税引前当期純利益(マイナスであれば税引前当期純損失)

Q10: 税引前当期純利益から法人税等をひくと、何が算出されますか？

A: 税引後当期純利益(マイナスであれば税引後当期純損失)

Q11: 支払家賃は、損益計算書上のどの区分に表示されますか？

A: 販売費及び一般管理費

Q12: 減価償却費は、損益計算書上のどの区分に表示されますか？

A: 販売費及び一般管理費

Q13: 支払利息は、損益計算書上のどの区分に表示されますか？

A: 営業外費用

Q14: 受取利息は、損益計算書上のどの区分に表示されますか？

A: 営業外収益

Q15: 固定資産売却損は、損益計算書上のどの区分に表示されますか？

A:特別損失

Q16:給料は、損益計算書上のどの区分に表示されますか？

## A:販売費及び一般管理費

## 【第20章】本支店会計

### 【本支店会計の全体像】

会社の規模が大きくなると、さらなる規模拡大を図って支店を設けることがあります。

本章では、支店がある場合の簿記会計がどんなものなのかを解説します。

まず最初にしっかり理解していただきたいのは、

#### 本店と支店は同一の会社である

ということです。**法律上、一つの会社です**。お店自体は本店と支店とに物理的に別々に存在していますが、法律上は一つの会社です。たとえば東京で家電量販店を営業しているA株式会社が、千葉に支店を出店しても、この千葉支店はA株式会社の一部です(千葉支店を別会社として設立したのではない限り)。

そして、これまで学習してきたとおり、**財務諸表は会社ごとに一つ作成します**。一つの会社で、(最終的な)貸借対照表が2つあるなんてことはありません。

ということは、支店をもっていても、最終的に本支店会計で作成される**財務諸表は一つ**ということです。このことをまずおさえておいてください。

では具体的な簿記の話に入りましょう。

支店がある場合の記帳方法には、

①本店だけで帳簿をつける方法(支店における取引も含めて本店で記帳する方法)と、

②支店での取引は支店で記帳する方法

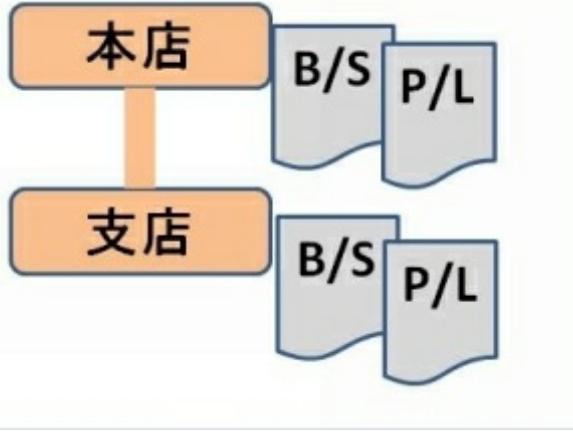
とがあります。“本支店会計”は通常は②のことですので、本書では②を解説します。

本店でも支店でもそれぞれ帳簿をつけるということは、本店では本店の貸借対照表・損益計算書を1セット作成し、支店でも支店の貸借対照表・損益計算書を1セット作成するということです。

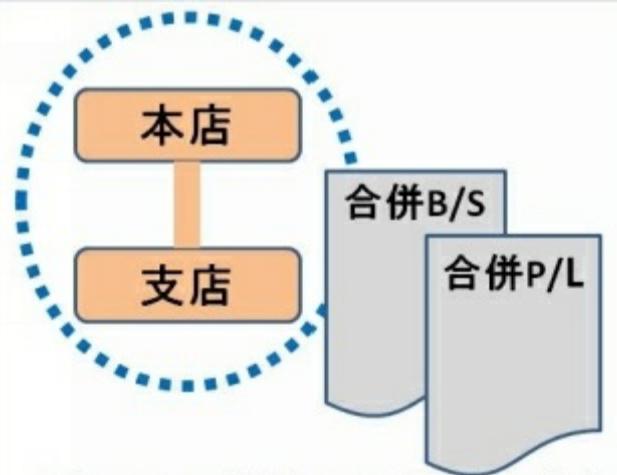
しかし冒頭で説明したとおり、最終的に作成しなければならない貸借対照表・損益計算書は1セットです。

つまり、本店・支店それぞれで貸借対照表・損益計算書を作成した後、最後にこれらを合算し、一つの貸借対照表・損益計算書を作成するわけです。これを(簿記検定や会計学では)それぞれ**本支店合併貸借対照表・本支店合併損益計算書**といい、あわせて**本支店合併財務諸表**といいます。これらは今まで見てきた財務諸表とまったく同一のものですが、本支店会計の勉強をしているときは、“本支店合併”とか“合併”という言葉を頭につけて呼ぶのが通常です。

簿記2級では、本店の財務諸表と支店の財務諸表が与えられていて、必要な仕訳をさせたうえで合併財務諸表を作成させるという問題が出題されることが多いと思います。



本店と支店は、店舗自体は別々に存在していても、法律的には一つの会社です。ですので、本店と支店がそれぞれ固有の財務諸表を作成していたとしても、最終的に作成される財務諸表は一つです。



全体で1つの会社なので、最終的に作成しなければならない財務諸表も1種類

本店と支店のB/S・P/Lの各項目を合算して、全体として一つのB/S及びP/Lを作成するわけです。

しかしここで一つ厄介な問題があります。

単純に同一項目同士を合算すればいいというわけではないのです。

つまり、本店と支店は一つの会社ですので、本店・支店間、あるいは支店間同士の取引は、同一会社内での取引にすぎない、ということです。本店と支店との取引や支店同士での売買は、一つの会社内部での単なるモノの移動にすぎないわけです。このような取引を内部取引といいます。たとえば、本店が支店に商品を現金販売しても、社外の者から見たら、本店から支店に商品が移動し、現金が支店から本店に移動したにすぎない、ということです。“本店”“支店”というネーミングだからわかりづらいのだとしたら、要は経理部が財務部にモノを売った、ということと同じです。社外の者から見たら、販売・仕入ではなく、単なるモノの移動です。

しかし支店でも帳簿をつける本支店会計においては、たとえば、本店が商品を支店に販売した場合、本店側では売上を計上しますし、支店側では仕入を計上します。本店と支店はそれ別々の帳簿だからです。

社外の者から見たら、そんなことで売上を計上するなんてとんでもない話です。

したがって、このような内部取引は、期中では各店で記帳しておきますが、本支店合併財務諸表において

ては、これらを計上したままにしておいてはいけないこととなります。つまり相殺して消去します。

ここまでが本支店会計の全体像です。ここまでのことまとめると、大切なのは以下の2点です；

- ・最終的に作成する財務諸表は1種類であること、そして
- ・本支店間あるいは支店同士間の取引(つまり内部取引)は、帳簿上はなかったものとして処理する必要があること

## 【2つの個別論点】

では、いよいよ個別論点を学習しましょう。なお本書は入門レベルですので、支店は1店のみとします。(支店が複数あっても考え方は同じです。)

大切な基本論点は2つあります。

まず一つ目の論点です。

本店と支店との間で取引を行った場合、『**支店へ売上**』勘定、『**本店より仕入**』勘定、『**支店**』勘定、そして『**本店**』勘定、という本支店会計独特の勘定科目を用います。

『**支店へ売上**』勘定は、本店が支店へ商品を販売した場合に**本店側**が用いる勘定科目で、文字通り支店への売上を表します。一方『**本店より仕入**』勘定は、**支店側**が用いる勘定科目で、文字通り本店からの仕入を表します。当然ながら両者の金額は一致します。

『**支店**』勘定は、**本店側**が用いる勘定科目で、支店への売掛金・未収金などの支店への債権を表すときは借方へ、支店に対する買掛金・未払金などの支店に対する債務を表すときは貸方へ仕訳されます。債権でも債務でも一つの勘定科目で仕訳しますので、借方残高であれば債権の状態を表し、貸方残高であれば債務の状態を表します。これと同様に、**支店側**で本店に対する債権・債務を表すのに用いられるのが『**本店**』勘定です。

たとえば以下のように仕訳します：

**本店が支店に現金1万円を貸し付けたら**

本店側;(借)支店1万(貸)現金1万

支店側;(借)現金1万(貸)本店1万

『支店』勘定は貸付金(債権)、『本店』勘定は借入金(債務)の意味です。

**支店が外部の会社に負っている買掛金2万円を、本店が立て替えて現金で支払ったら**

本店側;(借)支店2万(貸)現金2万

支店側;(借)買掛金2万(貸)本店2万

『支店』勘定は立替金(債権)、『本店』勘定は未払金(債務)の意味です。

**本店が支店に3万円の商品を掛販売したら**

本店側;(借)支店3万(貸)支店へ売上3万

支店側;(借)本店より仕入3万(貸)本店3万

『支店』勘定は売掛金(債権)、『本店』勘定は買掛金(債務)の意味です。

これら3つの取引の結果、

本店側の『支店』勘定は6万円の借方残で、支店側の『本店』勘定は6万円の貸方残です。

本店側の『支店へ売上』勘定は3万円の貸方残で、支店側の『本店より仕入』勘定は3万円の借方残です。

それぞれ貸借逆で金額は一致しています。これら4つの勘定科目は、一つの会社内における内部取引で便宜上用いられる勘定科目ですので、決算において本支店合併貸借対照表・損益計算書を作成する過程で消去されなければなりません。つまり決算整理仕訳として

(借)本店6万(貸)支店6万

(借)支店へ売上3万(貸)本店より仕入3万

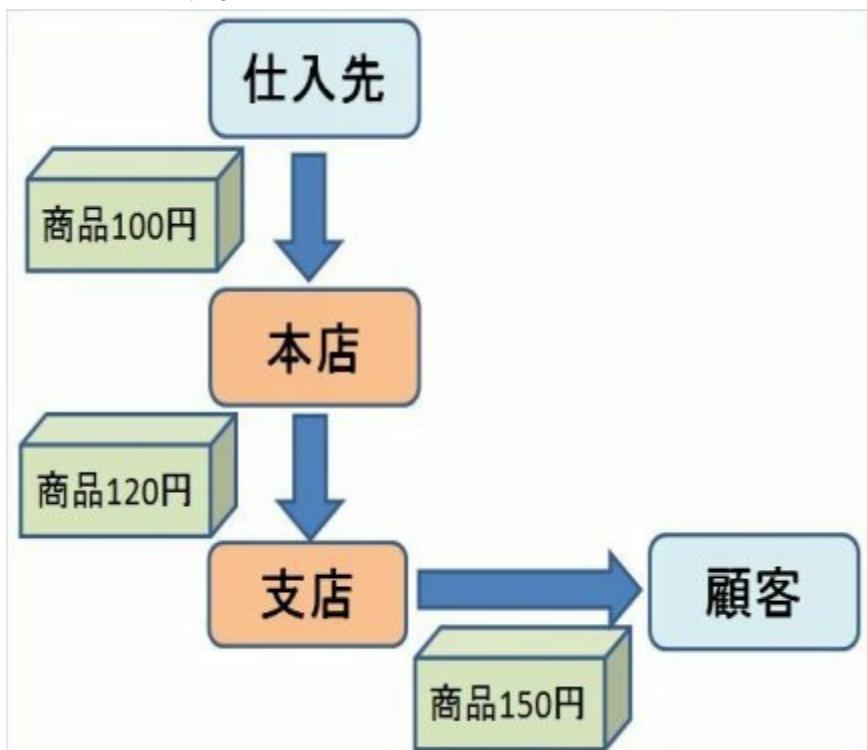
という内部取引の相殺消去の仕訳が必要となります。

ここまでが一つ目の論点です。本支店間の取引においては、本支店会計独特の勘定科目を用います。そして、決算整理仕訳でこれらの勘定科目を消します。ちょっと慣れが必要かもしれません、とくに難しくはないと思います。

ここまでをおさえたうえで、2つ目の論点に入ります。内部利益の控除という論点です。最初はちょっと難しいかもしれません、本支店会計の最大のヤマ場ですので頑張ってマスターしてください。これがわかれば本支店会計の8割はマスターしたも同然です。

本店が支店へ商品を販売するケースで考えてみます。

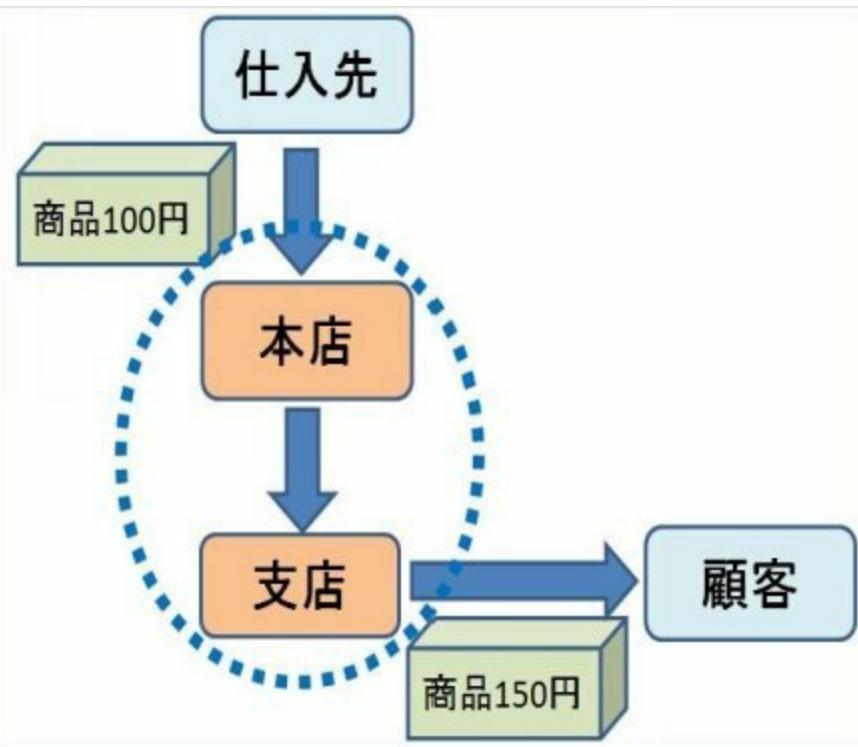
本店は外部から100円で仕入れた商品を支店へ120円で販売し、支店はその商品を顧客へ150円で販売したとします。



このとき、会社全体としての利益は

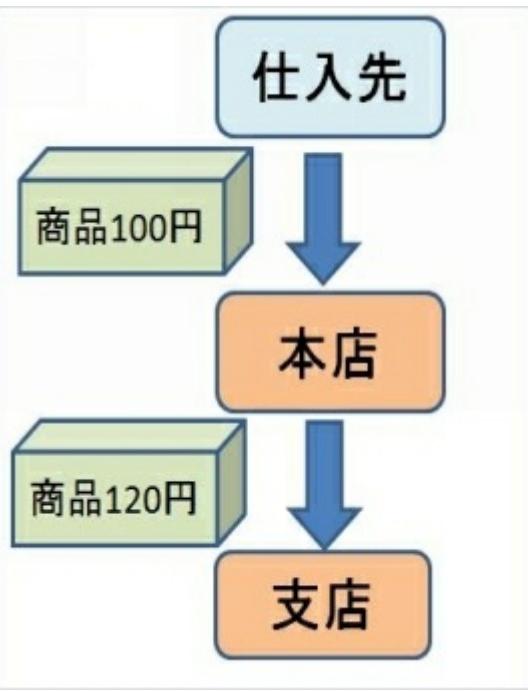
本店での利益20円 + 支店での利益30円 = 50円です。

本店と支店は同一の会社ですので、外部から見れば、これは、100円で仕入れた商品を150円で売ったということに他なりません。



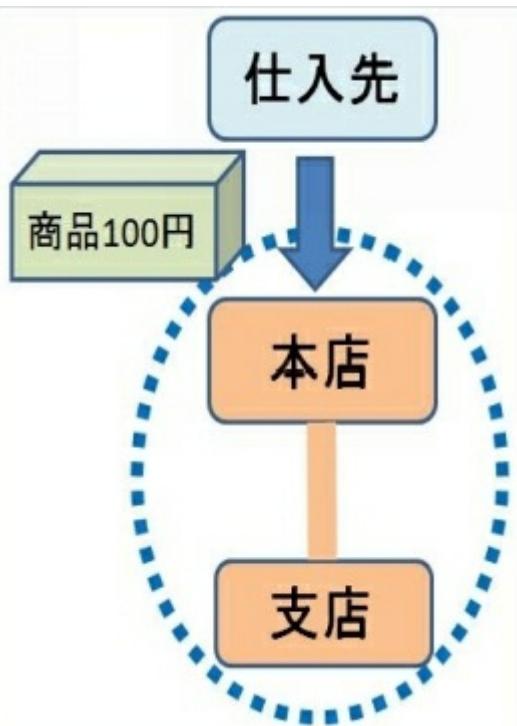
このように、会社全体としては、売上150円、売上原価100円で、利益は50円です。ここまで簡単です。

問題となるのは、本店から仕入れた商品が、期末日現在まだ外部顧客に販売されずに支店に売れ残っているケースです。



この場合、本店での利益は20円ですが、支店での利益は0円です。では、会社全体としての利益は $20円 + 0円 = 20円$ なのでしょうか？

繰り返しになりますが、本店と支店は、物理的には別々の存在だとしても、法律的には一つの会社です。つまり、支店がその商品を外部に販売していない限り、会社としては外部に販売したことにはなりません。したがって、会社全体としての利益は20円ではなく0円のはずです。もつといえ、商品が販売されていないわけですから、売上原価(販売された商品の原価)も0円です。



100円で仕入れた商品がまだ(支店に)残っているという状態です。

ではこのとき支店側の帳簿上で期末商品棚卸高はいくらかというと、100円ではなく120円です。ですので、この20円分を期末商品棚卸高から控除しなければ、会社全体としての売上原価を正しく計算できません。

売上原価 = 期首商品棚卸高 + 当期商品仕入高 - 期末商品棚卸高  
ですので、これを本支店会計計にあてはめれば以下の通りです：

#### 会社全体を一つとしてみたときの売上原価

$$\begin{aligned}
 &= \text{期首商品棚卸高 (本店有高0+支店有高0)} \\
 &\quad + \text{当期商品仕入高 (全体を一つとして見れば100)} \\
 &\quad - \text{期末商品棚卸高 (本店有高0+支店有高 120-20)} \\
 &= 0
 \end{aligned}$$

(「本店より仕入」勘定は決算整理仕訳で相殺消去されているので、当期商品仕入高は本店が外部から仕入れた金額のみとなります)

このような、社内で販売しても外部に販売しない限り実現していない利益を**内部利益**といいます。内部利益は決算において**期末商品棚卸高から**控除されなければなりません。上記で言えば20円です。そして、翌期になれば、この期末商品棚卸高120円はそのまま期首商品棚卸高になります。したがって翌期には、期首商品棚卸高からも内部利益を控除しなければなりません。

決算において内部利益20円を控除するのは、あくまでも**計算上の話**であって、期末商品棚卸高を20円マイナスする**仕訳**をしたわけではないので、翌期の決算において期首の商品棚卸高から20円マイナスする必要があります。

つまり本支店会計での決算作業では、**期首商品棚卸高に含まれる内部利益と期末商品棚卸高に含まれる内部利益を控除する**というのが一番のポイントになります。  
(ちなみに合併貸借対照表上の『商品』からも控除することになります。)

本書では、理解を簡単にするため、「支店から本店への商品販売はない」「支店は本店からしか商品を仕入れていない」という前提で解説しました。実際の簿記2級の問題では、支店は本店のみならず外部業者からも仕入れたりするため、計算がやや面倒なものになります。

たとえば、

『支店の期末商品棚卸高3万円のうち本店仕入分は12,000円であった。なお、本店から支店に商品を発送する際には、原価に対して20%の利益が加算されている。』

このときの内部利益はいくらでしょうか？

答えは

$$12,000 \times (0.2 \div 1.2) = 2,000$$

となります。そしてこの2,000円を、期末商品棚卸高から控除します。

二つ目の論点、いかがでしたでしょうか。ちょっと難しいかもしれません、本支店会計ではこれが一番の論点です。絶対にマスターしてください。

ではここまでのこととを本支店合併損益計算書で表してみます；

## 本支店合併損益計算書

I 売上高 ○○○「支店へ売上」を含まない

### II 売上原価

1 期首商品棚卸高 ○○ 内部利益を控除後

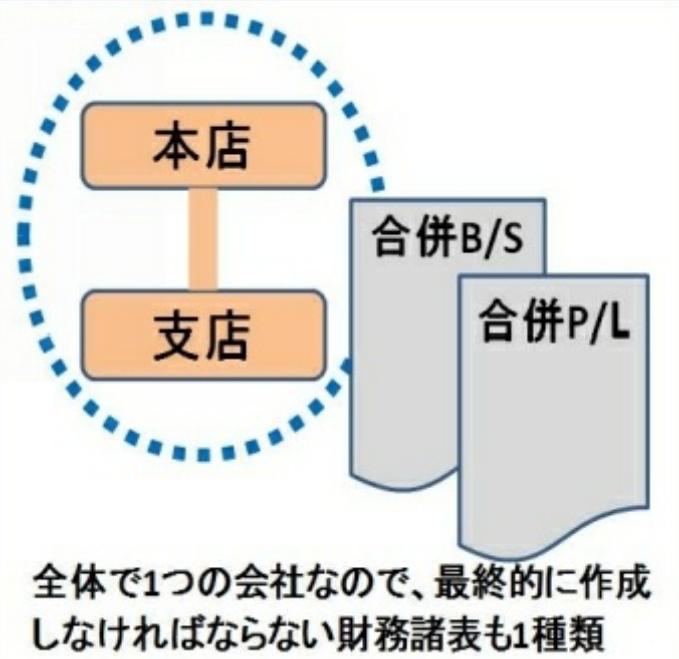
2 当期商品仕入高 ○○○○「本店より仕入」を含まない

合計 ○○○

3 期末商品棚卸高 ○○ 内部利益を控除後

## 【本支店会計と連結会計の違い】

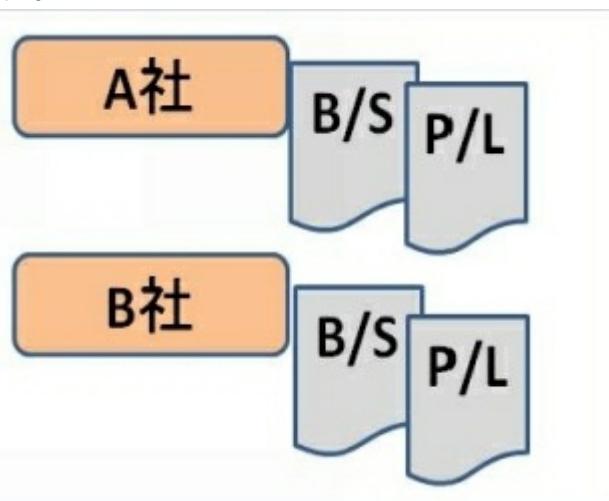
ここまで解説してきたとおり、「本店と支店は物理的には別々の存在になっているけれども、法律的には一つの会社なので、一つの財務諸表を作成する」というのが本支店会計でした。



本支店会計は、全体を一つとみなしているわけではありません。そもそも法律上一つの会社なので、一つの財務諸表を作成するというだけの簿記会計です。そういう意味では3級以来学習してきたこととなんら変わりはありません。ただ、一つの会社内で本店と支店とに分かれてそれぞれで経理処理しているので別々に財務諸表を作成しているというだけのことです。会社として税務署や銀行や株主に見せる財務諸表は一つですし、それは全社ベースの数値で作成されたものですので、最終的には合算します(内部取引は消去します)。

一方、ニュースや新聞では、“連結売上高”とか“連結営業利益”というように“連結”という言葉がよく使われています。これは一体何でしょう？

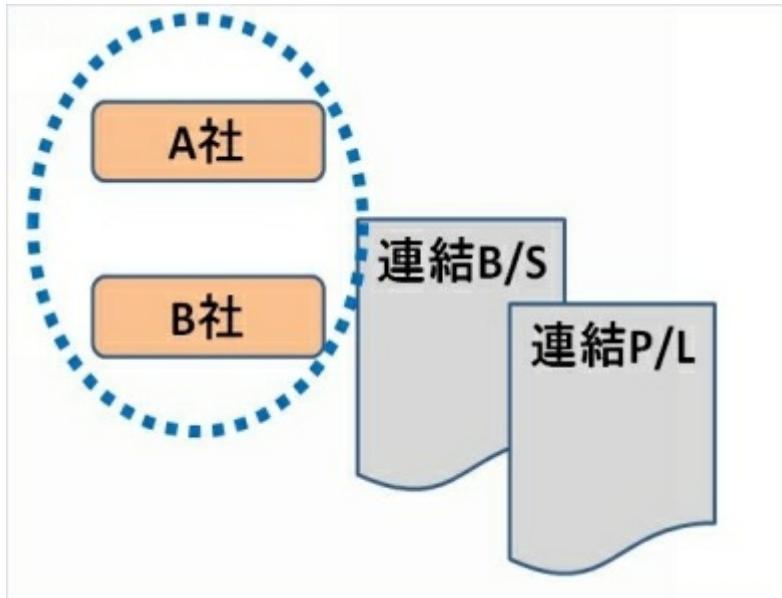
繰り返しになりますが、法律上一つの会社で一つの財務諸表を作成しなければなりません。たとえば以下のように、A社とB社という二つの会社がある場合、A社もB社もそれぞれ財務諸表を作成するということです。



もしかしたらA社自体あるいはB社自体の中身が本店と支店に分かれているかもしれません、最終的には会社として一つの財務諸表を作成します(それが本支店会計)。

そして、確認ですが、A社とB社は法律的に別々の会社です。

連結会計とは、同一グループ内の会社の財務諸表を合算して一つの財務諸表（連結財務諸表）を作成する会計のことをいいます。たとえばA社とB社が同じ連結グループだとしたら、法律的な枠組みを超えて、一つの連結財務諸表を作成します。



“連結グループ”とは、親子関係にある会社などのことです。

親子関係とは、たとえばB社の株式の過半数をA社が保有しているとき、A社を親会社、B社を子会社と呼び、親子それぞれの財務諸表を合算して連結財務諸表を作成します。別々の会社の財務諸表を合算するわけです。このとき、本支店会計と同様に、連結グループ会社間の取引（つまり内部取引）を消去します。原理的には、連結会計は、本支店会計とよく似ています。現代では、財務諸表といえば連結財務諸表のことを指すのが通常、と言っても過言ではありません。（連結会計は簿記1級で学習する内容で、難易度もかなり高いものとなります）

**【章末確認問題】**

Q1:『本店より仕入』勘定は本店側と支店側どちらの勘定科目でしょうか？

A: 支店側  
(決算において、本店側の『支店へ売上』勘定と相殺消去されます)

Q2:『支店』勘定は本店側と支店側どちらの勘定科目でしょうか？

A:本店側  
(決算において、支店側の『本店』勘定と相殺消去されます)

Q3:次の取引について、本店側の仕訳をしてください。  
支店が外部の会社に負っている買掛金3万円を、本店が立て替えて現金で支払った。

A:(借)支店3万(貸)現金3万  
(借方『支店』勘定は、支店に対する債権を表します)

Q4:次の取引について、支店側の仕訳をしてください。  
本店が支店に4万円の商品を掛販売した。

A:(借)本店より仕入4万(貸)本店4万  
(貸方『本店』勘定は、本店に対する債務を表します)

Q5:以下の場合の内部利益を算出してください。

支店の期首商品棚卸高4,800円のうち、本店仕入分は2,400円だった。

支店の期末商品棚卸高3,600円のうち、本店仕入分は1,200円だった。

なお、本店は支店へ商品を発送する際に、原価に対して20%の利益を上乗せしている。

A:

期首商品棚卸高に含まれる内部利益は

$$2,400 \times (0.2 \div 1.2) = 400$$

期末商品棚卸高に含まれる内部利益は

$$1,200 \times (0.2 \div 1.2) = 200$$

Q6:商品に含まれる内部利益は、本支店合併損益計算書の中のどの項目から控除されなければならないのでしょうか。

A:期首商品棚卸高と期末商品棚卸高

Q7:商品に含まれる内部利益は、本支店合併貸借対照表の中のどの項目から控除されなければならないのでしょうか。

A:商品

## 【第21章】合併

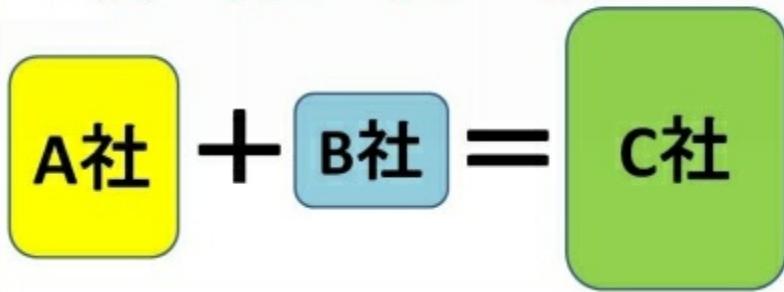
(本章において“会社”とは株式会社を想定しています。)

合併とは、複数の会社が一つの会社になることをいいます。会社の規模を大きくするためなどの目的で行われます。

合併には大きく、新設合併と吸収合併とがあります。

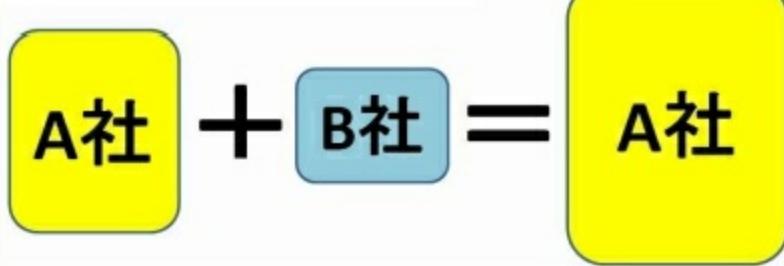
新設合併とは、たとえばA社とB社が合併して新しくC社になることです。A社もB社も消滅します。

### 新 設 合 併



一方、吸収合併とは、たとえばA社とB社が合併してA社(もしくはB社)になることです。どちらか一方が消滅します。

### 吸 収 合 併



日本における合併のほとんどは吸収合併のようです。これは、新しい会社を設立する手続き自体が煩雑だったり、会社を新設すると各種許認可を一から取得する必要があり、その手続きが煩雑だったりするなどの理由で新設合併が避けられているからのようです。

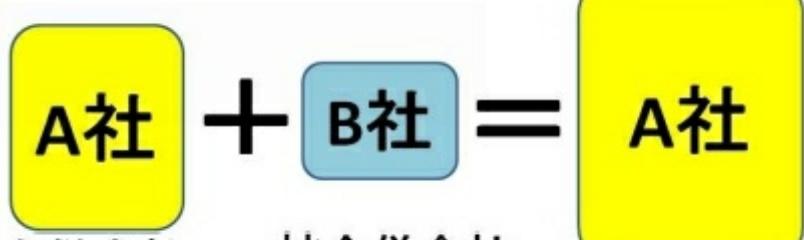
あたかも新設合併のように見えて、調べてみると吸収合併だったりします。吸収合併と同時に社名変更をすれば、あたかも新設合併のように外見上は見えます。事務手続き上の理由で吸収合併を選んだとしても、社名変更することで“合併して生まれ変わりました！”というイメージ・メッセージを与えることができます。

簿記2級でも主に吸収合併が出題されるようですので、本書でも吸収合併のみを扱います。

なお、吸収合併における、吸収する側の会社を**合併会社**もしくは**存続会社**といいます。上図ではA社の立場です。

一方、吸収される側の会社を**被合併会社**もしくは**消滅会社**といいます。上図ではB社の立場です。

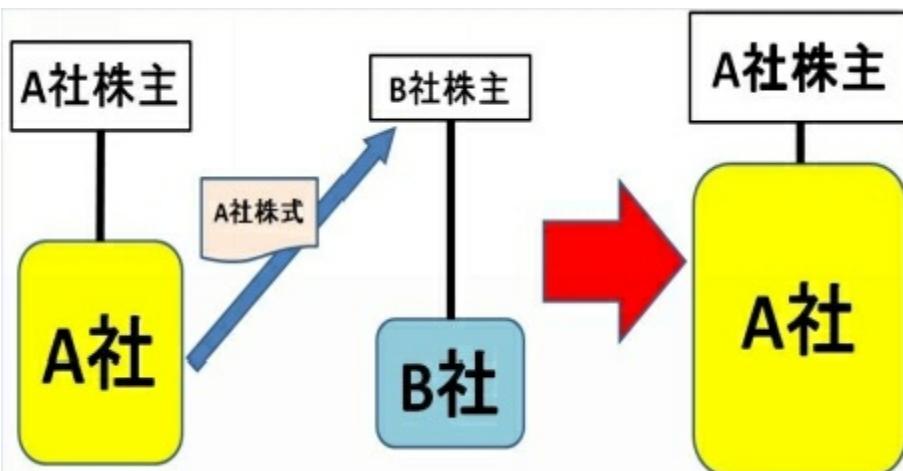
# 吸 収 合 併



合併会社  
(存続会社)  
被合併会社  
(消滅会社)

吸收合併では、合併会社(A社)は被合併会社(B社)の資産と負債を受け入れます。このとき時価で受け入れるというところがポイントです。つまり吸收合併すると、受け入れる資産と負債の時価の分だけ、合併会社の資産・負債は増額します。

もちろんタダで資産・負債を受け入れるわけではなく、たとえば対価としてA社の株式を発行します。つまり新株発行の手続き(の仕訳)も行うわけです。なお、この株式は、被合併会社(B社)の株主に交付するものです。これでB社株主はA社株主に変わります。



つまり、対価が株式である場合の吸收合併においては、合併会社側(A社側)の仕訳は  
①資産と負債を時価で受け入れる仕訳と、  
②新株を発行する仕訳  
の2種類の仕訳を同時に行うということです。

たとえば、被合併会社(B社)の資産・負債・純資産が以下のとおりだったとします。この会社をA社が吸収合併するとします。

(単位:万円)

	簿価	時価		簿価	時価
現金	10	10	借入金	200	200
売掛金	30	30	資本金	40	
土地	200	260			
	240			240	

合併会社(A社)は被合併会社(B社)の株主に対して、株式100株(時価@2万円)を発行したとします

(便宜上、全額を資本金にすることにします)。すると合併会社(A社)側の仕訳は、とりあえずは以下のとおりになります(単位:万円);

**(借)現金 10 (貸)借入金200  
(借)売掛金 30 (貸)資本金200  
(借)土地 260**

このとおり資産と負債を時価で受け入れます。純資産は受け入れず、その代わりに新株を発行した分だけ増加します(資本金200万円)。

しかし、このままだと貸借が一致していません。貸方が借方よりも100万円大きくなっています。この貸借差額を埋めるための何らかの方法が必要です。そこで登場するのが『のれん』勘定です。貸借差額を埋める役割を果たします。

**(借)現金 10 (貸)借入金200  
(借)売掛金 30 (貸)資本金200  
(借)土地 260  
(借)のれん100**

B社の正味時価は資産300万円 - 負債200万円 = 100万円です。よってこの場合、「正味時価100万円のB社」を、「200万円の株式」で取得したことです。つまり100万円の会社を200万円で購入したわけです。このプレミアム部分を『のれん』といいます。ではこの「のれん」とは一体何でしょうか?なぜ100万円の価値しかない会社を200万円も出して買うのでしょうか?この“プレミアム”は何でしょうか?

それはその被合併会社(B社)のブランド力だったり、商品開発力だったりするわけです。残念ながらこれらは簿記会計ではうまく把握することができないものです。簿記会計ではこれを一言で「のれん」と言っているわけです。

実は『のれん』勘定はすでに一度出てきました。覚えていますか?第8章「無形固定資産」です。無形固定資産である『のれん』勘定は決算において毎期償却していきます。償却期間は20年以内とされています。

例えば**100万円の『のれん』勘定を20年で償却する**としたら、決算において毎期  
**(借)のれん 儻却5万 (貸)のれん5万**  
と仕訳します。

以上合併の会計処理の基礎でした。

合併の会計処理、いかがでしたでしょうか。簡単ですよね!

簿記2級では合併に関しては基本的なことしか学習しませんので、本書の内容をおさえておけば、後はほんの少し肉付けするだけです(本書でほぼカバーできていると思います)。

**【章末確認問題】**

Q1: 吸収合併においては、合併会社は被合併会社の何を受け入れるのでしょうか。

A: 資産と負債  
(ともに時価で受け入れます。なお純資産は受け入れません)

Q2: 吸収合併において、被合併会社の資産の時価と負債の時価との差額が100万円だったとします(資産>負債)。この被合併会社を合併するために時価150万円の新株を発行しました。この場合の150万円-100万円=50万円を簿記会計では何というでしょうか。

A: のれん

## 【第22章】伝票

本書ではあまり触れてきませんでしたが、『仕訳する』とは、どこに仕訳を書くことでしょうか？簿記検定では仕訳帳に仕訳を書いていく形式となっているのが通常だと思います。つまり仕訳は仕訳帳に直接書くもの、ということが前提です。仕訳帳に書かれた仕訳が総勘定元帳に反映されるという順序だと思います。  
そして仕訳帳の代わりに伝票を用いることもある、というのが簿記検定での伝票の位置づけだと思います。つまり  
仕訳帳もしくは伝票に仕訳を書く⇒総勘定元帳に転記する  
という順序です。

実務では、仕訳は伝票に書くのがごく普通です。仕訳をすることと伝票(会計伝票)を起票することがほぼ同義です。起票された伝票の内容を会計ソフト内の仕訳帳に入力していくスタイルをとることが多いと思います。つまり実務では  
伝票に仕訳を書く⇒会計ソフト内の仕訳帳に仕訳を入力する⇒総勘定元帳に自動的に反映されるというイメージです。ただし伝票自体が紙であるとは限らず、電子伝票の会社もあります。

ではまず3級の内容を復習します；  
簿記3級で出てきたのは『入金伝票、出金伝票、振替伝票』の3種類がメインだったと思います(3伝票制)。  
**そもそもなぜ伝票が3種類(あるいはそれ以上)もあるのでしょうか？1種類ではダメなのでしょうか？**  
これを理解しておくと、本章『伝票』のマスターは簡単です。

簿記のテキストを読むと、たとえば、

“企業の取引を、入金取引、出金取引、その他の取引の3つに分類し、それぞれの取引について、入金伝票、出金伝票、振替伝票の3種類を使う”というようなことが説明されていました。  
それは確かにそうで、、、、そう機械的に覚えることもできますが、、、これでは初学者の方々には理解(納得)が難しいように思われます。

私の理解では、こう考えます。

『**伝票はそもそも1種類でいい**のです。振替伝票のみでいいのです。すべての取引を、この振替伝票で仕訳します。実際、伝票が1種類しかない企業も多くあります(その場合、一般会計伝票とも呼ばれます)。

ただ、現金の入金、現金の出金が毎日何十件もあると、イチイチ借方現金・貸方現金と書いて仕訳するのが面倒になってきます。現金の入金・出金については、それぞれ『借方 現金』『貸方 現金』と予め印刷してある伝票を使ったほうが手間が省けることになります。そこで、借方が現金と決まっている入金伝票と、貸方が現金と決まっている出金伝票も使い、結果3種類の伝票を使い分けることになった。』

つまり『まずは1種類のみだった。**必要に応じて伝票の種類が増えた。**』

こう考える方が自然ですし実際そうだったんだと容易に想像ができます。

この考え方は5伝票制を採用している場合にも応用できます。

『使う伝票は振替伝票が基本。ただし入金(借方現金)は入金伝票、出金(貸方現金)は出金伝票を使う。』と考えるわけです。

よって、たとえば

(借)現金 500 (貸)受取利息 500

という仕訳をしたいときには、入金伝票を使います。

しかも、実際には貸方しか記入しません。

なぜなら、借方にはすでに『(借) 現金』と印字されているからです。

(もしくは、印字されていなくても、“入金伝票”なので、借方が「現金」であることが前提になっています。)



つまり、入金伝票を使った場合は、借方の勘定科目は、現金です。

同様に、出金伝票を使った場合は、貸方の勘定科目は、現金です。

入金伝票に「受取利息」と書かれていたら、たとえそこに『現金』と書かれていなくとも、

(借)現金 (貸)受取利息

という意味です。

この考え方さえ身につければ、2級の伝票問題も簡単です！

では2級の内容に進みましょう。

2級では伝票は5種類でできます(5伝票制)。これまでの振替伝票、入金伝票、出金伝票に加え、**仕入伝票と売上伝票**を用います。

もうおわかりですね。仕入伝票は借方が『仕入』勘定ですし、売上伝票は貸方が『売上』勘定です。

しかしこまでの3つの伝票と違う点があります。

仕入伝票も売上伝票も、ともに掛取引が前提となっているため、**仕入伝票の貸方は買掛金**ですし、**売上伝票の借方は売掛金**です。

つまり300円で商品を掛けで仕入れたら、

(借)仕入300(貸)買掛金300

という仕訳ですので、仕入伝票を用います。

また、仕入伝票に「300円」とだけ記載されていたら

(借)仕入300(貸)買掛金300

という仕訳を作成したことを意味します。

借方も貸方も勘定科目が決まっているわけです。

ただし通常は仕入伝票には「買掛金」と記載されていますし、売上伝票には「売掛金」と記載されています。しかも、掛取引で大切なのは、相手先の名前です。誰に対する買掛金・売掛金なのかが大切です。したがって、仕入伝票・売上伝票には取引の相手先名も記入します。

## 仕 入 伝 票

買掛金(東京商店)300

## 売 上 伝 票

売掛金(千葉商店)500

また、返品や値引きがあった場合には、仕入伝票・売上伝票上に**赤字**でその旨を記入します。たとえば、商品500円を掛けで千葉商店に販売したら

## 売 上 伝 票

売掛金(千葉商店)500

という売上伝票を起票しますが、その後100円値引きをしたら



という売上伝票をさらに起票します。これは逆仕訳を意味するものです。つまり  
(借) 売上100 (貸) 売掛金100

という仕訳を意味します。

このように赤字で“値引き”とか“返品”とか書きますので、実務では赤伝(あかでん)と呼ばれることが多いと思います。

簡単な説明ではありましたが、ここまでわかれば「伝票」の章で学ぶことの基本はたったのこれだけです。あとはこの伝票を帳簿に記入していく作業だけです。簡単です。

『伝票』は得点源です。もし出題されたら満点を取ってください！

**【章末確認問題】**

Q1:『商品を掛けで仕入れた』このとき使用する伝票は何伝票でしょうか？(5伝票制)

A: 仕入伝票

Q2:『買掛金を当座預金から支払った』このとき使用する伝票は何伝票でしょうか？(5伝票制)

A:振替伝票(現金ではありませんので出金伝票ではありません)

Q3:『掛けで仕入れた商品について、返品した』このとき使用する伝票は何伝票でしょうか？(5伝票制)

A: 仕入伝票(仕入伝票に赤字で“返品”と記入します)

## 【Appendix】会社法と金融商品取引法と会計監査

繰り返しになりますが、簿記2級ほどの知識を身につけたい方は、簿記だけでなく、“経理周辺の一般常識”も身につけたい方が多いのではないかと私は思っています。ここではその一つ「会社法と金融商品取引法および会計監査の関係」を書きます。

どの会社にどういう種類の決算書が存在するのか(しないのか)、  
どういう会社が公認会計士による会計監査を受けなければならないのか、というオハナシです。

(私の著書『会社法の入門書を読む前におさえとく ゼロからの簿記・会計と経理・経営のオハナシ』を一部抜粋し、加筆修正したものです。)

会計の側面から見ただけでも、日本には決算書が2種類あるのですが、ご存じですか？「貸借対照表」と「損益計算書」の2種類、ではないですよ。「貸借対照表や損益計算書やその他の表や情報などを1セットにしたもの」(すべてを1つの冊子にしたもの)が2種類あるのです。常識的に考えたらかなりおかしいことだと思いますが、現に日本には2種類あります。

さらに、法人税申告書も“決算書”と呼ばれたりしますので、これを含めれば3種類の“決算書”があることになります。(“決算書”とは、定義があいまいで法律上の用語でもなく、一般的には、貸借対照表・損益計算書・申告書などをひとまとめにしたものの総称です。)

なぜ会計だけでも2種類もあるのかわかりますか？

日本には、決算書に関する法律が、大きく2つあるからです。**金融商品取引法**と**会社法**です。これらの法律がそれぞれ別々の決算書の作成を要求しているのです。法律学者のこだわりなのか、立法者のこだわりなのか、どこかの業界団体の圧力なのか、、、2つ作らせることがどれほど理想的で素晴らしいことなのか、知識の浅い私にはよくわかりませんが、実はこれら2つの法律は、経理実務を大変非効率なものとし、また混乱させてきました(近年はだいぶ楽になりましたが)。

金融商品取引法が適用される会社は、**上場企業**などです(証券取引所に株式を上場している会社、発行価額1億円以上の有価証券の募集または売出を行っている会社、などです。以下、本書では上場企業等と言います)。

上場企業等は、**金融商品取引法の要求する決算書**を作成し、かつその決算書について会計監査人(監査法人・公認会計士)による会計監査を受ける必要があります。金融商品取引法が作成を要求する決算書の典型的なものは、**有価証券報告書**です。有価証券報告書には、貸借対照表や損益計算書などの財務諸表だけでなく、数十ページにもおよぶその他の情報を記載しなければなりません。記載内容も記載ルールも細かく決められています。作成するのが本当に大変なものです。しかも、今は**四半期報告書**も作成しますので、合計すると年に4回作成するわけです。しかもその都度会計監査人によるチェックを受けなければなりません。金融商品取引法が適用となる会社の経理部は一年中忙しくなりました。それに加えて内部統制監査も受けなければなりません。本当に本当に大変です。

一方、**会社法の要求する決算書**は、「**計算書類**」です(厳密には、計算書類、事業報告および附属明細書の3つを作成しなければなりません)。

会社法上、計算書類等について会計監査人による会計監査を受けなければならない株式会社は、**大会社**(資本金5億円以上または負債総額200億円以上の株式会社)や、任意で会計監査人を設置した会社などです(以下、本書では大会社等と言います。詳細は法律専門書でご確認ください)。

実務の観点から結論を言えば、「大会社等に該当すれば、計算書類等を作成し、会計監査人による会計監査を受けなければならない」ということです。

大会社等でなければ、会社法上は、計算書類の作成はしなければなりませんが、会計監査人による会計監査を受ける必要はありません。外部監査を受けないので実際にはそれらの一部は作成されないことが多いでしょう。

つまり、**決算書に対する会計監査を要求している法律が二つある**、とも言えるわけです。**会社法**は計算書類等の会計監査を要求し、**金融商品取引法**は有価証券報告書等の会計監査等を要求しています。前者を会社法監査、後者を金商法監査なんて言ったりしますが、どちらか一方の監査を受けるだけ

でも企業側は非常に負担を強いられます。もちろん、決算書を作成するだけでも相当な負担です。

※会計監査は、社外の公認会計士・監査法人が行います。監査を受ける会社の規模にもよりますが、数人で1週間程度で終わることもあれば、数十人で1ヶ月以上もかかることもあります。経理部の立場で見ると、1年で一番忙しい決算の時期に監査が行われるので、忙しさが倍増しますので、ナカナカ厄介です。監査する立場から見ると、そんな忙しい経理部員に話しかけて、質問したり資料を見せてもらったり提出してもらったりするわけですから、ナカナカ気を遣うものです。

ここでいいたんまとめます。

・すべての株式会社で作成しなければならない“決算書”は、**計算書類**等(と法人税申告書の2つ)です。そしてもしだ大会社等に該当する場合には、計算書類等について会計監査人による会計監査を受けなければなりません。

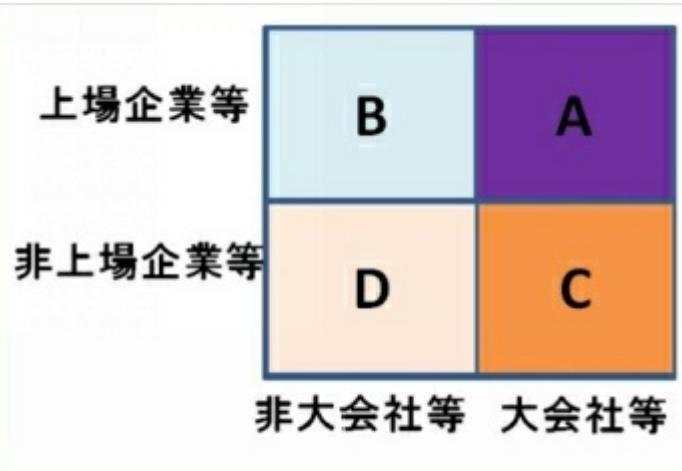
・さらに上場企業等が作成しなければならない“決算書”は、**有価証券報告書**等です。会計監査人による会計監査を受けなければなりません。

したがって上場企業等であってなおかつ大会社等にも該当する場合には、これらの両方を作成し、なおかつそれぞれについて会計監査人による会計監査を受けなければなりません。

有価証券報告書と計算書類は、ともに会計ルールに準拠した仕訳によって計算された数値ですので貸借対照表・損益計算書自体は(ほぼ)同一なのですが、計算書類と有価証券報告書とでは、それ以外に記載する内容がかなり異なります。記載の対象となる項目が違うだけでなく、同じような項目でも文言・表現が異なっていたりします。これが非常に厄介で経理部の人はとても大変です(さらに法人税申告書も作成しなければなりません)。

会計監査を受ける場合、「有価証券報告書」や「計算書類」は、どちらかだけでも作成するのが本当に大変です。記載内容は細かく規定されていますし、世間に公表するので誤った数値を記載するなんて絶対避けなければなりませんし、誤字脱字もあってはならないので、経理部は何度も何度も数字と文字をチェックします。

以上から、日本にある株式会社は、経理の側面からみると大きく4つの類型に分けられるわけです。

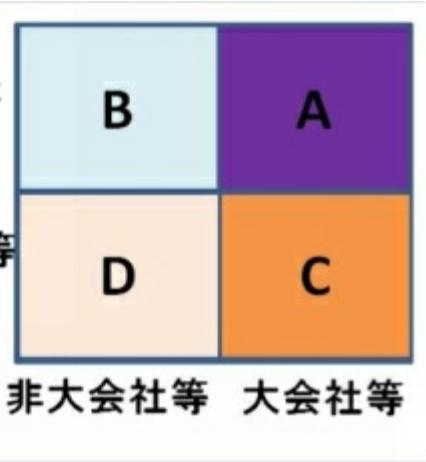


これはあくまでも経理の側面から見た類型です。

大会社等(AC)であれば計算書類について会社法の会計監査人監査を受けなければなりません。また上場企業等(AB)であれば有価証券報告書を作成し、なおかつ金融商品取引法の会計監査人監査を受けなければなりません。

したがって会計監査人による会計監査を受けるのはABCということになります。Aに区分される会社の経理部員は、本当に大変です。簿記会計をめいっぱい勉強した成果を一番発揮できるのがAでしょう。もちろんBやCでも発揮できます。

一方、Dに区分される会社では、そもそも会社法監査も金商法監査も関係ないため、初めから法人税法に準拠した仕訳を作成して計算書類等を作成するのが実務の慣行です（会計ルールに準拠するメリットが少ないため）。したがって税務調整がほとんどなく、ほぼそのまま法人税申告書が作成されます。Dに区分される会社の経理部員に必要とされる知識は、会計基準よりもむしろ法人税法でしょう。（Dに区分されるのはいわゆる“中小企業”です。）



よって

Bの会社には有価証券報告書(及び四半期報告書)が存在します。もちろん監査済みです。それと法人税申告書も存在します。

Cの会社には監査済みの計算書類等が存在します。それと法人税申告書も存在します。

Aの会社には監査済みの有価証券報告書(及び四半期報告書)と監査済みの計算書類等の両方が存在し、また法人税申告書も存在します。

Dの会社には監査を受けていない計算書類と、法人税申告書が存在します。

さらに説明を加えると、連結財務諸表を作成しなければならぬのは金融商品取引法が適用となる会社です(つまりAとB)。Cの会社では、たとえ子会社があっても連結財務諸表を作成するかどうかは任意です。任意ですので、Cに区分されるほとんどの会社では連結財務諸表は作成されていないでしょう。Dの会社でも当然作成されていないでしょう。つまり、連結会計をせっかく一生懸命勉強しても、その知識を活かせるのはAかBに区分される会社のみということです。

以上、株式会社を経理の側面から見てみました。

経理部員は決算でこれらの決算書を作成するわけです。自分の働いている会社やこれから働くとしている会社がどの区分に属するかを一度考えてみてください。

どこに区分されるかで作成する決算書の種類も数も異なりますので、経理部員に必要とされる知識もそれぞれ異なってきます。

法人税法の知識はすべての会社の経理部で必要となります(中小企業では税務は顧問税理士に任せているケースも多いとは思います)。

必要とされる簿記会計の知識は、どこに区分される会社なのかでまったく異なってきます。せっかく簿記の上級レベルをマスターしても、Dの会社の経理部ではあまり役に立つことはないでしょうし、D以外の会社でも、会社法決算なのか金商法決算なのかで作成する決算書もまったく異なってきますので開示する項目や表現がまったく異なってきます。連結財務諸表やキャッシュ・フロー表の作成の必要性の有無も異なってきます。

## 【おわりに】

最後までお読みいただき、本当にありがとうございました。

実は本書のテーマは2つあります。お互い相容れないテーマなんですが両方を目指して執筆しました。

一つ目は、「いかに効率よく簿記検定に合格してもらうか」というテーマです。私の感覚としては、いきなり分厚い受験対策本で勉強を始めるよりも、まずは深さソコソコの入門書を読んで全体像を把握した方が、結果的には近道になると思っています。ですので、本書のような入門書を書かせていただきました。

そして二つ目は、「簿記検定に合格しさえすればいいのか」というテーマです。

私は学生時代簿記会計をたくさん勉強しました。「就職超氷河期」だったということもあり、文字通り朝から晩まで必死に勉強しました。しかしいざ経理部や監査法人で働いてみると、実は簿記会計の勉強では教わらない(あるいはあまり扱われていない)内容が、自分の仕事の大前提になっていたり、常識だったりしました。簿記検定さえ受ければそれでいいというわけではなかったのです。そこで、本書には、ほんの少しですが経理周辺の一般常識的なものも書かせていただきました。経理の世界では本当に大切な知識です。書こうと思えばもうちょっと書けるんですけどね(笑)。

私の相反する2つのテーマに込められたメッセージを少しでもお伝えできたらうれしく思います。

では、ここまでお付き合いいただきまして本当にありがとうございました。

※本書の姉妹書として『ホントはじめての簿記2級工業簿記』も出版させていただいております。こちらの内容は工業簿記・原価計算ですので、さすがに電卓なしとはいきませんが、内容は基本中の基本ばかりで、全体像が見えやすいと思いますので、2級工業簿記の勉強の際には是非こちらもよろしくお願ひいたします。

私の個人的な工業簿記のオススメ勉強順序；

一番正確な理解が深まるのは、やはり最初に『ホントはじめての簿記2級工業簿記』のような入門書を読んだ後に、本格的な受験対策本を読むことだと思います。

でもとりあえずは他の方が書かれた本格的な分厚い受験対策本で工業簿記の勉強を始めてみてください。それで理解できれば、時間面からも金銭面からもこんなにいいことはありません。もしそれでよくわからなかつたら私の著書『ホントはじめての簿記2級工業簿記』をぜひ読んでみてください。そうすると『ホントはじめての簿記2級工業簿記』のすごさがわかっていただけると思います。

2014年7月 ふくしままさゆき